

# 会計理論学会スタディ・グループ最終報告

## 会 計 の 可 能 性

### —理論・計算・報告・制度のオルタナティブ—

会計理論学会スタディ・グループ

代表 小栗 崇資（駒澤大学名誉教授）

陣内 良昭（東京経済大学名誉教授）

委員 新谷 司（日本福祉大学）

内野 一樹（立教大学）

木村 真実（東京都市大学）

鈴木 和哉（立教大学）

高野 学（駒澤大学）

高橋 伸子（国士館大学）

田村八十一（日本大学）

西森 亮太（新潟青陵大学）

松田真由美（政治経済研究所）

山口不二夫（明治大学）

（五十音順）

2021 年 11 月

# 会計の可能性

## —理論・計算・報告・制度のオルタナティブ—

共同代表 小栗崇資・陣内良昭

本研究は、表記の題名を研究テーマとするものであり、本報告はその最終報告である。これまでほとんど取り組まれることがなかった研究課題であるが、こうした問題に応えるべき段階にわれわれは差し掛かっていると思われる。

21世紀に入って世界は大きく変化してきた。グローバル資本主義の発展の中で新たな生産力の段階をもたらすデジタル・エコノミー化が進行し、GAFAなどの巨大デジタル・プラットフォーマーが世界経済の中心を担うようになってきた。その新たな変化の一方で、貧困と格差の著しい拡大や気候変動による環境破壊が人間の労働や生活に大きな影響を及ぼすようになり、経済社会をきわめて不安定なものにしている。こうした歪んだ経済をもたらしたものは「新自由主義」にもとづく経済運営であるが、新自由主義的な経済政策への批判の高まりの中で、新自由主義からの脱却をめざす動きも強まっている。2019年8月、アメリカの経営者団体ビジネス・ラウンドテーブルは株主中心の経営からすべてのステークホルダーのための経営への転換を宣言し、2020年1月、世界経済フォーラム（ダボス会議）は「ステークホルダー資本主義」を提起するに至っている。こうした状況においては資本主義のあり方自身が問われ、資本主義の転換が求められているといつても過言ではない。

さらに、こうした動きに加わったのが新型コロナCOVID-19の世界的な蔓延である。新型コロナウィルスは資本主義の転換を一層迫るものとなっており、ポスト・コロナにおいて経済と社会のあり方について考えることが求められている。その中で会計のあり方も問われていることはいうまでもない。

本研究はこうした要請に応え、新たな会計の進むべき方向を明らかにすることを目指すものである。この最終報告では、序章、第I部、第II部、第III部の総論にあたる第1章、第5章、第12章以外の章については、要約を掲載している。論稿の多くは試論の域を出ないが、この報告を通じて、会員各位からの意見や批判をいただきたい。

# 目 次

序 章 資本主義の変化と会計	小栗崇資・陣内良昭
1. 変革期に入りつつある資本主義	
2. 企業における正義とステークホルダー	
3. 会計の変革	
<b>第1部 会計理論の可能性</b>	
第1章 会計理論の新たな展開	小栗崇資・陣内良昭
1. 会計理論の展開とその基礎	
2. 会計の基本構造	
3. 計算構造と会計制度	
4. 会計理論の新たな展開	
第2章 株式会社の構造と会計のオルタナティブ	小栗崇資
1. 株式会社の基本構造	
2. 通過点としての株式会社	
3. 簿記・会計の構造	
4. 会計へのインプリケーション	
第3章 複式簿記とアカウンタビリティの原理	陣内良昭
1. 会計の普遍と特殊	
2. アカウンタビリティの展開	
3. 複式簿記の展開	
第4章 新しい会計史・批判的会計史の評価と課題	新谷 司（日本福祉大学）
1. 学際的・批判的会計学	
2. 新しい歴史学	
3. 新しい会計史・批判的会計史の理論的枠組および理論の特徴	
4. 新しい会計史・批判的会計史のその他の特徴	
<b>第2部 計算と報告の可能性</b>	
第5章 新たな計算と報告の可能性	小栗崇資・陣内良昭
1. ステークホルダー資本主義への転換	
2. 新たな会計の展開	
3. 付加価値計算をめぐる論議	
4. 新たな付加価値計算書	
5. 新たな貸借対照表	
6. 新たな非財務報告	
第6章 付加価値会計の再構築とパーパス会計	内野一樹（立教大学）
1. 株式会社の所有	
2. 付加価値の計算	
3. ステークホルダー資本主義と会計	
4. 新たな付加価値計算書—パーパス計算書	
第7章 非財務情報の会計・経済指標としての付加価値	松田真由美（政治経済研究所）
1. ESG情報開示への取り組み	

- 2. ESG 情報開示の問題点
  - 3. 非財務情報の拡大とガイドラインの乱立
  - 4. 主要なガイドラインにおける会計・経済指標
  - 5. 非財務情報における付加価値情報
- 第8章 新たな付加価値計算書と原価計算 高野 学（駒澤大学）
- 1. 「総原価明細書」の提案
  - 2. 付加価値分岐点分析と目標付加価値の分配
- 第9章 MFCA と影響評価の統合化モデル 木村眞実（東京都市大学）
- 1. 統合化モデルに関する先行研究
  - 2. LIME による環境影響
  - 3. 実証試験から統合化モデルを検討
- 第10章 無形資産による会計のオルタナティブ 山口不二夫（明治大学）
- 1. 問題の所在
  - 2. 無形資産の定義：自己創設のれんの計上はなぜ許されてこなかったのか
  - 3. 無形資産の識別・分離可能性と分類・評価
  - 4. 財務報告書での無形資産項目の記載方法と無形資産財産目録の提唱
  - 5. 新しい付加価値計算書と無形資産
- 第11章 銀行業における稼得収益分配計算書 高橋伸子（国士館大学）
- 1. 木村和三郎の提示した“銀行利息分配表”
  - 2. 銀行業の財務諸表の推移とその特徴
  - 3. 銀行業の収益の源泉；預金
  - 4. 稼得収益の分配の提示の意義

### 第3部 会計制度の可能性

- 第12章 会計制度の新たな展開 小栗崇資・陣内良昭
- 1. 企業制度の改革
  - 2. 日本の会計制度のアメリカへの依存と変容
  - 3. 分配会計・情報会計と単体会計・連結会計
  - 4. 会社法会計の改革
  - 5. 金融商品取引法会計の改革
- 第13章 ステークホルダー資本主義と会社法会計 西森亮太（新潟青陵大学）
- 1. 商法会計から会社法会計への変遷
  - 2. ステークホルダー型資本主義に向けてのイギリス会社法改正の取り組み
  - 3. 日本における社会的責任論の法学的考察
  - 4. 会社法会計の改革
- 第14章 金融商品取引法におけるディスクロージャーの拡充 鈴木和哉（立教大学）
- 1. 有価証券報告書の改革
  - 2. 有価証券報告書と統合報告書の2本建て
  - 3. 金融商品取引法会計における財務情報の充実
- 第15章 オルタナティブとしての経営分析の可能性 田村八十一（日本大学）
- 1. 現代資本主義の矛盾と社会・経済・環境問題の深化
  - 2. 資本のための経営分析から MS のための経営分析へ
  - 3. 国連などにおける SDGs 指標の取り組みと MS
  - 4. 社会的生産関係と労働のための経営分析、MS のための経営分析
  - 5. SDGs 指標と資本運動に対する経営分析

# 序章 資本主義の変化と会計

小栗崇資・陣内良昭

## 1. 変革期に入りつつある資本主義

世界経済はこの数十年の間に大きな変化を遂げてきた。1980 年代、90 年代には経済のグローバル化、金融化が進み、資本主義はグローバル資本主義、金融資本主義として大きく変貌してきた。資本主義がかつてない規模で国境を越えグローバルに展開されるようになると、一国内部では様々に規制されていた企業は規制の及ばない多国籍な空間の中で、資本を増殖するための無規制な企業行動をとるようになった。

自由放任の企業行動が、グローバル資本主義の理論として様相を変えて構築されたのが新自由主義である。この間、新自由主義的な理論と政策によって資本主義の発展が図られてきたが、それは株主（株価）資本主義という形態で一握りの富める者をさらに富ませる結果をもたらし、世界中で貧困と格差を拡大させ、富の極端な偏在を招くこととなつた。また資本の無秩序な自然の収奪の結果、気候変動が人間の存続を脅かすほどの環境破壊をもたらすものとなつた。このような問題が深刻化するにつれ批判の声や運動が高まっていったが、そうした中で、新自由主義の見直しが始まり、欧米ではその転換が模索されるようになった。新自由主義への批判は企業のあり方や証券・金融市場のあり方の転換を求める動きとなって今日に至っている。

新自由主義からの脱却の動きは、国連による SDGs の提唱や EU、国際機関等による ESG 情報開示・気候変動情報開示の要請、世界経済フォーラムや企業団体からのステークホルダー資本主義の提起などとなって現れている。このような様々な目標や課題の提起の中で、企業のあり方、証券・金融市場のあり方が問われ、資本主義の改革が求められるに至っている（小栗、2021）。

その意味で、今日の資本主義経済は歴史的な変革期に入りつつあると見ることができる。SDGs を提起した 2015 年の国連の「アジェンダ 2030」は「我々は世界を変革する」をタイトルに掲げ、貧困・格差・不平等の是正、地球環境の永続的な保護、持続可能な経済社会の構築等を目指そうとしている<sup>1</sup>。SDGs における諸目標の提起は、地球環境の回復と人間社会の根本的な変革をめざす画期的なものであり、その実現は、資本主義に大きな変革をもたらすものとなる。またカーボンニュートラルを提起するパリ協定等の気候変動対策も、人間と自然の物質代謝を攪乱する資本主義経済の転換なしには実現しえない。2030 年への SDGs 推進や 2050 年のカーボンニュートラルの実現に向けた今後の数十年は、矛盾や対立をはらみつつ資本主義の転換へと向かう長い変革の過程となるであろう。

---

<sup>1</sup> SDGs については蟹江憲史（2020）、南博・稻葉雅紀（2020）を参照されたい。

## 2. 企業における正義とステークホルダー

資本主義の変革が求められる中で、重要な要素となっているのが、「企業正義」(Corporate Justice)と「ステークホルダー」(Stake Holder)である。

資本主義に変化がもたらされるには、資本主義の原動力となっている企業が変化していかなければならぬ。貨幣が資本として企業に投入され、その資本が労働者を雇用して剩余を生み出し価値増殖を遂げていく経済が資本主義である。企業が資本の細胞であり、資本である企業が資本主義を形成している。企業のあり方を転換し、資本としての機能を社会的な役割を果たすように変えていくことができれば、資本主義は変わっていくと考えられる。また企業は基本的に株式会社形態をとっており、株式会社は証券・金融市場での株主・投資家の投資によって形成されている。企業（株式会社）が変わるには、証券・金融市場での株主・投資家がその変革を受け入れる姿勢に変化していくことが求められる。企業とともに、変化する企業を支えるような証券・金融市場に変わっていくことが必要となるのである。

企業=資本において予想を超える変化が起きつつあるとすれば、それは社会が資本主義のもたらす問題群を放置できない段階にまで達し、企業=資本に変化を迫っているということであろう。株式会社という形態そのものに、会社が社会的企業に変わっていく過渡的な構造が潜在していることをすでにマルクスは分析し、『資本論』等で資本主義の胎内に宿る過渡的な構造を顕在化させるのは、社会の力であることを論じている（詳しくは第2章を参照）。私的企業が社会的企業に転換していくには、社会の要請により企業内に社会的な要素が取り込まれなければならない。今日では、企業が私的資本の組織から社会的規制の及ぶ社会的組織に変化していくことが求められているのである。

### （1）企業正義

企業の変化をもたらす社会的要素として企業に求められているのが、「企業正義」と「ステークホルダー」である。「企業正義」は、「企業正義を求めるヨーロッパ連合」(European Coalition for Corporate Justice)が掲げるコンセプトである。「企業正義」とは、企業が果たすべき正義を指す。

「企業の利益追求が社会全体の利益と調和する」こと、「ビジネスが人間、社会、環境の権利を尊重する」こと、「持続可能な世界のビジョンを持つ」ことが、企業に求められる正義である<sup>2</sup>。これは国連の2007年「ビジネスと人権のための枠組み」、2011年「ビジネスと人権に関する指導原則」の提起から生まれた人権尊重を基本としたコンセプトである<sup>3</sup>。人権の尊重が貫かれれば、そ

---

<sup>2</sup> 「企業正義を求めるヨーロッパ連合」(European Coalition for Corporate Justice)は、2006年に設立されたEU17カ国の480以上の組織からなるNGOであり、企業の説明責任と透明性、正義を求める法案をEU議会に提出している。その戦略的枠組(Strategic Framework)の中で、ビジネスにおける人権の尊重を提起し、EUにおける人権デューデリジェンス法の制定や非財務情報の開示拡大を主張している。

<sup>3</sup> ビジネスと人権の問題に取り組んだのが、国連事務総長コフィ・アナンからの要請に応えたハーバード大学教授のジョン・ラギーである。ラギーは国連事務総長の特別代表としてこ

れ自身が企業を変革する大きなインパクトを持つ。国連はそうしたビジネスにおける人権尊重を提起し国際条約化を推進しつつあるが、それを待たずしてEUでは人権規定の導入が進んでいる。

各国レベルでは、2015年イギリスの現代奴隸法、17年フランスの人権デューデリジェンス法、19年オランダの児童労働人権デューデリジェンス法、21年ドイツのサプライチェーンにおける人権デューデリジェンス法などが制定されており、EUでは20年9月に環境についてのデューデリジェンスを一体化させた環境・人権デューデリジェンス法案が提示されている。名称は「企業のデューデリジェンスとアカウンタビリティ（Corporate Due Diligence and Corporate Accountability）」であるが、22年にはEU指令としての制定が目指されている。EUの環境・人権デューデリジェンス指令案が通れば、各国は国内法化が義務づけられることになる。

ビジネス人権法ともいべき人権デューデリジェンス法は、企業に企業活動全般における人権尊重を義務化するものであり、従来の労働法や消費者保護法のような個別レベルでの権利保護の範囲をはるかに上回る画期的な人権擁護法となると考えられる。また人権が尊重されるには、人間の生存を脅かす気候変動への対策も必要となっている。EUのビジネス人権法は、「気候正義」（Climate Justice）とも一体となったデューデリジェンスを求める点に特徴がある<sup>4</sup>。企業に関わるすべての人々の人権を考慮し地球環境を守る企業行動が求められるのである。このような法は「企業正義」と「気候正義」を併せて求めるものといってよい。

そのためには、人間と地球環境を守るための企業行動に関する情報の開示が重要な役割を果たす。そうした情報がESG情報として非財務報告の中での開示が求められてきている。EUは2014年にESG情報を各国に義務づける非財務報告（Nonfinancial Reporting Directive）に関する指令を発しているが、現在その改定案として、より規制力を高めたサステナビリティ報告指令（Corporate Sustainability Reporting Directive）案が検討され制定が予定されている。人権法と非財務報告が一体となって、企業への改革を迫るものとなっている。

## （2）ステークホルダー

「ステークホルダー」は「企業正義」とも関連し、企業改革の重要な要素となっている。企業における人権尊重の対象は、自社の従業員や関係者にとどまらず、サプライチェーン上のすべての関係者、消費者、地域社会の住民など非常に広い範囲に広がっているが、こうした企業と関係する個人や組織は「ステークホルダー」として位置づけられる。企業に関わる広範な関係者を、利害関係を有する「ステークホルダー」と呼ぶようになったのは近年のことである。従来の企業論

---

の難題に取り組み、2007年に「保護・尊重・救済：ビジネスと人権のための枠組み」を公表し、2011年に「ビジネスと人権に関する指導原則」を国連人権理事会に提出し、全会一致の合意を得た（ラギー、2014）。ラギーによる提案が、企業における人権尊重、企業における正義の要請へつながっている。

<sup>4</sup> EUの法案「企業におけるデューデリジェンスとアカウンタビリティ」は、「環境のリスクは人権のリスクと密接に結びついている」として、人権だけでなく環境についてのデューデリジェンスも企業に義務づけており、人権と環境の双方の取り組みを求めるものになっている。

では中心となる利害関係者は株主や債権者に限られており、株主は「ストックホルダー」と呼ばれていた。そこでは従業員や消費者などは企業活動の影響を受ける客体であって主体ではなかった。株主や債権者を含めた利害関係者として様々な人間や組織を「ステークホルダー」と呼ぶようになったのは、そうした関係者が企業に対して利害関係を有する主体として認識されるようになったことによると考えられる<sup>5</sup>。ステークホルダーは単なる呼称ではなく、その概念を通じて組織や社会の構造変化を表すものとなってきている。

企業論で提唱されているステークホルダー論は、「幅広い公共目的を果たす役割をもち、社会のための価値を創造する」のが企業であるとし、そうした企業は「多様な義務を負い、すべてのステークホルダーの利益が考慮に入れられなければならない」としている (Lawrence and Weber, 2020, p.6)。そのようにステークホルダーに貢献する存在として企業をとらえるのであるが、さらにステークホルダーを幅広くとらえる点にも大きな特徴がある。ステークホルダーには、株主や従業員、消費者、政府の他に、コミュニティや非営利組織、環境まで含まれるとしている (Ibid., p.19)。気候変動が問題となる今日において、ステークホルダーの一つに環境を位置づけることは、企業の責任範囲を自然にまで広げる試みとなっていると考えられる<sup>6</sup>。ステークホルダーに貢献する企業を提起することは、株式会社のコペルニクス的転回とも呼ぶべき企業の変革につながるものとなる (メイヤー、2021)。ステークホルダー経営の提唱とそれにもとづく企業の変革は、資本主義の改革や転換へと向かう方向を示唆するものとなるといわねばならない。

「ステークホルダー」は組織や社会のあり方を変えるうえでの重要なキーワードとなっている。政治学における民主主義論においても、ハーバーマスの「熟義民主主義」、シャンタル・ムフの「闘議民主主義」の議論を経て、「ステークホルダー・デモクラシー」が提起されるに至っている (山本、2021、松尾、2019、Macdonald, 2008)。意思決定に幅広いステークホルダーの参加を確保することが、問題解決のための合意形成にとって重要であるとする民主主義論である。すべてのステークホルダーの参加という考え方には、SDGsにも貫かれていて、「誰1人も取り残さない」ためにすべてのステークホルダーを尊重し、「グッド・ガバナンス」を求めるステークホルダー参加型の民主主義によって、今日の深刻な問題群の解決に向かうという方向が提起されている。

---

<sup>5</sup> 入山 (2019) は「世界の様々なところで株主や債権者に限らず、従業員、顧客、さらには地域社会、NPO などの多様なプレーヤーをステークホルダーに位置づける流れが起きている」とし、「多様なステークホルダーを前提した時代に、どのような企業がバナンスを機能させていくか」が課題となっていると述べている (入山、2019, 653~654 ページ)。経営学におけるステークホルダー理論についての紹介は同書の 663 ページを参照。

<sup>6</sup> SDGs を企業行動の指針とするために作成された SDGs コンパス (SDGs Compass) では広範なステークホルダーを提起している。コンパスの示すステークホルダーは、顧客や従業員だけでなく、女性、子供、先住民族、移住労働者など不利な立場に置かれ社会的に疎外されたりしている人々や、将来の世代、生態系など自らの見解を明確に表現できないステークホルダーまで及んでいる。United Nations Global Compact, GRI and WBCSD, *SDGs Compass : The guide for business action on the SDGs*, 2016. 日本語訳「SDGs Compass : SDGs の企業行動指針—SDGs を企業はどう活用するか」参照。

「企業正義」「ステークホルダー」が企業や経済の中に位置づけられるようになれば、それらは企業や経済の変革を促す重要な概念装置となると考えられる。「企業正義」にもとづくビジネス人権法の導入や、「ステークホルダー」のための企業への転換が、ガバナンス構造や企業行動の面で行われるようになることによって、資本主義は変革の過程に進んでいくこととなるであろう。

### 3. 会計の変革

以上のように従来の企業や市場のあり方に批判がなされ、それに対する転換が求められるとすれば、同様に会計にも何らかの改革が必要となるといつても過言ではない。特に企業の構造やガバナンスの改革と会計の改革は一体であるといわねばならない。

会計においては、簿記や財務諸表が株主や投資家のためのものとして発展してきた歴史的経緯があり、企業は株主のものであるとの通念とも相まって、それを支える資本利益計算は会計の本質であるととらえられてきた。企業が株主のためだけのものではなく、多くのステークホルダーのための企業となることが求められるとすれば、従来の会計はどのように転換していくのであろうか。そうした中で財務諸表・財務報告はどのように変化していくのであろうか。また財務報告だけでなく非財務報告が重要視されてきているが、財務報告・非財務報告の関係はどのようになっていくのであろうか。そうした問いかけが会計に投げかけられており、それに対して会計研究は答えなければならない。

本研究はそのような課題に取り組むものである。まずは会計研究の基盤となる会計理論の面での検討が必要となる。本書では、第1部で会計理論の展開方向について概観し、株式会社論、アカウンタビリティ論、研究方法論について新たな展開を試みている。次に第2部で、会計研究の中心となる計算と報告の面について論議を展開している。会計の変革の全体像を明らかにしたうえで、新たな付加価値計算の提起、SDGs・ESGにおける付加価値会計の検討、それに関連する総原価計算やマテリアル・フローコスト会計の新たな展開、新たな無形資産会計の提起、銀行業における稼得収益の分配計算書の提示などを行っている。最後に第3部では、こうした新たな提起を会計制度にどのように取り入れるかについて様々に提案をしている。会計制度全体の再編について論じ、会社法会計の再構築の提起、金融商品取引法におけるディスクロージャー拡充の検討、企業分析の新たな方向性の提示などを行っている。

こうした研究はすべて試論の性格をもっている。あくまでもオルタナティブを模索する試論に過ぎないが、資本主義が新たな変革の過程に入りつつあるとすれば、オルタナティブを様々に提起することには意味があるのではないか。本報告書をお読みいただき、オルタナティブの構築と共に考えていただければと願うものである。

#### <参考文献>

- 入山章栄（2019）『世界標準の経営理論』ダイヤモンド社。  
小栗崇資（2021）「企業・経済の変革とSDGs」『経済』2021年7月号。  
蟹江憲史（2020）『SDGs（持続可能な開発目標）』中公新書。

コリン・マイヤー（宮島英昭監訳）（2021）『株式会社規範のコペルニクス的転回』東洋経済新報社。

ジョン・ジェラルド・ラギー（東澤靖訳）（2014）『正しいビジネス—世界が取り組む「多国籍企業と人権」の課題』岩波書店。

松尾隆佑（2019）『ポスト政治の政治理論—ステークホルダー・デモクラシーを編む』法政大学出版局。

南 博・稻葉雅紀（2020）『SDGs—危機の時代の羅針盤』岩波新書。

山本 圭（2021）『現代民主主義』中公新書。

Lawrence A.T. and J. Weber (2020) , *Business and Society: Stakeholders, Ethics and Public Policy*, 16<sup>th</sup> edition, McGraw-Hill Education.

Macdonald, Terry (2008), *Global Stakeholder Democracy: Power and Representation Beyond Liberal State*, Oxford University Press.

## 第1部 会計理論の可能性

### 第1章 会計理論の新たな展開

小栗崇資・陣内良昭

#### 1. 会計理論の展開とその基礎

会計の可能性やオルタナティブを考えるうえで、まず会計のあり方を根拠づける会計理論の可能性を検討することが重要となる。会計の可能性やオルタナティブを提起するには、その根拠となる会計理論が前提になければならない。こうした会計理論はこれまでの理論の蓄積の中に散見されるとはいえ、必ずしも明確な形で顕在化してはおらず、新たな展開を試みることが必要となっている。

会計理論の新たな展開を考える上で、会計を本質論的な存在と見るか、現象論的な存在と見るかは、理論のあり方を左右する重要な論点である。また、会計の対象（重点）を計算に置いて研究するか、報告や制度に置いて研究するかも、やはり必須の論点である。そのことによって会計理論のあり方が異なってくる。さらにその際に採用される研究方法は研究対象と相関しあう関係にあり、理論のあり方は研究方法論とも深く関連してくる。

会計を本質論からとらえる見方は、哲学的には事物や現象は必ず本質を有しそれによって内実や形態が規定されるとする考え方にもとづくものである。それは、会計が経済社会の過程の内奥に位置し経済社会の進化とともに発展したと見る見方や、人間社会の存在そのものに会計の根拠を求める見方として現れる。また、現象の背後にある構造が社会を基礎づけるという構造主義的な見方も本質論に近い考え方には位置づけられる（石川、2018）。そこでは、経済社会の構造の解明を志向する社会科学と関連しつつ、会計固有の理論や方法が存在するものとしてとらえられる。

一方、会計を現象論的にとらえる見方は、哲学的には本質は存在せず常に不可知であり、すべてが現象として認知され構成されるにすぎないとする見方と関連している。こうした見方からは会計はある種の機能や表象をもった現象としてだけ考えられ、会計固有の理論や方法は存在しないものとしてとらえられる。

前者は、ヘーゲル・マルクス的な理論や批判的な社会理論（ハーバーマスやギデンスなど）にもとづき展開され、日本では批判会計学として欧米では学際的・批判的会計研究として発展してきた。特に日本の批判会計学は欧米の批判的研究に先立つものであり、計算構造論や会計制度論として独特な進化を遂げてきた<sup>7</sup>。他方、後者は、科学哲学にもとづく実証理論や機能論的な思想

<sup>7</sup> 個別資本説は、中西寅雄、畠中福一によって提起され、木村和三郎、馬場克三らによつて展開された理論である。会計制度説を代表する狭義のものは公表会計制度論であり、宮上一男の研究にその理論の典型を見ることができる。それとは理論展開は異なるが広義の会計制度説には浅羽二郎、津守常弘、角瀬保雄、遠藤孝などの論者がいる。また会

決定有用性論として展開され、実証主義的会計学や情報論的会計研究として発展してきた。それらはアメリカでは実証理論にもとづき経済学的な会計学研究として展開されている。

イギリスや欧州ではアメリカと異なり、社会学や社会理論を基礎とした会計研究が影響を及ぼしており、批判的・学際的会計研究がそうした理論にもとづき展開される傾向にある。その中には日本の批判会計学のようなマルクスを基礎とした研究もあるが、現象論に近い社会構築主義的な社会理論（フーコーやANTなど）が大きな潮流を形成している<sup>8</sup>。

われわれが目指すべきは、本質論的ないしは構造論的に会計をとらえ、計算・報告・制度を一体的にとらえる理論の構築である。批判会計学の中で深められてきた計算構造論と会計制度論を統合化した理論がそこでは求められる。本質論的な会計研究を進めるためには、今日の会計が置かれている資本主義経済に関する経済学的、社会学的な考察が必要となる。本論では、基礎的な理論にも触れながら、会計理論の新たな展開方向を検討していきたい。試論の域を出るものではないが、第1部では会計理論のいくつかの論点についてのオルタナティブを提示することとしたい。

## 2. 会計の基本構造

会計の本質は人間の経済活動そのものに根差しており、会計の計算・報告・制度は経済社会の発展とともに展開してきた。特に会計は資本主義の発展と密接に結びついている。会計の基本構造は次のように要約できると考えられる。

- ・会計は、経済社会の形成の中での人間の基本的な認識活動の一つである。会計は、人間による経済の運営・管理を支える認識活動として発展し、その認識における方法（計算方法）として形成され、またその方法が規則・規範・制度として確立されてきたものである。
- ・経済は計算なしには行われないが、その計算を主として担うのは会計計算である。会計は経済活動に不可欠な活動（認識活動）として存在しており、会計なしには経済社会は存在しない。会計の計算と報告が経済社会を形成・発展させてきたということができる。
- ・広義の会計は人間の社会形成の端緒から存在し、主として物量計算によって経済社会を支えてきたが、資本主義の芽生えとともに利益概念が形成され、やがて複式簿記の誕生を経て価値計算が発展してきた<sup>9</sup>。その後、資本主義経済が成立する中で価値計算が資本利益計算を中心に全面的に展開されるようになり、価値（利益）計算が狭義の会計として、資本主義経済の発展を支え今

---

計制度ではなく資本主義の会計政策に焦点を当てたものとして中村萬次の研究がある。

<sup>8</sup> 新谷はイギリスを中心とした批判的・学際的会計研究について研究を行っている。そこでは多様な理論が展開されており、本書の第4章でその一端が明らかにされている。新谷（2019）を参照。

<sup>9</sup> 新たな会計理論の展開を図るうえで、物量計算と価値計算の関係を明らかにすることは重要な課題である。それは会計史を解明するうえでも必要である。小栗（2014b）（2019）参照。

日に至っている。

・本論は、狭義の会計に焦点を当てて論を進めるが、その場合、価値計算（資本利益計算）と資本主義を表裏一体のものとしてとらえている。その視点に立てば、資本主義下の会計は、経済主体たる資本（家）の自己認識を生み出す活動であり、そうした会計認識によって資本の運動はとらえられ支えられる<sup>10</sup>。

・企業は貨幣資本家（出資者）と機能資本家（経営者）の2種類の資本（家）によって形づくられるが、会計も2つ（2人）の資本（家）の認識の結合によって成り立っている。複式簿記は2つの資本が結合することによって誕生し、機能資本の経営活動は資産・費用勘定によって表され、貨幣資本の投資・回収活動は資本・収益勘定によって表されるようになった<sup>11</sup>。また複式簿記は、機能資本（経営者）から貨幣資本（出資者）を含む利害関係者への報告の機能を潜在的に有しており、複式簿記はその後の財務諸表への発展の萌芽を内在していた。複式簿記という独特の認識活動が、他の経済計算とは異なるものとして資本主義によって生み出され、資本主義を発展させる重要な要素となってきた<sup>12</sup>。

・複式簿記の段階から会計の段階への発展は、株式会社制度の形成とともに財務諸表が制度化されることによって生じる。それは潜在的に存在していた複式簿記の報告機能が財務諸表という形態によって顕在化したものである。株式会社は会社法や商法によって制度化されるが、会計（財務諸表）もその中で利害調整のための法的制度として形成される。

・会計制度はさらに、株式（証券）市場の発展の中で証券取引法が制定されることによって、証券取引法の下での情報提供のための会計制度としても発展していく。やがて、会社（商）法会計は利害関係者間での分配会計の役割を担い、証券取引法会計（金融商品取引法会計）は証券市場での投資を支える情報会計の役割を担うようになり、会計の機能は会計制度の重層構造の中で分化していく<sup>13</sup>。今日では証券取引法会計は国際的な会計として大きな影響力を持つに至っている。

---

<sup>10</sup> 会計が資本の自己意識（自己認識）であることについては、田中章義「会計学の根底にあるもの」『東京経大学会誌』第250号を参照されたい。

<sup>11</sup> 貨幣資本（家）と機能資本（家）の結合から出発して株式会社論を展開したのはマルクスの『資本論』である。そこでは所有と機能の分離のメカニズムが先駆的に明らかにされ、株式会社がやがて社会的機能を果たすようになる道筋が示されている。それを会計に適用して検討した小栗（2014a）を参照されたい。その要点は第2章で詳述している。

<sup>12</sup> ゾンバルトは「人は複式簿記なしにはただちに資本主義を考えることはできない。というのはそれはお互いに形式と内容といった関係にあるからである。」と主張し、複式簿記と資本主義の一体性を論じたことで知られている（千葉、1980）。ゾンバルトテーゼをめぐる論議については賛否があるが、詳細については、中野常男「複式簿記と資本主義の発展—ゾンバルト命題の再検討」『国民経済雑誌』154巻第4号を参照されたい。近年では、Chiapello (2007)の議論がある。また Bryer (2017)も、資本利益率についての資本家の認識（計算）が資本主義の発展を導いてきたことを論じている。

<sup>13</sup> 会計の機能について従来から利害調整と情報提供の機能が定義されてきたが、こうした機能を担う会計について、本論では分配会計、情報会計という表現を使っている。これら

このように会計を本質論的にとらえることによって、計算、報告、制度が絡み合いながら、資本主義と一体となって発展してきたことを明らかにすることができます。こうした理論的把握にもとづき、さらなる会計進化の可能性を展望することが今日のわれわれにとって必要となっている。

### 3. 計算構造と会計制度

会計の本質を上記のように資本主義の展開と結びつけて理解することができるとすれば、こうした基礎に立って会計の構造をどのようにとらえればよいであろうか。

会計が計算・報告と制度の絡み合いであることから、これまでの研究（特に批判会計学）は計算に焦点を合わせた計算構造論の研究、および制度に焦点を合わせた会計制度論の研究として展開してきた。計算構造論では複式簿記を個別資本運動についての認識方法としてとらえ、資本の利益創出過程を経済事象と会計認識の反映関係の中で解明することを研究の中心としてきた。会計制度論は、会計制度が経済・市場を支えている側面をとらえ、会計を経済・市場における支配や秩序形成の装置として、またその制度化を利害対立の中での政治的・権力的行為として解明することを研究の中心としてきた<sup>14</sup>。

批判会計学における計算構造論、会計制度論はともに資本主義把握を前提にしているが、計算構造論は複式簿記を中心とした資本のための損益計算についての方法的研究に重きを置き、会計制度論は会計制度を通じた資本主義的な経済構築や支配に関する批判的研究に重きを置くという違いがあった。批判会計学は会計の構造を技術的、解釈的に研究するのではなく、資本主義を構成する要素と関係づけて研究するものである<sup>15</sup>。その批判は本質的に資本主義批判を内在するものとなる。また現在の会計・会計制度を不变のものとしてではなく、改変可能なものとしてとらえることも批判には含まれている。その意味で、批判会計学は批判に終始するものではなく、現状をどのように改革することが可能かについて、資本主義の本質をふまえて論じることが求められている。

序章で述べたように、現在は資本主義の改良・改革が求められる段階に入りつつある。こうした中でこれまでの計算構造論や会計制度論からの観点から、新たな会計についての考察を行うことが必要となっている。以下では、計算構造と会計制度の研究をどのように展開すべきかを試論的に検討してみたい。

図表1-1は計算構造と会計制度の現段階の特徴を示したものである。

図の左側は計算構造において現在の会計がどのように存在し機能しているかについて示している。会計は資本主義の発展の中で、複式簿記の生成を通じて「資本利益計算」として形成されて

---

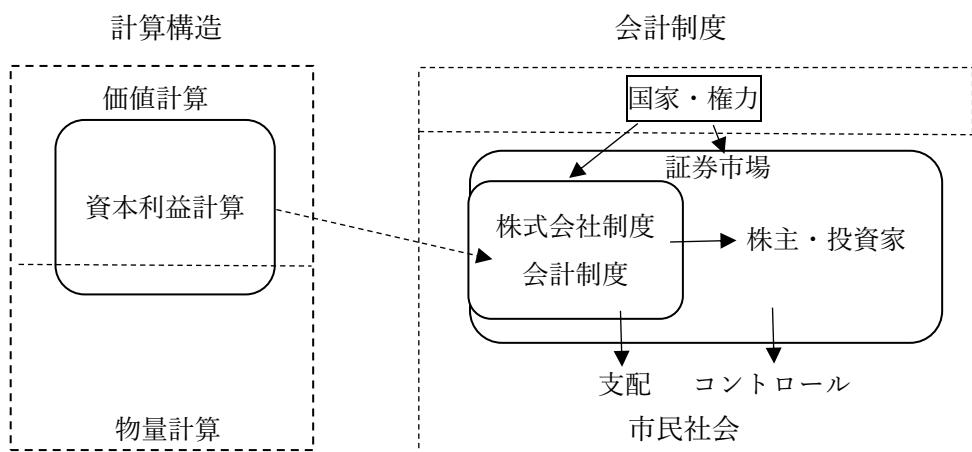
は Zimmermann and Werner (2013) の研究にもとづくものである。彼らは情報会計を information accounting、分配会計を payout accounting と呼んでいる。

<sup>14</sup> 計算構造論については陣内（2011）、会計制度論については小栗（2014a）の第7章「会計の本質的機能」を参照されたい。

<sup>15</sup> 批判会計学の全体像については、敷田・山口編（1986）を参照。

きた。計算には価値計算と物量計算があるが、資本主義においては資本にとっての価値を計算することが目的となり、価値計算の中で資本利益計算が確立してきた。物量計算は価値計算の背後に追いやられたままで、価値計算が社会の主たる役割を果たすようになっている。資本利益計算は意思決定や判断の中心となり、資本主義社会を支える主要な観念ともなっている。こうした計算構造、特に個別資本運動を反映するものとしての資本利益計算について計算構造論は研究してきたということができる。

図表1-1 資本主義の維持・発展を支える計算構造と会計制度



(出所) 筆者作成。

図の右側は、会計が会計制度としてどのような役割を果たしているかを示している。株式会社制度は資本主義の発展を支えるもっとも重要な基軸である。株式会社は19世紀半ばのイギリスにおける会社法の制定の中で制度化されたが、その際、財務諸表（最初は貸借対照表）の強制適用を通じて会計も制度化された。その意味で株式会社制度と会計制度は一体であり、ともに資本主義を維持・発展させる制度的装置となっている。また株式会社制度は証券市場を不可分のものとして伴っており、証券市場（金融市场）も資本主義を支える装置として制度化されている。会社、会計、証券市場は国家および権力によって統御され規制される関係にあり、国家・権力はそれらを通じて資本主義を擁護し発展させる役割を担っている。

こうして政府と企業・市場によって資本主義社会の維持・発展の枠組みが構築され、市民社会はそれらに支配されコントロールされる。市民社会はそうした制度やそこで構築されたシステムによって動かされる存在となり、その制度・システムの観念に縛られ従うものとなるのである。

マルクスはそれを土台・上部構造という概念でとらえ、上部構造（国家や制度）が土台（資本主義）を支えることによって社会を支配する関係を明らかにした。ハーバーマスはシステム世界と生活世界という概念を使って、システム世界（権力や制度）が生活世界（市民社会）を分解し支配する関係として表した。フーコーは、国家や制度というよりも、組織が権力化して秩序形成や規律訓練などにより人間社会を内面から支配する関係として明らかにしようとした。

その中で会計制度は計算・報告によって株主・投資家の利益・利害を守り促進することで、資本主義を支え発展させる独自の役割を担っている。資本主義という身体の中で情報をコントロールする神経系統のような機能を果たす装置となっているのである。その際、計算構造において存立する「資本利益計算」が会計制度の中での会計認識の中核となり、資本利益計算を中心に会計情報が組み立てられる形で制度設計がなされる。このように資本主義を維持・発展させるとともに、その中で情報を操作・隠ぺいする会計制度の役割について、会計制度論において研究がなされてきた。

日本における計算構造論と会計制度論はともにマルクスの理論を基礎として適用した研究であるが、欧米では会計制度論的な研究を中心にしてさらに多様な社会理論（特にフーコーや社会構築主義等）の適用が試みられている。第4章では研究方法論（マルクス派やフーコー派など）の間の欧米での論争が紹介され検討されているが、会計の社会的役割をめぐる研究は国際的に大きく発展しているということができる。

#### 4. 会計理論の新たな展開

われわれは、現在の研究をふまえてさらに研究を展開していかねばならない。序章で述べたように、現在が資本主義の変革期に入りつつあるとすれば、その中でどのような計算・報告および会計制度へと変化していくのであろうか。想定される会計の変革を計算構造と会計制度の面から見てみたい。

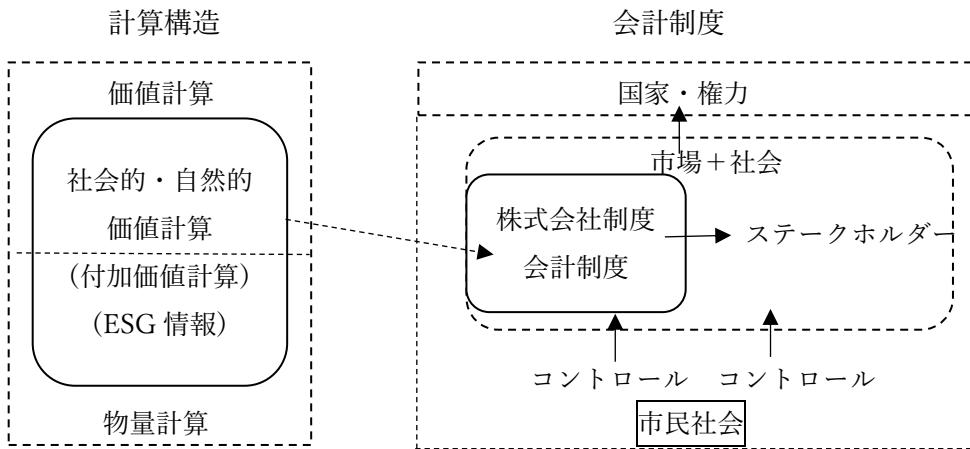
資本主義と会計が一体であるとすれば、会計の新たな展開はどうなるであろうか。資本のための会計からの転換を図ることは可能であろうか。こうした転換をもたらす前提是資本自身の変化によってもたらされる。マルクスは、資本は「資本自身に矛盾し、それゆえまた自身の解消へと資本を駆り立てていく傾向」を有するとして、資本が自己否定性をもつ存在であり「資本が単なる通過点として措定」されると述べ、そのような資本の自己否定が株式会社において進むことを解説している（小栗、2007）。自己否定は自己変革でもあるが、こうした資本の自己否定・自己変革の展開に即して会計の新たな可能性が生まれると考えられる。批判的な理論こそが、単なる願望ではなく次への変革を科学的に提起することができる。こうした点についての理論的検討は第2章でなされているので、詳細はそちらにゆだねたい。

図表1-2は、今後の資本主義の転換の中でどのような計算構造や会計制度に変化していくかを示したものである。

図の左側の計算構造においては、資本主義である以上、資本利益計算は残るが、次第に資本利益計算から社会的・自然的価値計算へと変化していくことを示している。

資本利益計算は、貨幣資本家にとって資本所有の顛末を認識するための会計計算である。経営者（機能資本家）の出資者（貨幣資本家）に対する計算と報告が、複式簿記の端緒であったことから歴史的に形成され、株式会社制度の形成とともに資本損益計算として財務諸表の中で示される形となった。しかし第2章が述べるように、株式会社の発展の中で企業は社会的役割を果たすことが求められるようになり、機能資本家の機能の社会的役割が重要になっていく。その場合、機能はどのように会計において表現されるかといえば、資本利益計算ではない。

図表 1-2 資本主義の転換の中で変化する計算構造と会計制度



(出所) 筆者作成。

資本所有の成果は利益として表され配当となって株主（貨幣資本家）にもたらされるが、機能（企業経営）の成果は利益だけにとどまらない。機能がより社会的な役割を果たす方向に進めば進むほど、利益だけではなくその元となる価値がどれくらい形成されたかを示すことが必要となる。機能を実質的に担うのは労働であるので、この価値は労働が生み出した価値を意味する。またさらに社会や自然の資源を取り込み利用することによって価値が生み出されてもいるので、それを加えた価値全体を示すことが求められるようになる。

そうした場合、会計は株主だけではなく様々な価値形成の関係者（ステークホルダー）に対する計算と報告となる。そこでは資本利益計算という形態から社会的な価値計算という形態に変わらざるをえない。社会的な価値を表すことが可能なのは、今日のところ付加価値型の価値計算である。資本利益計算を代替するものとして、これまで提案してきたのは付加価値計算である。さらに社会的な価値にとどまらず自然的な価値（自然が生み出す価値）も可能な限り計算することが求められる。自然的な価値は価値計算というよりも物量計算という性格を帯びることが想定されるが、今日ではそれは ESG 情報や非財務報告という形態として現れている。

広義の会計は人間社会の誕生とともに物量計算として行われるようになったが、そこでは人間が取得し生産した自然加工物が物量で計算されていた。人間の関わる自然との物質代謝の結果が計算されていたということができる。気候変動や環境保全への対応が必要とされる現代においては、自然からどのように価値を創出し、あるいは自然の価値をどのくらい毀損・破壊しているかという情報が重要となっている。こうした計算は価値計算と物量計算の全般にまたがるものとなる。このような社会的・自然的価値計算が計算構造として検討されなければならない。

図の右側の会計制度も変化していくことになる。

企業（株式会社）においては、資本主義の変化の中で生産の社会化が進み、企業は次第に社会的な機能を果たすようになる。資本家による私的組織として形成されながら、それが存続するに

は社会的な役割を果たすことが求められる。貨幣資本家（株主）の私的所有を満足させるだけの企業であってはならず、社会的に有用な役割を発揮する企業へと転換することが求められるようになる。資本主義の中から生まれた企業は、私的存在から社会的存在へと実質的に発展していくかざるをえない<sup>16</sup>。

そのような企業（株式会社）においては、所有（貨幣資本）と経営（機能資本）の分離が進み、株式会社の段階では貨幣資本家（株主）は企業外の存在となり、機能資本家は生身の人間ではなく社団法人という形態の「企業それ自体」へと物象化していく。機能資本の機能（管理・運営）を担うのは経営者であるが、その経営（機能）においては、一方で労働者を支配しつつ、他方で企業が社会的に有用な役割を果たすように管理することが求められる。その意味では、株式会社における経営は、所有を満足させるのではなく、資本主義の限界内ではあるが、企業を社会的に機能させる方向へと進む通過点にあることができる。

株式会社においては、資本家のための価値（利益）獲得・分配の組織体から、やがて社会的な価値の獲得・分配の組織体へと転換していくと考えられる<sup>17</sup>。その場合、株式会社は株主・投資家のための組織ではなく、株式会社に関わるすべてステークホルダーのための組織へと変わっていくことになる。それは株式会社制度の変化となって現れ、会社法や証券法などの改正を通じて、株式会社の変革が漸進的ではあるが図られることになる。今日でもすでにESG投資が大きな割合を占めるようになっているように、証券市場の性格も変化していく。投資家（特に機関投資家）の投資意思決定に市民社会の要請が反映されるようになり、市場も社会化していくと見なければならない（小栗、2005）。全体を俯瞰すれば、現在は国家・権力と株式会社・証券市場によって支配されている市民社会ではあるが、上記のような変化を通じて、やがては市民社会が株式会社や市場をコントロールし、民主主義の力によって国家・権力を統御するようになることが期待される。

## 5. 新たな会計理論をめざして

企業の社会的性格が実体化し新たに制度化されていく過程は、資本自らが望むものではないが、資本主義自体に内在する矛盾が生み出すものであり、その矛盾が顕現するにつれ、いやいやながらではあるが社会に強いられて資本が歩む自己否定・自己変革の過程である。

そのような企業・市場の変化の中で、当然のことながら会計および制度も変化していかざるを

---

<sup>16</sup> マルクスは『資本論』の中で、株式会社が社会的存在となっていかざるをえない根拠について次のように述べている。

「それ自体として社会的生産様式の上に立っていて生産手段や労働力の社会的集積を前提している資本が、ここでは直接に個人資本に対立する社会資本（直接に結合した諸個人の資本）の形態をとっており、このような資本の企業は個人的企業に対立する社会的企業として現れる。それは、資本主義的生産様式そのものの限界のなかでの、私的所有としての資本の廃止である。」（『資本論』第3部、大月書店版、556-557頁）。「株式会社では機能は資本所有から分離されており…（株式会社は）再生産過程上のいっさいの機能が結合した生産者たちの単なる機能に、社会的機能に再転化するための通過点なのである。」（同上557頁）。

<sup>17</sup> マルクスの株式会社論については小栗（2016）を参照されたい。

えない。資本主義を支える会計・会計制度から社会を支える会計・会計制度に変化していくことが求められる。変化する会計においては、計算構造で新たに提起される社会的・自然的価値計算がステークホルダーに向けた計算として取り入れられることになるのはいうまでもない。社会における会計の役割はますます大きなものになると考えられる。

会計には本来的にアカウンタビリティ（会計責任）の概念が内在している。委託者（出資者）に対する受託者（経営者）の会計責任が中心とされるが、経営者は企業運営に責任を持つ立場にあり、企業が社会的な様々な関係によって存在しているとすれば、経営者は出資者だけでなく、労働者、消費者、地域、自然環境に対する会計責任を持たざるをえない。こうしたことは社会的・自然的会計責任として発展させられなければならない（陣内、1981）。アカウンタビリティ（会計責任）の検討については第3章で詳しくなされているのでお読みいただきたい。

市民社会が主役となって政治や経済が民主主義的にコントロールされる新たな社会において、公正・公平な分配や持続可能な社会と自然の維持・発展のための計算・報告・制度は非常に重要なものとなる。こうした新たな会計は民主主義社会を支える根幹の一つとなるといつても過言ではない。

以上のように計算構造と会計制度の新たな展開の方向を試論的に検討してみたが、現実の分析もふまえつつ会計理論としてさらに展開されなければならない。上記の試みは、冒頭に述べた、本質論的に会計をとらえ、計算・報告・制度を一体的にとらえる理論の構築を念頭に置いたものである。またこれまでの計算構造論と会計制度論の統合化の試みもある。現在の会計を批判するとともに会計のオルタナティブを提起しうる会計理論がわれわれに求められているのである。

#### ＜参考文献＞

- 新谷司（2019）「学際的・批判的会計研究の理論と理論的枠組とパラダイム」『日本福祉大学経済論集』第59号。
- 石川純治（2018）『基礎学問としての会計学—構造・歴史・方法』中央経済社。
- 小栗崇資（2005）「証券市場の共同管理とディスクロージャー規制」21世紀理論研究会『資本主義はどこまできたか—脱資本主義性と国際公共性』日本経済評論社。
- （2007）「現代株式資本の自己否定性—法・会計との交錯」『季刊経済理論』第44巻第1号。
- （2014a）『株式会社会計の基本構造』中央経済社。
- （2014b）「複式簿記と単式簿記の生成とその関係」『会計史学会年報』第32号。
- （2016）「株式会社とは何か—マルクスの「所有と機能の分離論」から」『経済』2016年12月号。
- （2019）「会計における物量計算と価値計算の構造—マルクス的視点から見る会計認識」『駒澤大学経済学論集』第50号第3号
- 敷田礼二・山口孝編（1986）『批判会計学の展開』ミネルヴァ書房。
- 陣内良昭（1981）「アカウンタビリティの基礎的考察」『東京経大学会誌』第139号。
- （2011）「会計的方法の理論の継承と展開」『会計理論学会年報』第25号。
- 千葉準一（1980）『会計の基礎構造』森山書店

Chiapello, E. (2007), "Accounting and the birth of the notion of capitalism," *Critical Perspectives on Accounting*, Vol.18 (3).

Bryer, R. (2017), *Accounting for Value in Marx's Capital: The Invisible Hand*, Lexington Books.

Zimmermann, J., and J.R., Werner (2013), *Regulating Capitalism? The Evolution of Transnational Accounting Governance*, Palgrave Macmillan.

## 第2章 株式会社の構造と会計のオルタナティブ

小栗崇資

本論では、会計のオルタナティブを検討すべく、マルクスの『資本論』にもとづき株式会社の経済学的基本構造について明らかにしたうえで、その株式会社論から得られる会計的なインプリケーションを手掛かりに会計のあるべき展開方向を考察した。

### 1. 株式会社の基本構造

マルクスは、貨幣資本家と機能資本家の結合によって会社が生まれ株式会社へと発展していくととらえ、株式会社の構造の基礎となるのが「貨幣資本（家）」と「機能資本（家）」であるとした。出資をする資本家と経営をする資本家は異なった役割をもつ異なった人格であり、企業の利潤は「利子」と「企業利得（企業者利得）」に分割されて、2種類の資本家に分配される。貨幣資本家と機能資本家の関係は次のように示すことができる。

貨幣資本家（出資者） 生産過程外 非活動 所有の果実一利子（配当）

機能資本家（経営者） 生産過程内 活動 機能の果実一企業利得

貨幣資本家は資本の所有者であり、機能資本家は資本の非所有者であるが、マルクスは、「機能資本家は、賃金労働者に対立する他人の所有としての資本を代表」する「生産手段の代表者」として、生産手段を資本として機能させることによって実質的な所有者となるとしている。機能資本家は生産手段の代表者として企業を実質的に所有しつつ、企業の指揮・監督を行う存在となるのである。

### 2. 通過点としての株式会社

株式会社の段階では、貨幣資本家は株主であるが、機能資本家には誰がなるのであろうか。株式会社形態になると生産手段の代表者となるのは「会社それ自体」であり、それが機能資本家となる。機能資本家の実質的な機能を担う管理者は経営者であり、実質的には労働者である。しかし、機能資本家に代わる経営者は資本家ではない。マルクスによれば、株式会社（生産過程内）においては生身の人間としての資本家は存在しない。

マルクスは、機能と所有の分離を明らかにし機能資本家の分析を突き詰めることによって、資本家のいない企業が資本主義のもとで形成されることを明らかにした。機能資本家の機能は資本所有からかぎりなく分離し、労働者の手によって担われている。株式会社は資本主義の枠内（限界内）ではあるが、すでに資本主義を超える存在（胎内で発展した諸形態）となっているのである。このようにマルクスは、最高度に発展した資本の形態である株式会社においては私的所有が否定され、労働者の自覚とそれを促す社会的な運動の発展によって、株式会社が社会的・協同的な企業へと転換していく過渡形態が生まれることを解明した。

### 3. 会計へのインプリケーション

#### （1）資本利益計算から付加価値計算への転換

マルクスの株式会社論からは新たな会計への3つのインプリケーションを得られる。

第1のインプリケーションは、資本利益計算を転換することは可能かという点である。資本利益計算の根底にある価値増殖過程（利潤と費用価格）の構成は、旧価値（原材料や生産設備の中

に既にある価値) の移転と新価値(労働が生み出す新たな価値)の生産からなっており、図表2-1のように、新価値は費用価格と利潤の間で2つに分割される。

図表2-1 資本家的な価値計算(費用価格と利潤)

費用(会計)	利益(会計)
費用価格 旧価値+新価値(必要労働価値)	利潤 新価値(剩余労働価値)

しかし、株式会社においては、資本所有とその下にある機能資本から機能が分離していき、機能の実体は労働に行き着く。機能の成果は労働の成果として現れる。マルクスは、「資本家的費用は資本の支出によって計られ、商品の現実の費用は労働の支出によって計られる」と述べているが、「労働の支出」とは生産に費やされた労働全体を指す。労働の支出によって、外部から購入された原材料等の旧価値の製品への移転を伴いつつ、新たな価値(新価値)が生まれることになる。労働の支出によって労働の成果を測り、これを会計として近似値的に示すとすれば、前給付と付加価値となる(図表2-2参照)。

図表2-2 労働の成果を示す価値計算(付加価値計算)

前給付(会計)	付加価値(会計)
不変資本 旧価値(価値移転)	価値生産物 新価値(必要労働価値+剩余労働価値)

資本所有の観念から脱して機能(労働)の観点から見れば、価値創出過程は付加価値計算によって表される。このように損益計算のオルタナティブとして付加価値計算を、マルクスの理論からのインプリケーションとして得ることができる。付加価値計算への転換は、資本所有にもとづく存在から社会的に機能する存在への会社の転換とともに行われる。会社経営が資本所有(株主)中心から社会的機能中心に変化していくにつれ、付加価値の分配は会社をめぐるすべてのステークホルダーに対して行われるであろう。

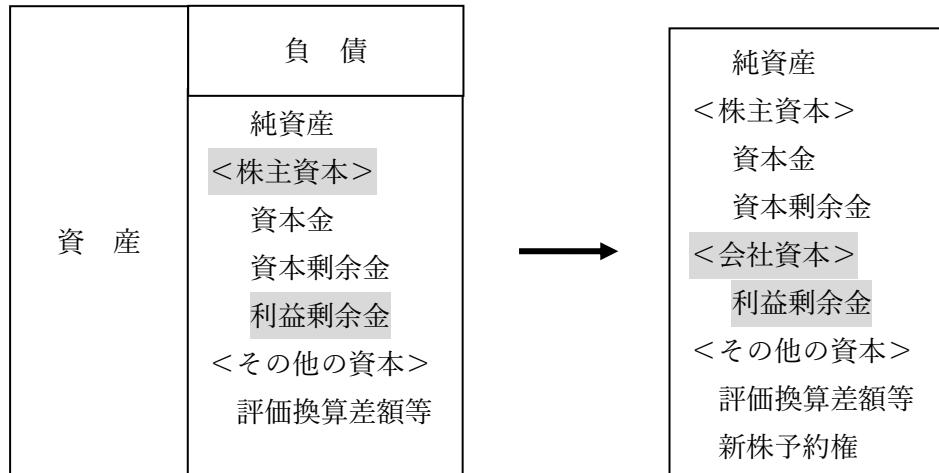
## (2) 利益剰余の株主持分からの分離

第2のインプリケーションは、利益は誰のものかという点についてである。現状では、生み出された利益は株主への配当と企業への社内留保に分けられる。社内留保(利益剰余金)は会社法上、株主資本の項目の中で株主が請求権を有する株主持分として扱われる(図表2-3の左側)。

しかし、付加価値計算(労働の成果)の観点から見れば、利子と企業利得も付加価値の分配の一部であり、留保された分の付加価値は労働者を中心とするステークホルダーのものと見ることができる。利益の扱いにオルタナティブがあるとすれば、図表の右側のように利益剰余金を株主持分ではなく会社持分とすべきであろう。そのためには会社資本という区分を新たに設ける必要がある。会社持分は、文字通り会社の持分であり、機能資本が得た企業利得を表し、機能資本に

属するものとなる。機能が社会的機能へと変化していけば、この会社持分はすべてのステークホルダーの持分となっていくであろう。

図表 2-3 利益剰余金の位置づけ



### (3) 貨幣資本のための会計からの転換

第3のインプリケーションは、財務諸表は貨幣資本家（株主や投資家）のためのもので良いかという点である。特にこれまでの貸借対照表は株主資本の所有を示すことに主眼が置かれてきたが、貸借対照表における資本所有の制約からの転換は可能であろうか。

マルクスの『資本論』や草稿からは、会計に自然環境や地域社会、労働者に関する情報を織り込むことの必要性を読み取ることができる。マルクスによれば、自然環境も地域社会も労働者の能力も隠れた資本の一部である。自然環境や地域社会、労働等を企業がどのように領有し資本の力に変えているかという点は、現代における企業の実態を見る上では非常に重要な情報となっている。こうした情報を組み込むことによって、会計を貨幣資本（家）のためのものから社会に向けたものへと変えていくことが重要な課題となっている。

無形資産や人的資産を組み込む財務諸表の拡張はオルタナティブの1つであるが、財務報告（財務諸表）に組み込めない情報について、非財務報告において開示することが必要である。会計は本来的に価値計算だけでなく物量計算を含んでおり、その意味で、非財務報告は会計のオルタナティブとなる可能性を秘めているといつてよい。財務報告と非財務報告を社会に向けた包括的な会計報告として発展させていくことが求められている。財務諸表の拡張、財務報告・非財務報告の一体化によって、貨幣資本（家）のための会計からの転換を図ることがオルタナティブとして期待されているといわねばならない。

#### <参考文献>

- 小栗崇資（2014）『株式会社会計の基本構造』中央経済社。
- （2016）「株式会社とは何か—マルクスの「所有と機能の分離論」から」『経済』2016年12月号、新日本出版社。
- （2019）「会計における物量計算と価値計算の構造—マルクス的視点から見る会計認識」『駒澤大学経済学論集』第50号第3号。

## 第3章 複式簿記とアカウンタビリティの原理

陣内良昭

### 1. はじめに

今日、新自由主義にもとづくグローバリズムが主導してきた資本主義経済の限界・矛盾が露呈している。これの克服を目指し、各国・地域の経済の持続的な発展、および地球に住む人々の福利の増進のために、国際連合は「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs)を採択した。これは現代資本主義の行き詰まりの表明であり、企業等が行う経済活動および会計に変革が求められている。その SDGs が唱えるような来るべき新たな経済の形態に対応する会計のオルタナティブの理論的基礎を示すために、会計の普遍的な二つの構成要素、つまり「複式簿記」と「アカウンタビリティ」を取り上げて、分析してみたい。

### 2. 会計の普遍と特殊

会計は、いつの時代にも経済つまり人と自然の間の物質代謝を「統制し、総括する」という普遍的機能（内容）をもつ活動であり、必要に応じて特殊な形態をとってきた（図表1を参照）。また、株式会社および証券市場が高度に発達した今日の資本主義のもとで制度化されている財務諸表を含め、近代の企業会計の根底には複式簿記という会計認識・測定・記録・計算システムの原理が貫いている。今後の新たな経済形態に対応する会計のオルタナティブを構想する場合も、この複式簿記の普遍的内容とその特殊形態の関係を根底から理解しておくべきである。

図表1 経済と会計の関係—それぞれの内容と形態—

会計の普遍的内容	会計の特殊形態
生産の認識・測定・記録・計算・伝達による過程の統制と総括	(例) 資本制生産の認識・測定・記録・計算・伝達による過程の統制と総括
経済の普遍的内容	経済の特殊形態
生産、つまり人と自然の間の物質代謝	(例) 資本制生産

これと同様に、アカウンタビリティという概念も普遍的内容と特殊歴史形態の統一として考察することが可能である。アカウンタビリティの普遍的内容は、生産の人と自然および人と人に対する関係の認識・記録・計算およびそれに関する情報伝達・共有の必然性であり、その特殊形態は、会計情報伝達のための記録の整備および報告書の作成が慣習化・制度化されて顕現したものである。

アカウンタビリティは、一般には「経済活動に関する会計情報を伝達する責任・義務 responsibility/obligation」とみなされているが、これを「経済活動に関する会計情報を伝達し共有する必然性 necessity」ととらえなおすべき理由は、この概念の考察を責任・義務の観点のみから出発すると、考察の範囲が法律、規則、契約などの制度上の概念、または規範や倫理などの主観的な概念との関係に限定されがちになるからである。いかなる会計報告書を作成・提示する

かは、その時々の会計に関与する人々、言い換えれば会計情報の提供を受けて自らの理解・判断・意思決定の基礎とする人々（会計当事者）の構成にもとづくアカウンタビリティの歴史的形態に規定される。SDGs 時代の会計当事者は、企業への貨幣資本提供者に加えて、従業員・労働者、取引先、消費者、地域住民、自治体、国家、さらに地球自然環境などを含むと解釈されている。その延長上では、会計当事者を公共（the public）ないしは人民（the people）と想定することもできる。

### 3. アカウンタビリティの展開

アカウンタビリティが生まれる根拠は、「会計当事者の複数化」に求めることができる。まず、生産者もしくは生産の指揮者が、自らのもつ会計機能を特殊な会計労働にゆだねた場合には、会計機能の担い手が同機能の本来の保持者に対して会計報告を行うことが必然となる。このような関係に相応するアカウンタビリティを、「本源的アカウンタビリティ」と呼ぼう。このアカウンタビリティの行使は、「会計労働の生産労働への復帰」である。これに対して、会計理論では一般に、アカウンタビリティの概念は「スチュワードシップ・アカウンタビリティ」として定着している。つまり、財の委託者から当該財を委託された受託者による、当該財の運用過程と結果に関する受託者の委託者に対する説明・報告責任として措定される。しかし今日の企業活動には、財の委託者（株主）のみならず極めて多くの利害関係者（ステークホルダー）が関与している。関与者の多くは企業の資本所有（資本・資金の提供など）には直接には関係を持たないのであるから、マルチステークホルダー資本主義においては、スチュワードシップ・アカウンタビリティの有効性は必然的に限定されざるをえない。

しかしながら、他の形態のアカウンタビリティも考えることができる。14世紀から15世紀にかけて北イタリアの金融・商業資本の元では、機能資本家の結合であるソキエタス *societas* を形成することが盛んに行われた。そのような形態の企業では、会計機能は、当該企業の経営を担う機能資本家の共同の責任で分担して行った。従ってソキエタスの中では会計報告を行う必要はない。会計帳簿が共有（share）されているのであるから、いつでも自らが構成員たる事業の遂行状況を確認することができる。このような相互的・共同的な会計情報共有形態を、「ソキエタス・アカウンタビリティ」と呼ぼう。このアカウンタビリティでは会計情報は双方向で伝達しあい共有しあうという形態をとっている。

新たな形態のアカウンタビリティを構想する場合、まず資本の所有関係にもとづくスチュワードシップ・アカウンタビリティを適切に位置づけた上で、本源的アカウンタビリティおよびソキエタス・アカウンタビリティの意義を再確認して、これらを生かすことができると考える。

SDGs の提唱する諸目標の全体を俯瞰してみると、論理的にいってその対象となるものは、①自然環境 environment、②社会 society、③企業 business（個別資本の活動）という3つの層が重層的に重なっていることが分かる。これに対応して、アカウンタビリティの対象も①人と自然の間の物質代謝、②社会的分業、③企業（利潤を追求する資本運動）の3つの層の重なりとして理解することができる。

### 4. 複式簿記の展開

今日の企業会計では、簿記すなわち経済活動・過程・関係の認識・測定・記録・計算を行うシス

テムは、複式簿記という形態をとっている。木村和三郎は、複式簿記（形式）と企業簿記（内容）を峻別する必要性を主張し、企業簿記が複式簿記形式をとるのは偶然であるとみなし、複式簿記の要件は①勘定形式を用いること、②複記することの二つに尽きると述べた。しかし複式簿記を何らかの経済過程に関する情報を記述する仕組みと解釈するならば、上記の2要件に加えて、もう一つの要件、つまり借方勘定（勘定記入を借方から始める勘定）と貸方勘定（勘定記入を貸方から始める勘定）が対置して設けられていることが必須である。このような素朴な複式記入は、北イタリアの商人・金融資本家の会計帳簿に実際に見られることを、会計史研究は明らかにしている。これは（借方）資本の投下先 xxx／（貸方）資本の投下者 xxxという資本の活動の普遍的・根本的な表現形式であり、この最も単純な複式簿記を「二勘定構成」と呼ぼう。これを基礎に複式簿記は、現金勘定、損益勘定、さらには繰延資産、引当金、無形固定資産などその時々の経済形態の特徴に規定されて新たな勘定が追加され、今日の勘定構成の形態として現れている。筆者は、上の二勘定構成における複式記入を「関係の複記」と呼び、この関係の複記こそが、複式簿記体系の根本を規定していると考える。そして企業簿記はこのような複式簿記の形式を根底に据えながらその制約を超えて、新たな「多次元多属性簿記」へと発展していくことが必然であると考えている。

井尻雄士が現行の複式簿記を分析して抽出した「因果的複式簿記」および「分類的複式簿記」（多式簿記 multiple entry bookkeeping）の要素を総合した、複式簿記を基礎とする会計のモデル「多次元多属性会計モデル」（multidimensional and multiattribute accounting model）が提示されている（J. Ishikawa and Y. Jinnai, “A Conceptual Framework for Multiattribute Accounting”, 『福岡大学商学論叢』27巻3号、1983年2月）。このモデルは、現行の複式簿記と同様に経済財の変化と経済活動を結びつけて認識し、経済財は当然のこととして、経済活動そのものをも測定対象としている。例えば、商品の売り上げを計上する販売という活動は、その活動に要した時間、タイミング、場所、担当者、管理者など同活動の多様な属性について測定することが可能である。多次元多属性会計モデルは、会計の測定単位として、貨幣単位、物量単位、時間単位、頻度単位などを同じ会計システムの中に同時に含むことによって、測定対象の様々な属性について多元的に測定することを目指している。

測定の対象についていえば、企業は環境問題に対応するために、企業は、CO<sub>2</sub>排出量を会計システムの中で測定対象とし、「CO<sub>2</sub>排出量勘定」を設けてこれを生産過程から生み出される連產品（joint products）の一つ（負のアウトプット勘定）とし、原子力発電所が耐用年数を過ぎて除去される時に一挙に顕現する使用済み核燃料など、「負の財（bads）」を複式簿記にもとづく会計認識測定システムの中に位置づけることも可能である。また、グローバルに展開した製品に関する素材と労働の関係と状況、またそれらの置かれた自然・社会環境などをも新たな会計は認識対象とすることができます。

## 5. むすび

複式簿記およびアカウンタビリティの新たな提案は、人権擁護、環境保護、社会的公平、企業の統治構造に関する現状を刷新して資本主義の新たな段階に対応する会計の新形態を考察するうえで示唆を与えるであろう。アカウンタビリティをその対象が自然・社会・資本という重層的な概念として再構築すること、および複式簿記の原理を貫きつつ多機能を持つ簿記会計システム

を構築することが大切である。会計に画期的なイノベーションを起こし、新たな会計の思考と実践形態を獲得した上で、会計の普遍的な機能を含む新たな会計機能を発現させること、すなわち会計の本来の機能を十全に發揮させることこそが会計に関するすべての人々の対応すべき道であり、現代の会計当事者の必然（accountability/necessity）であると考える。

# 第4章 新しい会計史・批判的会計史の評価と課題

新谷 司

## 1. はじめに

本章では、オルタナティブな会計理論または会計学を構築する「学際的・批判的会計学」の一研究方法である「新しい会計史・批判的会計史」に焦点をあて、その評価と課題について文献研究に基づき検討することを目的とする。

## 2. 学際的・批判的会計学

「新しい会計史・批判的会計史」は、「学際的・批判的会計学」の一研究方法であるが、会計学の中の一専門分野である会計史の一部でもある。会計学一般の内部に位置する学際的・批判的会計学は、アメリカ先導の主流の会計学に対抗する会計学として、1970年代にイギリスを起点として生成された会計学である。この会計学は、学際的志向および研究志向の強い会計学(社会学等の社会科学の理論を重視し、フィールド研究及び歴史研究の研究方法を重視する会計学)であり、英語を言語とするジャーナルを通じて大きく発展してきた会計学である。新しい会計史・批判的会計史は、会計学一般のジャーナル、会計史専門のジャーナル、ジャーナルが後援する研究会議等で発表され、1990年代には会計史の論文数が急増する「会計史の繁栄期」を形成し、会計史を会計学の中で拡張する専門領域へと引き上げた。

## 3. 新しい歴史学

新しい会計史・批判的会計史は、歴史学一般の内部に位置する伝統的歴史学に代替する新しい歴史学を参考にしている。伝統的歴史学は19世紀前半以降から20世紀初期までに活躍したドイツのランケ以後のランケ派歴史学を指すが、新しい歴史学は19世紀末期から今日までに現れた複数の学際的志向の強い歴史学を指す。1970-1990年代には、新しい歴史学として、「文化論的転回」の歴史学と「言語論的転回」の歴史学が出現している。

「文化論的転回」の歴史学は、イタリアのミクロ史等を典型とする歴史学であり、従来の定量的方法、経済学、社会学のマクロのカテゴリー等にもとづく社会科学化の傾向と異なり、大衆の主体の主観主義的な世界認識の歴史解釈と歴史の細部に宿る主体側の「物語」である。「言語論的転回」の歴史学は、言語の規定性にもとづく歴史学であり、少なくとも「言語・言説による現実の構築に基づく歴史学」と「歴史の死を唱える極端な歴史学」を含む。

## 4. 新しい会計史・批判的会計史の理論的枠組および理論の特徴

新しい会計史・批判的会計史は、自分たちの会計史と異なる会計史を伝統的会計史と呼び、その理論的枠組、方法、研究対象・主題等に関して理論的批判を行う。同会計史は、伝統的会計史を「要求・対応理論」を利用する経済合理主義の会計史であると批判する。「要求・対応理論」は、企業結合による垂直的統合・調整(中間生産物の市場価額が利用できない統合・調整)等のビジネスの大規模化・複雑化、競争の激化・利益の低下に対応して経営者が経営管理目的で生産費情報を要求するという説明等を行う。同理論は、会計技術の環境適合性のみを強調し会計を企業の変化の副産物として説明する。「現在主義」の会計史であり、原価計算の起源探しと当該起源からの進化論的説明の会計史である。

新しい会計史・批判的会計史は、新しい歴史学と同様に、会計学以外の学際的学問から理論的枠組(主に理論)および方法等を導入し、伝統的会計史の理論に代替する会計史の理論を提示する。この時同会計史は特定のパラダイムを利用している。理論的枠組は、会計史の理論を方向づける理論的枠組であり、会計学以外の学問領域に由来する多様な理論である。パラダイムは会計史の理論、その理論的枠組または方法等の諸仮定である。

新しい会計史・批判的会計史が会計史の理論を形成する場合に利用する多様な理論的枠組は会計学以外の学問領域の理論である。しかし、新しい会計史・批判的会計史の主要領域の原価計算史・管理会計史における理論的枠組の中心はマルクスとフーコーの理論である。このマルクスの理論に基づく会計史とフーコーの理論に基づく会計史と伝統的な経済合理主義の会計史の間では、複数の論争が行われてきている。

その論争の1つがイギリス産業革命期の製鉄企業のキャロン社における経営・会計の変化を巡る論争である。ここでは経済合理主義とマルクス派のみに焦点をあてる。経済合理主義のフライシュマン＝パーカーは、イギリスの1759-1786年のキャロン社の中に近代的な原価管理・原価計算の実践を発見した。この実践は、費用抑制、責任原価管理・部門別原価管理、間接費配賦、原価比較および原価振替、意思決定のための原価利用からなる。

一方、マルクス派のブライヤーは、マルクスによる産業革命の理論にブライヤー自身の理論を付け加える。ブライヤーは、ゾンバルトとウェーバーが資本主義生成の歴史的過程を説明する場合に導入した「資本主義の精神または計算の精神」が指示示す内容を「限界のない蓄積・利益追求」から「使用資本利益率の最大化」へ変更し、それを生産の社会的関係を強化・変革する主体として位置付けている。彼の会計理論では、産業革命は階級対立、生産の社会的関係、「資本主義の精神または計算の精神」および会計による產物である。

## 5. 新しい会計史・批判的会計史のその他の特徴

新しい会計史・批判的会計史は、新しい歴史学と同様に、多様な研究対象・主題を設定しているが、その1つが「下からの歴史」である。これは、人種による差別、ジェンダーによる差別、または現地住民・先住民の差別と共に犯関係にある会計を分析する。また新しい会計史・批判的会計史は「下からの歴史」を明らかにするためオーラルヒストリーを導入した。

伝統的会計史と新しい会計史・批判的会計史は、会計と環境の関係の認識を巡り見解を対立させている。この対立は、「技術的実践」対「組織的・社会的実践」、「環境反映」対「環境反映と環境構築」、現在主義の重視対歴史主義の重視、会計の範囲およびコンテクストの範囲の固定化対拡大化、と表現できる。それぞれの前者が伝統的会計史の立場であり、後者が新しい会計史・批判的会計史の立場である。

## 6. おわりに

新しい会計史・批判的会計史には残された課題がある。第1の課題は、歴史学一般およびその他の学際的学問の発展に関心を払うことである。第2の課題は、会計史と他の歴史学との間にある従来の境界設定に制約されずに研究対象・主題を設定することである。第3の課題は、アングロサクソン諸国中心主義、文書史料中心主義に制約されずに研究を進めることである。第4の課題は、長期的視点の会計史と会計史論争を引き続き継続されることである。

## 第2部 計算と報告の可能性

### 第5章 新たな計算と報告の可能性

小栗崇資・陣内良昭

#### 1. ステークホルダー資本主義への転換

序章で述べたように、新自由主義は、株主（株価）資本主義、グローバル資本主義、金融資本主義、などの形態を伴って広がったが、このままでは貧困と格差、不平等を拡大し、自然環境を破壊しかねない状況をもたらしている。こうした危機を克服するために、SDGs やステークホルダー資本主義が提起されている。株主中心からステークホルダーのための経済への転換は、資本主義の行き詰まりの打開にとどまらず資本主義そのものの改革を意味するものとなる。

2020年1月の世界経済フォーラムのダボス会議において、1973年創設時のマニフェストに改訂がなされ、「ステークホルダー資本主義」(Stakeholder Capitalism) をめざすことが宣言された。世界経済フォーラムによるステークホルダー資本主義の提起は、コロナパンデミックの中で、アフター・コロナにおける経済のあり方に新たな展望を与えるものとなった<sup>18</sup>。

これに先立ってステークホルダー重視を打ち出したのは 2019 年 8 月のアメリカの経営者団体ビジネス・ラウンドテーブルの声明である。声明は、株主第一主義を見直し、すべての利害関係者の利益に配慮することを宣言した。これまでの「株主資本主義」「新自由主義」が格差拡大等の社会問題を生み出してきたことへの批判の高まりに押されて生まれた変化である。

また、ステークホルダーのためのガバナンスへの改革も進んでいる。従業員の声を経営に反映する仕組みの導入について、イギリスでは 2018 年に会社法上のガバナンス・コードが改訂され、①従業員代表を取締役にする、②従業員諮問会議を設置する、③従業員との対話を担当する執行取締役を置く、のうちの 1 つ以上の実施を 19 年から上場企業に義務づけるに至っている（小栗、2021）。

このように新たな経済への転換が求められているのであるが、転換の過程で企業のガバナンスが株主・投資家中心からすべてのステークホルダーのためのものに変化していくとすれば、その中で会計における計算・報告のあり方の転換も求められていくこととなる。複式簿記の生成以来、会計においては資本利益計算が形成され資本主義を支え続けてきたが、資本主義の転換に伴い資本利益計算自体が変わっていかざるをえない。それは第 1 部で検討した理論的な視点からも明ら

<sup>18</sup> 世界経済フォーラムのマニフェストには「公平な課税、反汚職、役員報酬、人権の尊重を含め、現代における重要な問題に言及するステークホルダー資本主義のビジョンを示す」とする改訂がなされた。また 20 年 9 月に「ステークホルダー資本主義を測定する——持続可能な価値創造のための共通指標と一貫した報告を目指して」(Measuring Stakeholder Capitalism: Toward Common Metrics and Consistent Reporting of Sustainable Value Creation) が公表されている。

かとなる。資本利益計算に代わるどのようなオルタナティブが構想されるかを第2部では検討し、計算と報告の可能性を探るものである。

## 2. 新たな会計の展開

会計は計算と報告からなるが、計算の面でも報告の面でも転換が求められている。新たな会計の展開が、株主・投資家のための会計（計算・報告）からステークホルダーのための会計（計算・報告）への変化として考えられるとすれば、そこにはどのような転換があるのであろうか。

株主・投資家のための会計はこれまで行われてきた会計であり、株主・投資家から提供された資本から生まれる価値を、株主・投資家に向けて計算・報告し分配を行うことに会計の主眼がある。資本から生まれる価値の計算は、資本利益計算によって行われ、報告は損益計算書と貸借対照表を中心に行われる。他方、ステークホルダーのための会計は、部分的な試みはなされているが、いまだ会計実務として実践されているわけではない。現段階では構想上のものではあるが、その理念的なオルタナティブとなりうる概要を明らかにしてみたい。

### （1）ステークホルダーのための会計

株主・投資家のための会計と対比していえば、ステークホルダーのための会計は「労働が生み出す価値」を、ステークホルダーに向けて計算・報告し分配を行うことに主眼を置いた会計ということができる。第2章で明らかにされたように、重要な相違点は、株主・投資家のための会計が「資本から生まれる価値」を計算・報告するのに対して、ステークホルダーのための会計は「労働が生み出す価値」を計算・報告する点にある。「資本から生まれる価値」は資本提供者の視点からの価値であり、そこには資本が価値を生むという観念がある。マルクスはそのような資本が投入・運用されることによって利潤が生まれるとする観念を資本家的な「転倒した観念」と呼んでいる。

マルクスの視点に立てば、価値は資本から生まれるものではなく人間の労働が生み出すものである。資本提供者の貨幣がなぜ増殖して利潤を生むかといえば、価値を創出する唯一の商品である労働力を買って使うことにより、労働者に支払う価値を超える剩余部分を資本所有者が生み出したものとして稼得することができるからである。労働が生んだ価値の多くを、あたかも資本所有の成果と捉えるところに「転倒した観念」とされる所以がある<sup>19</sup>。

「労働が生み出す価値」と述べたが、価値は労働が社会や自然に関わることによって創出されたものもある。基礎となる労働者の労働力は、家族、地域に育まれ、市民社会の歴史的発展によって支えられてきたものである。その労働は私的なものではなく、社会的労働として形成されている。その意味で、労働の創出する価値は、それを支える社会の力に依拠したものであるとい

---

<sup>19</sup> 資本が出資をして費用を負担することで価値が生まれるというのが「資本家的な観念」であるが、それは「資本主義的生産の立場から、必然的に転倒されて現れる」観念である（『資本論』第3巻、大月書店版、38頁）。その観念は労働が価値を生むという過程を隠すことになり、「資本の価値増殖過程の神秘化が完成される」ことをマルクスは明らかにした（同上41頁）。

うことができる。またその価値は労働を媒介にして自然が生み出したものもある。

そうした価値は労働を基礎としつつ、企業全体が生み出した価値として現れる。近代経済学によれば、様々な生産要素（資本、借入資本、労働、土地、機械等）によって生産される価値が付加価値である（その点で、付加価値は近代経済学にもとづく概念である）。労働が行われる場は企業であり、労働の創出する価値は企業に集約される様々な資源なしには実現しない。したがって「労働が生み出す価値」は「企業が生み出す価値」であることができる<sup>20</sup>。こうした価値は企業を支えるステークホルダーに分配されるべき価値となる。その場合の企業はステークホルダーによって構成される社会的企業という形態を伴うことになる。価値形成の面では直接的には労働によって価値創造が行われ、価値分配の面では企業を支えるステークホルダーにたいして分配されるのである。

## （2）ステークホルダーのための計算と報告

ステークホルダーのための会計においてはどのような計算と報告が考えられるであろうか。株主・投資家のための計算としては資本利益計算が、報告としては損益計算書と貸借対照表がこれまで続いてきたが、それらをどのように改変していくべきであろうか。

ステークホルダーのための価値は、形成の面では「労働が生み出す価値」であるので、労働成果についての価値計算が求められ、分配の面では「企業が生み出す価値」でもあるので価値分配は企業に関わるステークホルダーに対して行われる。ステークホルダーのための会計に相当するのは付加価値会計である。歴史をふまえれば、資本利益計算に代わる試みとしてこれまで提起されてきたのは付加価値計算であった。新たな会計を模索するには、付加価値計算をベースに置くことが現段階での最善の選択であると考えられる。

こうした視点に立てば、ステークホルダーのための計算としては資本利益計算ではなく付加価値計算が基本となり、ステークホルダーのための報告としては、付加価値の創出と分配を示すためのフロー計算書である新たな付加価値計算書が構想される。また付加価値計算書に対応して、付加価値を生む企業の資源や活動を示すためのストック計算書や関連情報についての報告が求められる。

ストック計算書としてはこれまでの貸借対照表をベースとしなければならないが、付加価値の創出には、人的資源や知的資源、地域資源、自然環境資源など、従来の資産概念では把握しきれない様々な潜在的な資源が関わっていることから、諸資源の情報を可能な限り組み込んだ新たな貸借対照表が求められる。しかしこれらの情報には、新たな付加価値計算書や新たな貸借対照表に組み込めないものも多く想定される。ステークホルダーのための報告は社会に向けた報告でもあるので、企業が社会や自然環境に及ぼす影響についての情報を示すことも要請される。財務諸表・財務報告に組み入れ可能な情報以外のこうした重要な情報（ESG や気候変動に関する情報など）が拡大しつつあるが、それらについての報告は非財務報告として位置づけられる。そのような非財務報告は新たな財務報告と無関連ではなく、それと密接に結合する形で新たな非財務報告

---

<sup>20</sup> 付加価値の概念について、本書では新たな視点から解説を試みている。第2章および本章で論じているが、今後、さらなる検討が必要である。

が求められることになる。

オルタナティブとしてのステークホルダーのための会計は、付加価値計算を基軸に据えた、新たな付加価値計算書、新たな貸借対照表、新たな非財務報告の主要な3つから成るということができる。以下ではそれぞれについて論じてみたい。

### 3. 付加価値計算をめぐる論議

#### (1) 従来の付加価値計算

資本利益計算に代わる付加価値計算について、過去の経験や論議を手がかりに新たな付加価値計算を構想してみたい。

付加価値は近代経済学によれば、国民所得において様々な生産要素（資本、借入資本、労働、土地、機械等）によって生産される価値をいう。付加価値は、マルクスのいう労働が新たに生み出した価値（労賃プラス剩余価値）にも近い概念である（詳しくは第2章参照）。こうした点を背景に、第2次世界大戦後、付加価値計算は、資本の側からの生産性向上要請や労働の側からの分配要求に応え、政府統計にも照應しうるものとして形成された<sup>21</sup>。従来、論じられてきた付加価値計算書は労働者等への分配に焦点を当てたものであった。労働運動が活発であった1960・70年代には欧米で盛んに論じられたが、その後の新自由主義的な政策への転換やアメリカ主導の会計基準の展開の中で制度化されることなく、論議の対象から消えていった<sup>22</sup>。その過程は、企業のガバナンスが株主主権を中心に論じられ、株主資本主義が大きな潮流となっていましたことと軌を一にしている。

今日、新自由主義路線の見直しの下に、企業のガバナンスが株主第一主義ではなく、すべてのステークホルダーに対応すべきとする新たな動向が生じてきたことによって、株主中心の資本利益計算ではなくてステークホルダーのための付加価値計算を再構築すべき段階に入ったと考えられる<sup>23</sup>。

---

<sup>21</sup> 青木修・小川冽・山上達人編『企業付加価値会計』有斐閣双書、1981年、山上達人『付加価値会計の研究』有斐閣、1984年参照。

<sup>22</sup> イギリスの企業会計基準委員会は1975年に「コーポレート・レポート」を公表した中で、付加価値計算書を会社法の中で制度化すべきであることを提起したが、その後、登場したサッチャー政権の新自由主義政策によって否定され、付加価値計算書制度化の機運はそがれることとなった（山上、前掲書）。

<sup>23</sup> 近年、再び付加価値会計に関する関心が高まり、CSR報告や統合報告の中で付加価値が示される事例が多くなっている。過去の付加価値会計の論議との関連や相違についての検討が必要であろう。水野編（2015）、日本生産性本部新たな付加価値分析に関する研究会編「高付加価値経営にむけた今日的な付加価値概念—社会的価値と経済的価値の統合をめざして」2019年を参照されたい。こうした議論は付加価値計算書を管理会計やCSR報告等での付随的なものとして論じる傾向にある。本研究はそれらとは異なり、付加価値会計を財務諸表の改革のための主要なものとして捉え、検討を行う点に大きな違いがある。

付加価値は様々な生産要素から生まれるが、従来は主として、労働、借入資本、政府・自治体、自己資本から構成されていた。それをモデルで表わせば次の図表5-1のようになる。

図表5-1 付加価値計算書モデル

売上高	XXX
<u>購入原材料・サービス等</u>	<u>XXX</u>
付加価値	XXX
従業員への分配（給与・報酬）	XXX
株主への分配（配当）	XXX
借入資本への分配（利息）	XXX
<u>政府・自治体への分配（税金）</u>	<u>XXX</u>
企業への分配（留保利益）	XXX

まず売上高から購入原材料・サービス等の外部購入分が控除されて付加価値が計算される。その上で創出された付加価値は関係者に分配される。労働への分配は給与・報酬、株主（自己資本）への分配は配当、借入資本への分配は利息、政府・自治体への分配は税金として支払われ、その残額は留保利益として企業に分配される形が付加価値計算書の基本的な構造となっている。

近年では、CSR（社会的責任）報告や社会・環境情報開示などが提起されてきたが、その中で新しい要素を加えた付加価値計算型の報告が提起されてきている。

## （2）GRIの直接的経済価値

国際NGOのGRI（Global Reporting Initiative、2000年設立）は2016年のGRIスタンダードの公表の中で、経済パフォーマンス情報の開示項目として「直接的経済価値の創出と分配」と題する次の図表5-2の計算を提案している<sup>24</sup>。

GRIが提示する計算の特徴は、付加価値を示すのではなく、収益を計算し分配する形態となっている点にある。しかし、収益の次の行において事業コスト（購入原材料・サービス等）が控除されているので、その段階で付加価値が計算されていると見ることができる。その意味で、明示的ではないが、図表は計算構造上、実質的に付加価値型の計算であるといえる。それでは、なぜ付加価値を明示することができるにもかかわらず、付加価値を示さずに収益からの分配を示す形態をとるのであろうか。

---

いがある。

<sup>24</sup> GRIはサステナビリティ報告書を提起するNGOとして1997年に設立され、2000年にガイドラインの初版（G1）を公表し、その後、3年ごとに見直しを進め、13年には第4版（G4）を発表。16年に現行のGRIスタンダードを公表している。GRIの特徴は、投資家に対する財務情報だけではなく、広範なステークホルダーに対して経済、社会、環境に関する非財務情報の開示を要請する点にある。

図表 5-2 直接的経済価値の創出と分配

収益	
(売上高、財務投資収益、資産売却収益) XXX	
事業コスト（購入原材料・サービス等） XXX	
従業員給与と諸手当 XXX	
資本提供者への支払（配当・利息） XXX	
政府への支払（税金） XXX	
<u>コミュニティ投資（寄付・資金投資） XXX</u>	
留保利益 XXX	

(出所) GRI スタンダード (2016) の表にもとづき筆者が作成。

2つの理由が考えられる。1つ目は、収益に付加価値の元となる売上高以外の他の収益を加えるためである。表では財務投資収益、資産売却収益が表示されている。現代の企業は「労働が生み出す価値」としての付加価値以外の収益（金融収益など）を多く稼得するようになっており、収益に占める割合も多くなっている。企業がそうした様々な価値を創出するようになってきたことで、それらを含めて「直接的経済価値」(direct economic value) と呼び、分配の出発点にしたと考えられる。2つ目は、事業コストも付加価値の分配先とみなすことが妥当と考えられたからである。取引事業者や下請けへの支払いを切り下げて売上原価を減少させれば、付加価値に相当する売上総利益は増大する。事業コストにおいて適正な価値が支払われず安価な支払いが行われれば、価値の一部は購入した企業の付加価値に加えられることになる。今日の企業はサプライチェーン上に立って付加価値を創出しており、サプライチェーンも付加価値形成に寄与していると見ることができる。その点で、サプライチェーン上の取引関係や下請けも分配先に位置づけ、適切な分配が行われているかどうかを示すことは積極的な意味を持つと考えられるのである。

GRI が提示する計算のもう1つの特徴は、分配先に事業コストとともにコミュニティ投資を加えたことにある。コミュニティを含む地域社会はステークホルダーの重要な構成員である。従来の付加価値計算は企業内の労働者への分配に重点があったが、企業を支えるステークホルダーの拡大が検討される中で、GRI はその具体化を図ったということができる。コミュニティ投資としては、地域の団体・NGO への寄附・援助やコミュニティ・インフラへの投資が例示されており、従来の付加価値計算にはない新たな項目の開示となっているのが特徴である。

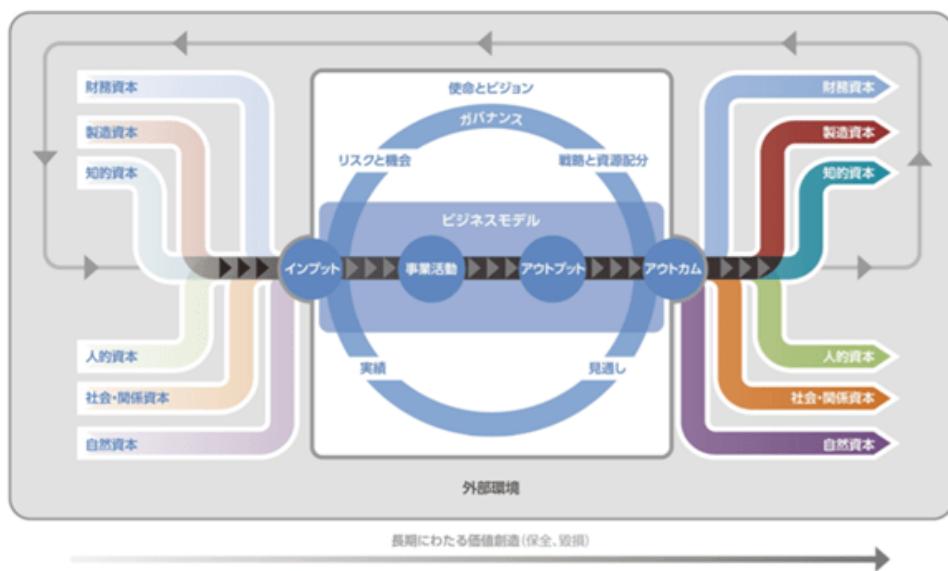
### (3) IIRC の 6 つの資本

また、付加価値計算ではないが、国際統合報告評議会 (IIRC : International Integrated Reporting Council、2010 年設立) は統合報告フレームワーク (2013 年) を公表し、企業の創造する価値を

さらに拡張して捉える新たな報告を提起している（その後、21年に改定がされている）<sup>25</sup>。

図表5-3はフレームワークの中で示されたオクトパスモデルである。そこでは価値創造の根拠となるものとして、財務資本の他に製造資本、知的資本、人的資本、社会・関係資本、自然資本を加え、この6つの資本から価値が創造されるとしている。フレームワークは、6つの資本からのインプットから始まり、アウトプットを経てアウトカムが6つの資本に配分されていく過程を図のオクトパスモデルによって示している（改定では負のアウトカムも想定）。アウトプット・アウトカムの価値の拡張にとどまらず、その根拠となる資本概念まで大きく拡張しようとしている点に統合報告の特徴を見てとることができる。

図表5-3 IIRCのオクトパスモデル



このような6つの資本による価値の創造やステークホルダーのための報告についての論議は、新たな会計の展開を考える上で重要な提起を含んでいる。

1つ目は、様々な資本の価値創造を示すためには付加価値計算が前提となるという点である。統合報告はすでにかなりの企業によって実施されているが、それらの報告では6つの資本についての付加価値を示す事例が多く見られる。非財務報告ではあるが、その根底に付加価値計算が組み込まれている。統合報告は明示的ではないが、価値創造・分配を6つの資本に拡張した付加価値計算を示唆するものとなっている。

2つ目は、貸借対照表の拡張やそれに連動する非財務報告の可能性を提起しているという点である。第2章でも述べたように、資本概念の拡張は経済学的に見ても妥当であり、財務報告を資本所有の成果を示すものから社会的役割や貢献を示すものに転換することが可能と考えられる。

<sup>25</sup> IIRCは2020年11月にサステナビリティ会計基準審議会（SASB）との合併を決定、21年内にバリューレポーティング財団（VRF）を設立することになっている。また21年1月には統合報告フレームワークの改訂版を公表しているが、大きな改訂はされていないので、本章では従来のフレームワークを使うこととした。

財務資本以外の他の資本を組み込むことができれば、貸借対照表の拡張も可能であり、そこには組み込めない資本の動向を非財務報告に取り入れるような形を構想することができる。そのような新たな会計はステークホルダーのための会計として展開されることになる。

GRI や IIRC の提起は、社会と環境にかかる現代の企業活動を表す上で、新たな付加価値計算や拡張した財務・非財務報告が重要となることを示している。

#### 4. 新たな付加価値計算書

GRI スタンダードや統合報告フレームワークの問題提起をふまえて、新たな付加価値計算書について検討してみたい。それらを計算モデルにまとめれば図表 5-4 のような形となる。

図表 5-4 新たな付加価値計算書

売上高	XXX
購入原材料・サービス等	XXX
減価償却費	XXX
<u>付加価値</u>	XXX
<u>+ その他の収益（金融収益等）</u>	XXX
従業員への分配（給与・年金）	XXX
株主への分配（配当）	XXX
借入資本への分配（利息）	XXX
地域社会への分配（寄付・投資）	XXX
自然環境への分配（環境保全費用・投資）	XXX
知的・人的資源への分配（研究開発費等）	XXX
政府・自治体への分配（税金）	XXX
<u>その他の費用・損失</u>	XXX
留保利益（企業への分配）	XXX

(出所) 筆者作成。

この計算モデルは、従来の付加価値計算書と同様に最初に生成した付加価値を示すことから出発する。「労働が生み出す価値」を示すためには付加価値の計算は必須である。売上高から購入原材料・サービス等の外部購入費用を控除し、さらに減価償却費を差し引くことで純付加価値の計算をする形となっている。ただし、次に述べるように地域社会や自然環境に関わる投資についての減価償却費は別建ての扱いとしたい。さらに、このモデルでは GRI の提起を参照して、他の収益を純付加価値に加算している。現在の企業の多くは本業の付加価値以外に金融収益等を稼得するようになっており、それらは付加価値ではないが他の価値として加えることは現実的な処理と考えられる。それらは「企業が生み出す価値」として分配の対象となるものであり、GRI の示した「直接的経済価値」に相当するものである。

次に付加価値とその他の収益に関して、分配先を拡張して新たに加えている。この新たな付加価値計算書は、自然環境も含めたすべてのステークホルダーにたいする価値の分配のための計算書となっている。新たに加えたのは、「地域社会への分配」「自然環境への分配」「知的・人的資源への分配」である。このアイデアは GRI のスタンダードと IIRC の統合報告フレームワークを参考にしたものである。

「地域社会への分配」は、地域社会や NPO・NGO への寄附や資金援助、地域社会（コミュニティ・インフラ）への投資などを計上する項目である。従業員によるボランティアや地域支援などの費用を可視化することも可能である。また、地域社会のための施設や設備に投資がなされた場合、投資額をいったん貸借対照表に計上したうえで償却していく方法が考えられる。その場合は減価償却費を「地域社会への分配」の中で表示することが必要となる。

「自然環境への分配」は、企業活動がもたらす環境負荷や気候変動に対する対策費用や投資費用を可視化し計上する項目である。環境保護のための様々な費用とともに、環境保全や気候変動対策のための設備投資が行われた場合、こうした投資額を貸借対照表に計上したうえで、減価償却費を「自然環境への分配」として位置づけて表示することが求められる。再生可能エネルギーへの転換に関わる費用や投資なども、こうした中で開示することになれば、気候変動対策への企業の貢献を社会に示すものとなるであろう。

「知的・人的資源への分配」は、今後ますます重要となる無形資産形成に関連する項目である。企業が価値を生む源泉は労働であるが、その質が高ければ超過収益力（特別剰余価値）をもたらすものとなる。その質を高めるものが様々なノウハウやソフトであり、それは研究開発投資によってもたらされる。またそれを使いこなす高い質の労働を形成するには、労働者に対する教育や知的・文化的涵養が不可欠となる。こうした投資も付加価値形成を支えるものとして価値分配の対象とすべきであると考えられる。研究開発費（その無形資産化については後述）や教育訓練費、それに関連する施設や設備などの減価償却費などが「知的・人的資源への分配」の項目として計上される必要がある。

こうした付加価値の新たな分配先を加えることは、ステークホルダーのための会計を構築する上で不可欠であると考えられる。それらへの分配が表示されれば、企業がどのように社会や自然環境の問題に向き合っているかを明らかにすることができる。

問題となるのは、最後の留保利益の位置づけである。留保利益は法形式上では残余請求権をもつ株主のものとされているが、本質的には企業のものであると考えられる（その経済学的解釈については第2章を参照）。こうした点から、この計算モデルでは留保利益を企業への分配として位置づけている。企業への分配とはいえ企業の領有物ではない。ステークホルダーのための企業に変っていくとすれば、留保利益は株主や企業のものではなく、すべてのステークホルダーのものと解釈される。留保利益が累積したストックとしての内部留保は、設備投資等の企業の発展に投下されることが多いであろうが、それはステークホルダーの合意によって進められるべきである。

付加価値計算書を具体化するうえでは、なお解決すべき課題が存在している。例えば、株主への配当は決算時には確定しないので、どの時点で付加価値計算書を作成すべきかという点や、剰余からの配当となるので損益計算書の組み換えだけでは対応できないという点、減損損失やリストラ経費など分配先が不明な費用をどう処理するかなどについての検討が必要となる。

以上、新たな付加価値計算書の計算モデルを提示してみたが、まだ荒削りの素案であるにすぎない。改善すべき点は多いであろうが、論議の出発点となればと考えている。

新たな付加価値計算書は、基本的に現在の損益計算書を組み換えることで作成可能である。従来の費用の内容を様々なステークホルダーに関係するものに区分し直すことで作成される。このような組み替えは、読み手となるステークホルダーに重要な情報を与え、企業が社会的役割をどのように果たしているかについての認識を可能にするものとなる。また何よりも、このような計算書を開示することによって、企業の社会的貢献を促進するインセンティブを企業自らに与えるものとなる。企業の社会的役割を望む社会の意識が高まれば高まるほど、企業は社会の要請に対応して変化していくことであろう。

この新たな付加価値計算書は、資本のための価値（利益）の分配から社会と自然環境の価値（付加価値）の分配への転換を担うものとなるであろう。その意味で、この計算書を社会的・自然的価値計算書と呼ぶことができる。

## 5. 新たな貸借対照表

新たな付加価値計算書とともに、新たな貸借対照表が求められるが、従来の貸借対照表にどのような改変を加えればよいのであろうか。

新たな付加価値計算書には、「地域社会への分配」「自然環境への分配」「知的・人的資源への分配」が加えられるが、それらの新たな分配先は価値創造の元となるものである。従来から貸借対照表は、収益をもたらす元となる資産・負債・資本をストック情報として表示するものと考えられてきた。付加価値についても同じことがいえ、価値創造の元となる資源を資産・負債・資本として表示する役割を担うことが新たな貸借対照表に求められる。

それでは、どのような改変が資産・負債・資本に必要であろうか。以下では資産・資本について導入可能な項目を検討したい。図表5-5はそれを例示したものである（グレーの項目は改変部分）。

まず資産の面では、付加価値計算書に対応して、「地域社会」「自然環境」「知的・人的資源」に関する情報を貸借対照表の資産項目に導入することが考えられる。

「地域社会」に関しては、地域・コミュニティやNPOへの寄付・助成など毎期の費用となるものについては付加価値計算書への計上となるが、地域社会のための施設・設備の提供や投資等については資産として計上することが求められる。それらを償却する場合は、償却費が付加価値計算書に計上されることになる。「自然環境」に関しても、気候変動対策や環境保護のための設備投資や再生可能エネルギーのための投資などについて資産計上し、企業の環境への取り組みを積極的に開示することが求められる。企業には環境対策やエネルギー対策が要請されるようになっており、それらに関連する設備の比重は増していくと考えられる。その場合、「地域社会」の投資と同様に、償却可能なものについては費用を付加価値計算書に計上することが必要となる。

「地域社会」や「自然環境」への投資は主として施設・設備等に関するものであるので、一般的の有形固定資産と区別して、表のように「地域・環境資産」というような区分を設けることが必要であろう。「地域・環境資産」の区分の中で、「コミュニティ設備」や「環境保全設備」、「再生可

能エネルギー設備」のような名称で表示をしてはどうであろうか。また投資有価証券の中で環境に関する投資債券がある場合は、「グリーン投資」というような項目を設けることも可能である。

図表 5-5 貸借対照表をどう変えるか

<資 産>	<負 債>
I 流動資産	I 流動負債
売上債権	仕入債務
棚卸資産	引当金
II 固定資産	II 固定負債
有形固定資産	長期借入金
機械装置、建物等	退職給付引当金
地域・環境資産	
コミュニケーション設備	<純 資 産>
環境保全設備	I 株主資本
再生可能エネルギー設備	資本金
無形固定資産	資本剰余金
研究開発資産	自己株式
のれん	II 会社資本
III 投資その他の資産	利益剰余金
投資有価証券	III 評価・換算差額等
グリーン投資	IV 新株予約権

(出所) 筆者作成。

「知的・人的資源」の面では様々な課題があるが、いずれも無形資産の中で可能な限り表示することが今日求められている。付加価値を生むのは労働であり、付加価値生産力は今日では労働者の知性・感性の高さや豊かさにもとづくノウハウやソフトとして現れる場合が多い。それらはデジタル経済化の中での、新たな電子技術を駆使する能力やコミュニケーション能力によっても形成される。とはいっても、そうした人間の力を付加価値の源泉として資産計上するのは困難である。

可能性があるのは「研究開発費」の資産化である。研究開発費は現在、即時費用化の処理となっているが、無形資産の中でいったん「研究開発資産」として計上することが良いのではないか。こうした提言はレブ＝グー (Lev and Gu, 2016) によってすでになされており、その資産化は価値創造の源泉を表す積極的な意味を持つと考えられる。その場合、研究開発資産は減価償却され、減価償却費は付加価値計算書の「知的・人的資源への分配」において計上されることになる。

しかし、こうした貸借対照表の改革を目的とする新たな資産項目の導入は、現状では貨幣資本の投下・回収という情報枠組の制約を受けざるを得ない。今後、さらにメイヤー (2021) のいう、「外部性を内部化」するような会計のコペルニクス的な転回が生じるまでは、貸借対照表に計上

されえない情報は注記や付属明細表、さらには非財務情報の形で積極的に開示することが重要な<sup>26</sup>。第10章は無形資産についてこうした提案をしているので参考されたい。

次に資本の面では、第2章で検討されたように、留保利益（利益剰余金）の位置づけを変えるべきである。利益剰余金は現在は株主資本の中に区分され、株主が請求権をもつ株主持分とされている。すでに述べたように、留保利益は株主ではなく企業のものであり、ステークホルダーのための企業に転換していこうとするならば、株主持分ではなく会社持分として区分すべきである。アンソニー（Anthony, 1984）は、新たな企業主体論に立って、企業主体としての持分である「主体持分」を設定することを提案している。こうした「主体持分」を佐藤（2014）はステークホルダーのための「共益資本」と位置づけ、こうした持分の再定義が共益資本主義を促すとしている。本論の提唱する「会社持分」はアンソニーと佐藤の提起に近いものである。アンソニーは、株主の資本利子コストを計算したうえで、配当を差し引いた分の累積を「株主持分」として残すことでも提起している。低利子率の続く現代において利益剰余金の一部を「株主持分」とする存在根拠は希薄であり現実的ではないと考えられることから、本稿では利益剰余金全体を「会社資本」に区分することを提案したい。利益剰余金すなわち内部留保がステークホルダー全体のものとして位置づけられることになれば、内部留保の活用が可能となり、場合によっては、それを社会的に有用な投資や労働者や地域等への再配分に振り向けることが可能となるであろう（小栗、2017, 2020）。

以上のような資産・資本における改変を貸借対照表に加えることができれば、新たな付加価値計算書に対応したものに変えることができるのではないか。貸借対照表の改変は、資産概念の拡大や負債・資本概念の再検討など、今後さらに様々な試みられるであろう。上記の提案がその手掛かりとなればと考えるものである。

## 6. 新たな非財務報告

### （1）非財務報告とESG情報

以上のような新たな付加価値計算書と新たな貸借対照表は財務報告における提案であるが、さらに非財務報告についての新たな方向性についても検討してみたい。

非財務報告それ自体が近年のディスクロージャーにおける新たな展開であり、様々な実務となって広がってきてることは周知の通りである。非財務報告が登場してきたのは、企業の社会や環境との関わりが重要な問題となったからである。その根幹にあるのはESG情報である。

ESG情報とは環境（Environment）、社会（Society）、ガバナンス（Governance）の頭文字をとった名称で、それらに関する企業の姿勢や取り組みを示す情報である。ESGは2006年の国連による「責任投資原則」（PRI：Principles of Responsible Investment）の提唱がなされる中で提起

---

<sup>26</sup> メイヤー（2021）は、現在の会計制度の限界を指摘し、「会計学が、人間と自然が作り上げてきたものの破壊を回避する手助けになれるならば、多くのことを達成することができたであろう」として「人的資本、自然資本、社会資本について正確な認識」を行う新たな会計を提起している（メイヤー、2021, 245-273頁）。

された概念である。PRIは国連が世界の機関投資家に向かって呼びかけたものであるが、投資意思決定においてESGを考慮することを要請している。その後、PRIとともにESG情報の開示が広がり、ESG投資が証券・金融投資の中で比重を高めてきている（夫馬、2020）。

ESG情報としてどのような情報を求めるかは提起する組織によって異なっている。GRIは、エネルギー消費量、水消費量、排ガス・廃水・廃棄物、製品安全性、男女別従業員数、男女差別、児童労働、賄賂防止、地域社会との関わりなど97もの開示項目を示している。金融安定理事会の設置したTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）は気候変動に関する情報開示項目を提示している<sup>27</sup>。こうしたESG情報は国連が提起したSDGsにおいても要請されており、UNCTADはSDGs実現のために企業が開示すべきESG情報項目について提案している<sup>28</sup>。EUは2014年に非財務報告の義務化を求めた非財務報告開示指令を決定し、さらにその改定案として2021年にサステイナビリティ報告指令案を提起しているが、そこでの非財務情報はESG情報である。

一般にはESG情報は非財務情報とほぼ同じと考えられ、ESG情報の提供を担うのが非財務報告である。発展しつつあるESG情報開示であるが、いくつかの解決すべき課題がある。

1つ目はESG基準が統一されていないという点である。ESG投資の比重が高まるにつれ、投資先の企業を比較する必要に迫られるが、そのための物差しである基準を統一する要請が高まっている。ESG情報は証券・金融市場のためだけのものではない。企業の社会や環境にたいする責任を明らかにするESG情報をすべてのステークホルダーおよび市民社会全体が求めるようになってきている。こうした中でESG基準統一の動きは本格化しており、様々なESG基準設定組織やIASB、世界経済フォーラムなどが財務報告・非財務報告の中でどのようなESG情報を開示すべきかについていくつかの案を提示する段階にある。ESG基準が統一され大企業を中心に義務化されるようになれば、非財務報告の役割はさらに大きなものとなるであろう。統一化され義務化されたESG情報の開示は、企業の変革を促進するものと考えられる。

2つ目は、財務報告と非財務報告との関係が不明確であるという点である。ESG情報を適切に開示するには、財務・非財務の連携が重要となってくる。財務報告は株主・投資家向けであり、非財務報告は社会向けというわけではない。ESG情報が財務報告にも導入され、財務情報と非財務情報が無理なくつながることが求められる。ESG情報基準の統一はその点を考慮して進められなければならない。財務報告と非財務報告の連携についてはEUやESG基準設定組織、IASBから提案もなされており、大きな課題となっている。

## （2）財務報告と非財務報告の連携—付加価値とマテリアリティ

こうした課題を解決した新たな財務報告が求められるが、本章は特に財務報告と非財務報告の関係について以下のような提起をしたい。

---

<sup>27</sup> TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）は2015年に金融安定理事会（FSB）によって設立され、同年に気候変動リスクを開示するためのフレームワークを公表し、情報開示項目を提起している。

<sup>28</sup> UNCTAD, *Guidance on Core Indicators for Entity Reporting on Contribution Towards Implementation of the Sustainable Development Goals*, 2019.

財務報告と非財務報告をつなぐものは付加価値計算とマテリアリティであると考えられる。

まずは付加価値計算についてである。一般にいわれるように ESG 情報を非財務報告での開示と限定するのではなく、財務報告においての開示も図られなければならない。本稿が提起した新たな付加価値計算書は財務報告における ESG 情報の開示を意図したものもある。財務報告において付加価値計算を行うことができれば、その付加価値を根拠にして非財務報告における ESG 情報をより意味あるものにすることができる。例えば、非財務報告における男女別賃金や職種別賃金の情報は、財務報告における従業員への付加価値の分配情報とつながり、非財務における環境や地域に関する情報は、財務における環境や地域への付加価値の分配情報と関連するものとなる。このように財務報告における付加価値計算は非財務報告の ESG 情報を深く関連づけ、より有用なものにする役割を果たすと考えられる。

次はマテリアリティについてである。マテリアリティとは企業にとって重要な影響を有するものという意味であり、重要な情報を記載し開示するための判断基準とされる。マテリアリティには財務的マテリアリティと環境的・社会的マテリアリティの2つがある。財務的マテリアリティは、財務情報に影響を及ぼす ESG 情報を開示する考え方をいい、環境的・社会的マテリアリティとは企業活動が環境・社会に影響を及ぼす ESG 情報を開示する考え方をいう。そして、前者を重視する考え方をシングル・マテリアリティ、両者を重視する考え方をダブル・マテリアリティという<sup>29</sup>。財務的マテリアリティは株主・投資家を開示対象とするものであり、シングル・マテリアリティの主張は株主・投資家を重視する考え方となる。他方、ステークホルダーのための開示を目指す場合は、環境的・社会的マテリアリティも重視したダブル・マテリアリティの考え方方がとられることになる。ESG 情報開示においても、株主・投資家に向けてのものか、ステークホルダーに向けてのものかが問われている。ESG 基準の統一に際しても、シングル・マテリアリティの立場での統一か、ダブル・マテリアリティの立場での統一かが問題となる<sup>30</sup>。

ステークホルダーのための非財務報告を新たに発展させるには、財務報告における付加価値計算の導入と非財務報告におけるダブル・マテリアリティによる情報開示が必要である。そうしたことでの財務報告と非財務報告が一体的・有機的に関連づけられ、基準の統一化の進展とともに新たな非財務報告が形成されると考えられる。

財務・非財務の連携は会計にとっても重要な意味をもつ。会計の守備範囲を財務諸表の作成・報告に限定するのではなく、非財務報告に広げることが必要である。会計は人間の歴史とともに発展してきたが、会計は本質的に価値計算と物量計算からなっている（小栗、2019）。人間社会における財の出入りと保有を物量計算によって把握することが会計の歴史貫通的な役割であり、それは物量計算が担っている。複式簿記の誕生を機に価値計算の技法が開発され、資本主義の発展

---

<sup>29</sup> 大和総研レポート「乱立する ESG 情報の開示基準とその現状」（2021年2月5日）は、マテリアリティについて詳細な分析をしている。

<sup>30</sup> マテリアリティにおける財務的マテリアリティと環境的・社会的マテリアリティの関係をダイナミック・マテリアリティとして捉える見解が、ESG基準設定組織（CDP, CDSB, GRI, IIRC, SASB）によって *Statement of Intent to Work Together Towards Comprehensive Corporate Reporting*として提示されている。

とともに価値計算を主体とする会計へと変化してきた。資本所有のために価値計算が重視されてきたが、社会や環境のための会計へと変化する中で、再び物量計算の重要性が認識されるようになってきたと考えられる。ESG情報、非財務報告においては物量計算が主体となるが、それらを含めて会計と見なければならない。第9章はその具体的な研究である。

ステークホルダーのための新たな会計を構築することは、価値計算と物量計算をより高次元で統一することを意味している。ステークホルダー資本主義をへて資本主義の転換が進み、企業の変革が進む中で、広義の会計が発展し会計の役割はますます重要なものとなっていくであろう。

#### <参考文献>

- 小栗崇資（2017）「大企業における内部留保の構造とその活用」『名城論叢』第17巻第4号。
- （2019）「会計における物量計算と価値計算—マルクス的視点から見る会計認識」『駒澤大学経済学論集』第50巻第3号。
- （2020）「積み上がる内部留保一年間增加分に課税も一案」『日本経済新聞』（経済教室）2020年3月5日。
- （2021）「企業・経済の変革とSDGs」『経済』2020年7月号。
- コリン・マイヤー（宮島英昭監訳、清水真人・河西卓弥訳）（2021）『株式会社規範のコペルニクス的転回』東洋経済新報社。
- 佐藤倫正（2001）「会計が促す新資本主義—資金会計のイノベーション」『商学研究』第54巻第2・3号、愛知学院大学。
- 夫馬賢治（2020）『ESG思考—激変資本主義1990-2020』講談社α新書。
- 水野一郎編著（2015）『付加価値会計の総合的研究』白桃書房。
- Anthony, R. (1984), *Future Directions for Financial Accounting*, Dow Jones-Irwin, (佐藤倫正訳『アンソニー財務会計論』白桃書房, 1989年)
- Lev, Baruch and Feng Gu (2016), *The End of Accounting and The Path Forward for Investors and Managers*, (伊藤邦雄監訳『会計の再生—21世紀の投資家・経営者のための対話革命』中央経済社、2018)。

# 第6章 付加価値会計の再構築とパーカス会計

内野一樹

## 1. はじめに

本章では、現代会計のオルタナティブとして付加価値会計に着目した前章を承けて、付加価値会計を再構築することを課題とした。ステークホルダー資本主義に適合する会計として、付加価値会計を旧来の形のままで復活させることは難しいようと思われる。そこで、株主価値だけを優先するのではなく、すべてのステークホルダー価値を重視し、付加価値の発生原因を明らかにし、算定された付加価値をすべてのステークホルダー分配して、社会的な課題の解決を示すための新たな付加価値会計の構想を提示する。そこでは、パーカス（会社の存在価値）を、稼ぎながら社会的な課題に取り組むことと概念規定して、新たな付加価値会計を方略的にパーカス会計と呼ぶことにした。

## 2. 株式会社の所有

まず本節では、根強く流布している‘株式会社は株主のもの’という通念を、(1)法人格、(2)二重の所有構造、(3)契約の不完備性、(4)会計主体、から払拭することを試みた。すなわち、会社に法人格が付与されれば、「会社それ自体」が法的な権利主体となり、自然人と同じように財産権や法律的な権利義務の主体とみなされ、会社財産は「会社それ自体」のものとなる。また、資本は幅広く出資を募り、大規模な事業を展開することによって、貨幣資本（所有としての資本）と機能資本（機能としての資本）に分離し、株主は会社の外部にあって、株式の所有を通じて配当のみを求める貨幣資本家となり、会社財産は機能資本家となる会社機関（会社それ自体）が所有する。さらに、経済学の契約理論に依拠すれば、不完備契約のもとでは株主だけが唯一のリスク負担者という前提が崩れ、会社は株主のものという主張も否定される。また、会計主体として企業体理論を採用すれば、会社は株主の私的所有物ではなく、「会社それ自体」として存立する社会的な存在として理解することができる。

## 3. 付加価値の計算

会社において様々な生産要素によって新たに生み出された価値は付加価値と呼ばれており、これまで経済産業省、財務省、中小企業庁、日本銀行、日本経済新聞、日本生産性本部、三菱総合研究所などから公表されてきた。統計資料によって付加価値の計算方法は微妙に異なっており、その情況は現在まで続いているが、会計の領域で付加価値を利用することについては異論がないといつても差し支えない。

ステークホルダーための新たな付加価値会計であるパーカス会計は、会社が如何に社会的な富を増進し、社会貢献したかを示して、パーカスを計算し報告する。パーカスは、会社に参加する様々なステークホルダーの利害を考慮して計算・報告される。

#### 4. ステークホルダー資本主義と会計

会社にとって報告の対象となるステークホルダーとしては、顧客、労働者、経営者、サプライヤー、地域住民、政府・自治体、債権者、株主を挙げることができる。これらステークホルダーと会社の関係は、一面において互恵的であり、他面において背反的である。しかもステークホルダー相互の間でも利害は対立する場合すらある。パーパス会計では、様々なステークホルダーの輻輳する利害の調整を経て形成される「会社それ自体」の総体的な価値がパーパスとして計算・報告されることになる。

#### 5. 新たな付加価値計算書—パーパス計算書

本章では、前章で“社会的・自然的価値計算書”と名づけた付加価値計算書を、ステークホルダー価値の結合・分配関係が明示的になるように組み直して、パーパス計算書（会社の存在価値計算書）として提示した。

パーパス計算書の上段は、控除法によって付加価値を算定するところから始まる。顧客からの結合（売上高）からサプライヤーからの結合（購入原材料・サービス等、減価償却費）を差し引いて、純付加価値を求めている。この純付加価値に、その他の収益（金融収益）を加算して、分配の原資としてパーパスを算定している。

パーパス計算書の下段は、加算法によってパーパスをステークホルダー別に分離して、ステークホルダー価値を分配項目として並べている。さらに前章で述べているように、GRI や IIRC の問題提起を受けて分配先を拡張して、自然環境（自然資本）への分配、知的・人的資源（知的・人的資本）への分配、を付け加えている。

最後に、パーパスから分配価値の累積額が差し引かれて、留保利益が算定されている。

このように様々なステークホルダー価値の結合・分配関係を表示するパーパス計算書の計算過程をたどることによって、会社の存在価値が確認されるのである。

#### 6. おわりに

最後に、今後の可能性について 2 点付言した。まず会計主体については、「会社それ自体」を中心に据えつつ、様々なステークホルダーの利害を包摂しながら会計的な判断が行われる立場を取り上げたが、ステークホルダー志向の新たな付加価値会計は、社会的な存在である会社に参加する様々なステークホルダーの立場を止揚した、より高次の立場に拠るべきあり、「会社それ自体」から「社会それ自体」へとさらに進化していく可能性がある。

次に、パーパスという用語については、本章では存在価値と理解して、伝統的な貨幣情報の枠内で考察し、物量情報や定性情報の利用については言及しなかった。パーパスを存在意義や存在理由と定義すれば、物量情報のみならず、数値で表せないような定性情報や文字情報の利用へと広がる可能性がある。

## 第7章 非財務情報の会計・経済指標としての付加価値

松田 真由美

1960年以降拡大した企業による社会的責任がオイルショックにより衰退してから50年以上が経過する中、社会的責任は、ESGまたはSDGsという形で経済危機の中でも企業に求められる活動となるとともに、その情報もまた企業価値を形成するものとして重要視されている。

特にこのような潮流は1980年代以降の地球環境の悪化や温暖化対策のための国際協調、そして2000年前後からの国連組織によって主導されるグローバル・コンパクト、国連投資原則、SSEイニシアティブなど投資家や市場を巻き込みながらその活動は拡大および加速化していった。そのような中で、必然的に投資家向け情報が求められるようになってゆく。しかし、経済および社会変化に伴い、既存の財務諸表において環境および社会といったESGを企業の会計的枠組の中で測定し開示することに限界があり、財務情報を補完する非財務情報という形で開示が行われてゆく。中でも、地球温暖化は喫緊の課題として扱われ、脱炭素社会への移行は、特定の企業活動を制限する可能性がある。これに伴い、財務諸表で示されない資産価値の毀損（座礁資産）が18兆ドルにまでのぼるとまで報告されるなど、非財務情報は看過できず、内容次第では開示を法的に求める国も出てきている。また、各国で上場企業へ適切な対応と情報開示を促すよう、「ガバナンス・コード」等が導入されることで、投資家とのコミュニケーションを通じて企業への圧力も高まってきている。

しかし、非財務情報は多くが任意であり、その形式や内容は多様性を帶び、加えて依拠するガイドラインが乱立することで、開示する企業そしてそれを利用する投資家には混乱が生じている。そこで、比較可能性などをいかに担保するのかが課題なる一方で、新たな動きとしてESGを貨幣価値のみによって認識するVBA(Value Balancing Alliance:価値報告財団)や、IFRS(International Financial Reporting Standards)財団が2021年11年「サステナビリティ基準審議会(Sustainability Standards Board:SSB)」を設立するなど、依然状況は不透明であるが、今後ガイドラインが収斂してゆくことが望まれている。

ただ、現状においてはGRI(Global reporting initiatives)とVRF(Value Reporting Foundation)が中心的役割を果たし、多くの企業によって利用されているが、その内容は異なる。まずGRIは細則主義を適用し、マルチステークホルダーを対象とするものである。開示すべき情報は、環境・社会・経済情報となっているが、細則主義であるため企業としては準拠しやすい反面、網羅すべき情報が多いため企業には負担となり、すべてのデータを提供できず、自らの必要性に応じて情報を選択、修正等しており比較可能性の欠如といった弊害も生じている。また後者は統合報告として原則主義かつ投資家に向けた情報開示であるが、原則主義のため具体的な方法を伴わず、企業が自らの手法を構築しなくてはならない。また、経済価値を中心としており、それは経済資本を増加のために、自然資本の犠牲が暗黙的に容認されるなどの問題が介在してきた。その結果、2021年の改定では、価値の創造を示すためのオクトパスモデルに負のアウトカム、価値の保全と毀損が加えられている。

このような非財務情報は定性・定量また貨幣・物量情報など多岐に渡るが、投資家は、定性よりも定量情報、中でも貨幣情報に関心を持つ傾向にあり、ガイドラインでも経済情報を包含している。GRI では「創出、分配した直接的経済価値」がそれにあたり、環境・社会情報と並列的に扱われるが、これは売上高に投資や資産を売却して得られた収益を加えたものなどで、財務報告を限定的に援用する情報にとどまる。そして VRF ではオクトパスモデルに見られるように、財務、製造、知的、人的、社会・関係、自然資本およびそれに関連する価値を測定することになるが、上述のように具体性はない。しかし、これらを補完するために細則主義による物量情報を中心とする SASB (Sustainability Accounting Standards Board : サステナビリティ会計基準審議会) の指標が 2021 年 6 月より加えられている。

また、UNCTAD (国連貿易開発会議) でも新しく経済、環境、社会、制度分野について企業の規模を問うことなく管理・財務会計情報に基づく情報開示を提唱している。これは企業の SDGs 活動を貨幣的に測定するとともに、統計をもとにマクロレベルで国家間の推進状況の比較を可能とし、付加価値計算書の作成にも言及している。

そして UNCTAD のみならず、このような非財務情報のガイドラインにおける経済指標については、付加価値をベースとしていることが指摘されており、付加価値情報は、いまや企業にとり利益の最大化が環境や社会の軽視のもとに成立する事がないような情報開示の方法として位置づけられてきている。ただし、既存の付加価値とは異なり、時代に即した新たな価値となっているのが特徴である。これまで企業とは社会的・公共的機能が期待されると、損益計算書に変わる書類として付加価値計算書の必要性が提起されてきたが、このような非財務情報の流れは、まさに付加価値の再考を促すものとなっている。

ただし、現在の非財務情報とは投資家志向であり、投資家偏重の考えが反映されるのであれば、本来の付加価値の意図とは異なる。そのため、損益計算書に代替しないまでも新たな付加価値計算書に社会性・公共性を具備させるために、その付加価値および分配をどのように考えるべきなのか依然検討すべき課題を抱える。

確実に企業の ESG の取り組みは促進しているが、企業の非財務情報が財務情報を補完しながら ESG 情報開示を中心により改革的なものとして発展させていくことが期待されるといえる。

#### <一部参考文献>

上妻義直 (2012) 「統合報告はどこへ向かうのか」『会計』第 182 卷第 4 号

向山敦夫 (2015) 「統合報告と CSR 情報開示との位置関係」『会計』第 187 卷第 1 号。

Axel Haller and Chris van Staden (2014), "The value added statement – an appropriate instrument for Integrated Reporting" *Accounting, Auditing & Accountability Journal*, Vol.27, No.7

## 第8章 新たな付加価値計算書と原価計算

高野 学

### 1. はじめに

本章では、第5章で提示された新たな付加価値計算書を補完する原価情報の公開、原価計算手法について検討する。新たな付加価値計算書を補完するステークホルダーのための原価情報として「総原価明細書」を提案し、新たな付加価値計算書に計上される項目ごとに製造原価、販売費及び一般管理費に相当する原価情報の公開を検討する。

また、本章では企業内部の経営管理者のための原価計算手法として、損益分岐点分析を援用した付加価値分岐点分析を取り上げ、目標付加価値の獲得のために必要な生産高、前給付原価の算定方法を検討するとともに、目標付加価値の分配方法についても提示する。

### 2. 「総原価明細書」の提案

新たな付加価値計算書では、損益計算書に計上される売上原価、販売費及び一般管理費の項目が存在しないため、こうした原価情報は公開されない。しかしながら、製品・サービスに関わる原価情報は、経営活動の舵取りを担う経営管理者のみならず、ステークホルダーにとっても重要であろう。そこで、新たな付加価値計算書を補完するステークホルダーのための原価情報の公開が必要となる。

他方、損益計算書の付属明細書としての役割を果たす製造原価明細書がこれまで存在していたが、この製造原価明細書は必ずしも財務諸表の利用者に有用な情報を提供しないと批判されてきた（櫻井、1976；高橋、2014）。また、「財務諸表等規則」の改正により、製造原価明細書を公開しない企業が多くなり、ステークホルダーは製造原価明細書による原価情報を入手しにくい状況にある。

このように、新たな付加価値計算書では製造原価、販売費及び一般管理費の項目が存在しないこと、現行の製造原価明細書では原価情報の公開が不十分であることを鑑み、新たな付加価値計算書を補完する原価情報として、「総原価明細書」を提案する。「総原価明細書」は、親会社単体の公開のみならず、連結における公開も必要であると考え、単体・連結双方の公開を想定している。

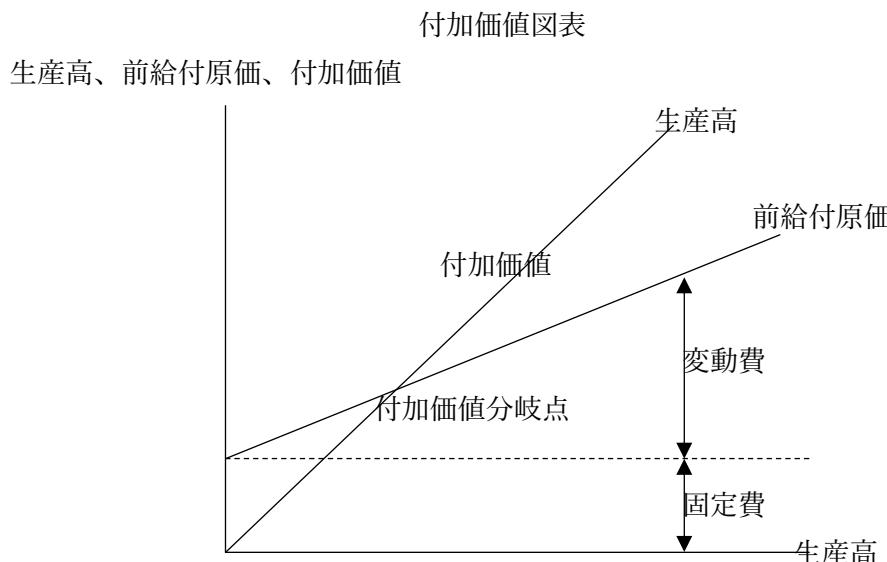
「総原価明細書」では、製品の生産・販売、サービスの提供に係る原価情報を新たな付加価値計算書に計上される項目と合致するよう「I 原材料・サービス等の原価」「II 減価償却費」「III 従業員に関する原価」「IV 自然環境に関する原価」「V 知的・人的資産に関する原価」「VI 政府・自治体に関する原価」について公開する。そのため、公開する原価情報は製造原価に係る項目に加え、販売費及び一般管理費に係る項目までも計上し、それらの原価情報は総原価に相当するため、「総原価明細書」という名称とする。製造原価明細書では、材料費、労務費、経費の内訳まで公開されないが、「総原価明細書」では新たな付加価値計算書に計上される各項目の内訳ま

で公開する。「総原価明細書」において公開する原価項目については、新たに原価の定義、原価の要件、原価の範囲を見直すのではなく、現行の「原価計算基準」三で示される原価の4要件を満たすものとする。原価を「原価計算基準」における4要件を満たすものとすれば、現行の財務諸表に計上される原価、製造原価明細書との整合性が図られるとともに、原価計算制度も維持されるからである。なお、新たな付加価値計算書では「借入資本への分配」(支払利息)、「地域社会への分配」(寄付金)、「株主への分配」(配当金)の項目があるが、支払利息、寄付金、株主への配当金は「原価計算基準」において非原価項目であるため、「総原価明細書」では公開しない。

この「総原価明細書」による原価情報の公開により、以下のような意義をステークホルダーに与えることができる。第1に、より精度の高い損益分岐点分析、付加価値分析が可能となる点である。第2に、雇用創出に関わる企業の社会的貢献、従業員に対する企業の姿勢を示すことが可能となる点である。第3に、企業の製造する製品、提供するサービスが環境や社会にどのような影響を与えるかをステークホルダーに対して示すことが可能となる点である。

### 3. 付加価値分岐点分析と目標付加価値の分配

企業を取り巻くステークホルダーのための付加価値を増大させることが企業の主たる目的であると考えるならば、目標付加価値を獲得するための生産高、前給付原価を算定する「短期付加価値計画」の策定も必要になる。こうした「短期付加価値計画」では、損益分岐点分析を援用した付加価値分岐点分析が用いられることがある。



(出所) 天野 (1970) および神戸大学会計学研究室編 (1969) をもとに筆者作成。

付加価値分岐点分析は、損益分岐点分析での売上高を生産高に、総費用を前給付原価に、利益を付加価値に置き換えることによって利用可能となる。この付加価値分岐点分析の利用により、目標付加価値を獲得するためにはどの程度の生産高が必要であり、前給付原価をどの程度に抑える必要があるかを分析することが可能となる。また、付加価値はステークホルダーに分配される

ため、あらかじめ付加価値の分配計画を織り込んだ予算編成を行うこともできる。

一方、各企業があらかじめステークホルダーに対する分配比率を設定し、それを公開するという方法もここでは提案している。この方法によれば、企業が付加価値の分配比率を事前に設定し、それを企業内外に公開することにより、SDGs、ESG 等に対する企業の姿勢をステークホルダーに対して示すことが可能となる。

#### 4. おわりに

かつて、敷田・近藤は物価の抑制と経済の民主化をめざして独占企業の水増し原価の実態を暴き、「原価公開」の必要性を提唱したが（敷田・近藤、1976）、「総原価明細書」による原価情報の公開、目標付加価値の分配比率の公開は、新たな「原価公開」、現代における「原価公開」になり得ると考えられる。「総原価明細書」はステークホルダーのための原価情報の公開であり、また SDGs および ESG に関する原価情報も公開する。他方、目標付加価値の分配比率の公開は、企業が新たに付加価値計算書における各項目にどの程度の比重で付加価値を分配するかを示すことになるため、経営活動の取り組みに対する企業の姿勢をステークホルダーに表明することが可能となる。

本章での提案は、企業にとってハードルが高く、実現可能性は低いように思えるかもしれない。しかし、原価を営業秘密としながら競争を行う時代はやがて終焉を迎へ、本章で示したステークホルダーのための原価情報ならびに付加価値の分配情報を公開しながら経営活動を行う時代が近い将来、訪れるとも考えられる。そうした時代が訪れれば、原価計算のあり方、計算方法もまた新たに問われることになるであろう。

#### <参考文献>

- 天野恭徳（1970）『現代管理会計論』森山書店。  
岡本清（2000）『原価計算（六訂版）』国元書房。  
神戸大学会計学研究室編（1969）『管理会計ハンドブック』中央経済社。  
櫻井通晴（1976）「開示制度としての新製造原価報告書の提案」『企業会計』Vol.28 No.9。  
敷田礼二・近藤禎夫（1976）『原価公開 経済民主主義への布石』新日本出版社。  
高橋賢（2014）「製造原価明細書をめぐる問題点」『企業会計』Vol.66 No.7。

## 第9章 MFCAと影響評価の統合化モデル

木村眞実

本章では、生産工程の改善ツールであるマテリアルフローコスト会計（Material Flow Cost Accounting : MFCA）の計算構造に、「被害評価」の視点を統合化することによって、元来、MFCAに求められていた機能である環境と経済の両面を持つ「MFCAと影響評価の統合化モデル」が可能であると考える。そこで、MFCAへ統合化する「被害評価」として、LCA（Life cycle assessment）が使用可能であるのか、これまでのMFCAとLCAの研究から検討し、「MFCAと影響評価の統合化モデル」を提案する。

MFCAが適用されて工程改善に成功した場合には、大きなコスト削減の効果が得られるところから、企業関係者の関心は、MFCAによるコスト削減効果に向けられがちとなり、環境負荷低減効果は従になってしまふ。また、廃棄物については物量情報と金額情報とで、削減効果が認識し易いが、環境負荷については、生産工程へインプットされた物量情報でしか把握できないため、環境負荷低減効果の測定は廃棄物と比べて限定的とならざるを得ない（國部ら、2006）。

そこで、環境影響評価をMFCAに援用することで、MFCAによる環境負荷低減効果の測定が可能となると考えられる。MFCAとLCAの統合化を検討した國部ら（2006）によれば、統合は技術的には可能であるが、経営意思決定への利用は難しいとされる。

では、MFCAへ「新たな指標」を統合化することは難しいのだろうか。この点について、國部（2016）では、MFCAとLCAの統合化モデルについて、実際に企業経営で活用するためには、環境負荷の削減を個々の企業活動にまでブレークダウンすることが必要である。しかし、企業内で、経済目標と環境目標を同じレベルに位置づけることは、企業目標自体を変更することにもなりかねず、経営者のみで解決できることではない。そこで、経済と環境の両立に向けて、IIRC（International Integrated Reporting Council）による統合報告のフレームワークに依拠し、統合報告における6つの資本（財務資本、製造資本、人的資本、知的資本、社会・関係資本、自然資本）による価値創造の観点から、「自然資本と財務資本の統合指標」としてMFCAとLCAの統合化モデルで指標を開発することが出来れば、MFCAによって環境と経済を連携させることが可能である（國部、2016）。

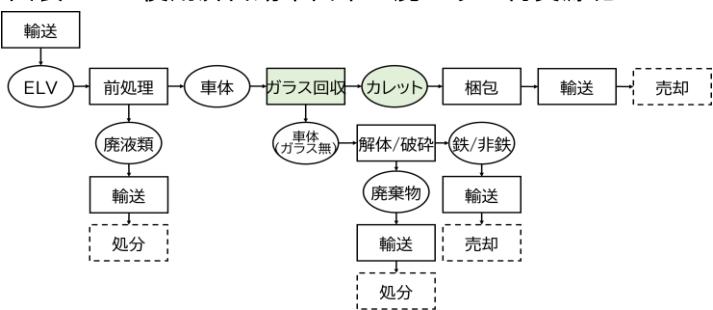
本稿では、國部（2016）における自然資本に該当するのが、LIME（Life Cycle Impact Assessment Method based on Endpoint Modeling）における「保護対象」と想定し、MFCAとLCAの統合化モデルを検討する。先ず、LIMEの計算構造について理解する。次に、これまで、MFCAによって集計されたデータがどのように企業実務で利用してきたのかを、事例から説明する。そして、LIMEの計算過程にある4つの「保護対象」を用いて、試案の統合化モデルを検討する。

図表9-1はA社における使用済自動車の再資源化フローである。2019年5月に、「ガラス回収」工程に導入されたガラス回収装置（1号機）を用いて、30台を対象とした第1回試験を実施した。そして、現場改善を行い、ブラッシュアップをしたガラス回収装置（2号機）を使用して、2020年2月に、30台を対象とした第2回試験を実施した。

A 社における MFCA を用いた改善事例によれば、現状、MFCA のデータは改善箇所を特定する目安として機能している。しかし、改善箇所の特定は、物量情報と金額情報の「割合が大きい箇所」によって行われており、経済面を重視した生産工程の改善のためのツールの側面が強い。したがって、生産工程の改善ツールである MFCA の計算構造に、「被害評価」の視点を統合し、環境と経済の両面を持つ「MFCA と影響評価の統合化モデル」が求められる。

そこで、LIME の評価過程にある「被害評価」と「統合化」を、A 社での現場改善後の第 2 回試験データ（物量情報）へ統合し、廃ガラス回収工程による、人間健康、社会資産、生物多様性、および一次生産への影響を、物量情報と金額情報で示す「統合化モデル」を検討する。

図表 9-1 使用済自動車由來の廃ガラス再資源化フロー



図表 9-2 MFCA と影響評価の統合化モデル

			MFCA			
			物量情報		金額情報	
			kg	%	円	%
イン	ブット	サイドガラス	84.0	100.0%	928.1	100.0%
アウト	正の 製品	ガラスカレット	40.4	48.1%	446.4	48.1%
		ガラス飛散	15.3	18.2%	169.0	18.2%
	負の 製品	ドア残り	15.4	18.3%	170.2	18.3%
	負の 製品	枠残り	12.9	15.4%	142.5	15.4%
計			84.0	100.0%	928.1	100.0%

			被害評価				統合化評価				
			物質	人間健康 DALY	社会資産 円	生物多様性 EINES	一次生産 kg	人間健康 円	社会資産 円	生物多様性 円	一次生産 円
イン	ブット	サイドガラス	1.19E-03	1.30E+04	9.41E-12	6.89E+00	17,534.2	13,020.0	133.6	318.2	
アウト	正の 製品	ガラスカレット	5.74E-04	6.26E+03	4.52E-12	3.31E+00	8,433.1	6,262.0	64.3	153.1	
		ガラス飛散	2.17E-04	2.37E+03	1.71E-12	1.25E+00	3,193.7	2,371.5	24.3	58.0	
	負の 製品	ドア残り	2.19E-04	2.39E+03	1.72E-12	1.26E+00	3,214.6	2,387.0	24.5	58.3	
	負の 製品	枠残り	1.83E-04	2.00E+03	1.44E-12	1.06E+00	2,692.7	1,999.5	20.5	48.9	
計			1.19E-03	1.30E+04	9.41E-12	6.89E+00	17,534.2	13,020.0	133.6	318.2	

注：仮定数値を使用

LIME では、人間健康、社会資産、生物多様性、一次生産の 4 つを保護対象とする。それぞれ、DALY、円、EINES、ton を単位として、疫学、生態学、数理生物学、毒性学、気象学、緑地学などの自然科学的知見を取り入れて、被害量を集計している（稻葉、2018）。そこで、本稿では、仮定数値を用いて使用済み自動車のサイドガラス 1 kg当たりの「被害評価係数」を設定し、各物質

の物量に被害評価係数を乗じて、各物質の「被害評価」を集計する。そして、DALY、円、EINES、ton の異なる単位である「被害評価」を、仮定の「統合化係数」を用いて、金額情報へ「統合化」する。その結果、図表 9-2 の統合化評価の欄に示すように、統合化評価は、人間健康が 17,534.2 円、社会資産が 13,020.0 円、生物多様性が 133.6 円、一次生産が 318.2 円と算出される。

本稿では、國部（2016）における自然資本に該当するのが LIME における「保護対象」とであると仮定し、MFCA と LCA の統合化モデルを検討した。その結果、LIME の評価過程にある「被害評価」と「統合化」を用いて、生産工程へインプットされる物質と、生産工程からアウトプットされる物質について、人間健康、社会資産、生物多様性、および一次生産へ与える影響を、物量情報と金額情報とで示す「統合化モデル」を構築し、LIME における「被害評価」と「統合化」によって、異なる被害評価を金額情報という同じ単位で示すことが出来る点、経営意思決定に際して環境影響に関する情報を金額として提示することが可能である点を示すことが出来た。

今後の課題として、前掲図表 9-2 に示す「統合化評価」は、人間健康、社会資産、生物多様性、一次生産を金額情報で示すが、これら情報をどのように理解し、活用すれば良いのであろうかということである。たとえば、製品（正の製品）が、保護対象に与える影響が把握できる。また、廃棄物（負の製品）については、発生量を削減することが出来れば、被害影響を削減することにつながる。自社の経営目標に応じて、MFCA によるインプットとアウトプットのうち、いくつかの要素を工程改善の指標とすることでも良いのではないかと考える。今後も、MFCA をはじめとする会計・原価計算が、統合化評価に関する情報を、どのように企業経営へ提供できるのかを検討していきたい。

#### ＜参考文献＞

- 稻葉敦（編著）（2018）『改訂版 演習で学ぶ LCA-ライフサイクル思考から、LCA の実務まで-』 シーエーティ。
- 木村眞実（2015）『静脈産業とマテリアルフローコスト会計』白桃書房。木村眞実・名波和幸・中村慎之介（2020）「使用済み自動車由来ガラス再資源化工程の現場改善に関する研究」『廃棄物資源循環学会研究発表会講演集』（31）167－168。
- 國部克彦（2016）「MFCA による経済と環境の連携を再考する －MFCA-LCA 統合モデルの展開へ－」『日本 LCA 学会誌』12(2) 60-65。
- 國部克彦・伊坪徳宏・中島道靖（2006）「マテリアルフローコスト会計と LIME の統合可能性」『国民経済雑誌』194（3）1-11。

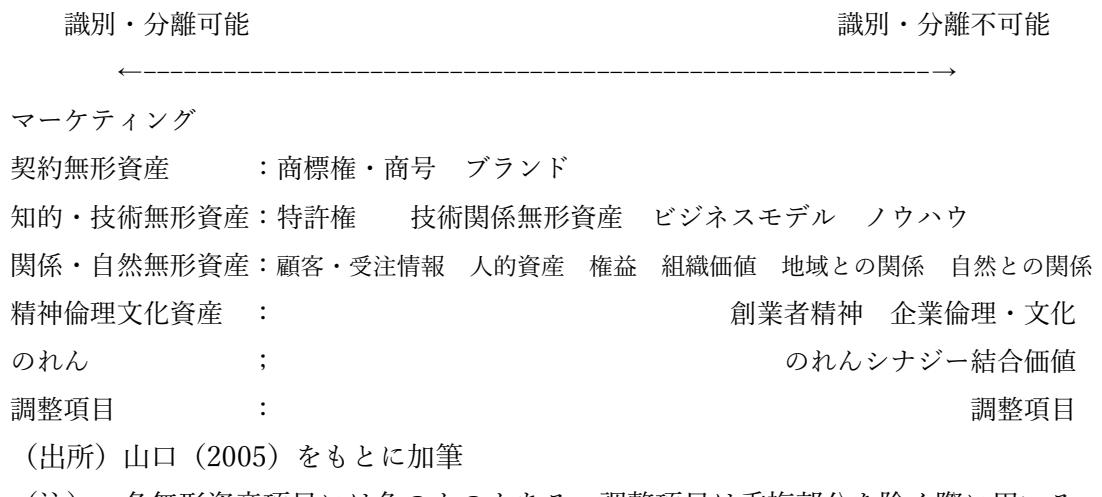
## 第10章 無形資産による会計のオルタナティブ

山口不二夫

この数十年、世界的な潮流として情報技術がデジタル化という方向で進展している。現在、人類が直面しているコロナ禍において、デジタル化に成功した企業や産業が非接触産業として高収益を上げる一方で、従来型の接触型の産業では収益を壊滅的に減らしている。観光、飲食、芸能などの接触型の産業や産業の労働者には給付金という形で政府によって所得の再分配が行われた。しかしこの再分配は公正に効率的に行われたであろうか。2020年に始まった新型肺炎ウイルス Covid-19 によるコロナ禍は世界史上、たびたび起こる予期せぬ大変動の一つである。今後も必ず予期せぬ大変動は起こる。その際にすべての人々が幸せに生活するためには、大変動への対処として必要な所得の再分配のための社会的仕組みを考えておく必要がある。本研究ではその仕組みを付加価値計算書に求めるが、その付加価値計算書をさらに発展させることで、さらに創造的な付加価値計算書が作成できると考えている。その道具立てとして通常より拡大した概念の無形資産を用いたい。

本章の目的は、無形資産概念の拡張により本書の他の章で議論した「会計のオルタナティブ」、そのなかでもとくに付加価値（概念）と SDGs の考え方を、会計の機構の中に取り入れることの検討である。その作業のために無形資産概念を確認し、この概念がどこまで拡張できるか試みる。そこでは無形資産概念の有用性とともに、その限界とくに認識測定の困難性を明らかにする。しかし、そのような困難にもかかわらず無形資産概念の拡張することで、本研究に示される会計のオルタナティブをいかに包摂可能か考えてみる。

図表 無形資産の分類



(出所) 山口 (2005) をもとに加筆

(注) 各無形資産項目には負のものもある。調整項目は重複部分を除く際に用いる。

本章ではまず、無形資産を定義する中で識別分離可能性という鍵となる概念により、その識別・分離可能性の度合いにもとづいて無形資産を分類する。その上で無形資産の測定の問題を考え、続いて財務諸表での掲記方法を考える。次に新しい付加価値計算書を作成するにあたって、

無形資産がどのように役立つか考える。ただし SDGsとの関係は十分に述べなかった。その理由は、SDGsはその目的からも営利企業や国家目標に人権・平等・貧困からの解放・環境の視点を組み込ませるためのもので、直接財務データと関連を持たせるのは無理があるからである。そのなかでマテリアリティ（重要性）という視点から企業価値あるいは企業が環境や社会に与える影響（ダブルマテリアリティ）を無形資産として認識するという方策が考えられる。

むしろ喫緊の課題としては、企業間あるいは業界・産業間の富の偏在を認識する方法として、付加価値計算書の作成が重要である。新たな付加価値計算書にはこれから価値を生む無形資産投資を認識する仕組みを搭載すると、より有効性が高くなる。その例は他章や本章で考察した。いわば無形資産創設のための投資を積極的に認識する経理である。そのような無形資産はブランドのように企業に利益として還元される場合もあれば、利害関係者の利益となり企業には還元されない場合もある。問題はそれらの測定が確実に行えれば、効果（ベネフィット）として存在意義を認められるが、これまで多くは認識・測定不可能として議論の対象として俎上にも載せられていなかった。その解決策として本稿では無形資産概念を拡張し、①従来の財務諸表形に包摂、②他の計算書を考案、③従来の計算書とは別に作成公表の3つの方策を提示した。

無形資産概念の拡張とその実行にあたってはいくつかの問題点が明らかになった。無形資産にはマイナスや重なり、重複がある。また一般財にも結合効果、シナジー効果としての無形資産が発生することがあり得る。無形資産の評価は取得原価によるもの、分離できて時価のあるもの以外は、極めて困難であり、その見積額は他の会計データと分離する必要がある。異なった質のデータを合算してはいけない。

信頼性の低い割引現在価値を用いるデータは、会計の財務三表から排除して、別個に価値有効性の高い無形資産の増減に関する計算書あるいは無形財産目録を作ることが実現性が高い。財務三表は信頼性の高いデータのみで構成する。こうすることで無形財産目録により価値関連性（value relevancy）を確保でき、財務三表の信頼性を確保でき、業界によって統一基準を作ることで比較可能性も確保できる。なお無形財産目録の一定の信頼性の確保のために公認会計士の監査対象とする必要である。

このように本章では評価における主観的・予測的要素を無形財産目録（あるいは無形財産変動計算書）に集約することで、従来の財務三表から主観的予測的要素を排除することを提案する。

### 新しい付加価値計算書と無形資産

付加価値計算書を企業の報告書に付け加えるとしたら、有価証券報告書の損益計算書と取り替える方法と新たな第4の財務諸表として加える方法がある。いずれの方法をとるにしても貸借対照表と損益計算書との整合性を確保することがデータの信頼性を確保する意味でも必要である。

Covid-19後の社会において、2つの点において付加価値計算書は重要性である。一つはSDGsのゴール8、5に同一労働同一賃金の達成があるが、その指標として「女性及び男性労働者の平均時給（職業、年齢、障害者別）」があげられている。その算出根拠として付加価値計算書で非正規の従業員も含む人件費が公表されなければならない。第5章の図表5-4を参照されたい。この新たな付加価値計算書の従業員への分配がそれにあたり、職業、年齢、障害者別のデータにより平均時給が算出できるようになる。

コロナ禍で接触型の産業である観光、飲食、芸術芸能産業の収益が大幅に減少した。他方で非

接触型産業の典型であるITを用いた産業は大幅に収益を伸ばした。これらの産業に従事する労働者のために給付金が配布されたが、その給付の基準は場当たり的で合理性のある平等なものとはとても呼べない。予測できない大変動により産業間の収益に大幅な変化が起きたのであるから、その所得格差を是正するために所得の再分配が必要である。このような問題は実はコロナ禍の前からデジタル多国籍企業の独占的高利潤に対してどう課税するかというが起きていたことと同根である。

儲かる企業は人件費を一時的に増加させたり将来への投資を行うことで利益を少なくし、儲からない企業はリストラや人件費の削減で利益を増加させるように奮闘する。その結果、儲かる企業と、そうでない企業との利益差は実際より小さくなる。この条件では税制度を用いても所得の再分配は公正には行えない。補助金などで企業に所得の再分配を行っても、解雇されたり所得を減らされた者には、所得上はメリットがほとんどない。つまり現行の所得（当期純利益）段階での再分配では不公正は解消できない。同一労働同一賃金を順守したうえで、付加価値計算書で分配を明確にすることが必要である。すなわち第5章の図表5-4に示したように、付加価値計算書では付加価値が、従業員、非正規雇用者、利子・賃料、税、寄付、配当、内部留保としてどのように分配されたかを明確にできる。そのうえで政策的に課税する、あるいは同一労働同一賃金時からあまりにもかけ離れている場合はその是正を行う。このような社会インフラとしての会計を整備することが、大変動への備えとして重要なのである。

第5章図表5-4の新たな付加価値計算書では地域社会への投資額や自然環境への投資額が付加価値の構成項目として計上されている。これは前節で述べたように、貸借対照表では借方無形資産、貸方自然関係資本として計上される。

### 市場外付加価値計算書の作成の可能性

この第5章で検討された図表の新しい付加価値計算書は、金銭的付加価値に限定している。これは自然なことで付加価値とは市場で販売した価値から市場で購入した価値を差し引いた企業が新たに創出した価値、と定義できるからである。しかし、市場で取引されないものについても、企業が価値を創造した、たとえば自然環境や地域環境、従業員との関係を向上させることができ。マルチステークホールダーを重視する立場では、そのような行動を積極的に進めるにはこれらの行動を測定し評価することも重要である。

このような市場外付加価値の創造を認識することは、無形資産を意識するならば可能である。前節の自然関係資本のうち自然資本や地域関係資本はそのような市場外付加価値の結果創出されたものである。無形資産概念を拡張することによって、通常の市場内付加価値計算書に加えて、市場外付加価値計算書も作成可能である。しかし、それらは市場外であることにより価値額の確定が著しく困難であるという問題点がある。

### ＜参考文献＞

- 井戸雄士（1975）『会計測定の理論』東洋経済新報社。  
小栗崇資（2021）「企業・経済の変革とSDGs」『経済』7月号、第310号、新日本出版社。  
山口不二夫（2005）「無形資産の分類と報告様式の研究」05-J-030 産業経済研究所ディスカッショングレーパー。

# 第 11 章 銀行業における稼得収益分配計算書

高橋伸子

## 1. はじめに

本章では、銀行業の現況に照らして、稼得収益の分配の表示とその意義を検討することを目的としている<sup>31</sup>。ここではその検討にあたって、木村和三郎が『銀行簿記論』で提示した“銀行利息分配表”に依拠した上で、この間の銀行業の変容を勘案し、現今の経営状況に照らして、収益の分配を表示する意義とその形式を考えている。

木村は『銀行簿記論』で銀行の財務諸表について、「銀行貸借対照表は現代資本主義的生産関係の反映としての銀行資本の所有関係の対照表示であり、銀行損益計算書は社会的利潤の一部分を構成せる銀行利息のかかる所有関係に対応せる分配関係を対照表示する。」(木村、1935, 290 頁)と、所有と分配を示すものとする。そして、利息分配関係として、銀行損益計算書と、それを組み替えた銀行利息分配表を提示している。それは、獲得利息と分配利息の対照表示である。借方側の収益獲得源泉は、資産つまり運用先と対応し、貸方側の分配先は、他人資本、自己資本つまり調達先と対応している。稼得収益の分配を考える上で、資産のどの運用により収益が獲得されたのか、その成果を調達先にどのように分配するのかが明示され、秀逸な提示であるといえる。

## 2. 金融ビッグバンを経た銀行業の財務諸表の推移とその特徴

銀行業、証券業、保険業は、1990 年代に経済のグローバル化に伴い、業態の転換が求められ、1996 年から 2001 年にかけて日本版金融ビッグバンとよばれる改革が行われた。この日本版金融ビッグバンは、戦後長く続いていた、護送船団方式との決別であり、それまで横並びであった日本の金融機関は、経営上の特徴を打ち出さないと生き残れない時代に入ったといわれた。従来は預金一貸出をベースとし、利鞘が収益源の銀行業中心の間接金融が行われてきたわけだが、金融ビッグバンを経て、日本も直接金融、すなわち市場ベースの証券化ビジネスに移行していくという展望であった。銀行業は、欧米の投資銀行のような証券化、相対で行われるリスクヘッジのマッチングを主とするビジネスにシフトしていくことを期待されていたわけである。投資銀行は、利鞘が収益源ではなく、様々な金融サービスの手数料が収益源になるため、当然稼得される収益のあり方も、その意義も転換することになる。

実際に 1990 年代の金融ビッグバンを経た銀行業の経営状況はどのように推移しているのか、全国銀行協会に加盟している全国の銀行の集計データに基づいて、「全国銀行」の 2000 年度から 2019 年度の 20 年間を整理した。全国銀行の近年の事業の特徴を見ていくと結局、銀行業のビジネスモデルは、金融ビッグバンから 20 年経てもそれほど変化していないことが伺える。この 20

---

<sup>31</sup> 「金融業は付加価値を生まない」という通説がある。筆者は、経済社会の規模が飛躍的に拡大し、社会的関係性も変化している現代において、この通説には異議があるが、ここではそれを議論する十分な紙幅はない。さしあたって本章では「付加価値」ではなく、「稼得収益」として考察を進めた。

年間、主な資金調達は相変わらず預金であり、主な資金運用は貸し出しである。損益については間接金融における銀行業の普遍的なビジネスモデルを表しており、主な収益である貸出金利息と、主な費用である預金利息の差額である利鞘が利益のベースとなっている。2019年度のデータでは、預金は負債および純資産の部の合計の71%を占めている。費用である預金利息は、他人資本である預金への分配ともいえる。預金に対する分配率の20年の平均は、7.3%であり、一方でたった4%にすぎない株主資本に対する配当金と自己株式を合わせた分配率は、20年の平均で8.4%となっている。調達全額に対して、自己資本と他人資本の2つの源泉それが占める割合から見れば、その分配は極めて偏っているといえる。低金利傾向から利鞘幅が狭窄するなかで、収益の分配の偏向は注視すべきである。

### 3. 銀行業の収益の源泉；預金

従来と変わらず、現在の銀行業の収益の根源は、潤沢な預金にある。銀行業は、負債の利用、すなわちレバレッジを効かせることで、自己資本のリターン（収益）を高めている。一般的に産業資本でレバレッジをかけた場合、借り入れには返済期限があり、利息というコストもかかるため、大きなりターンが狙える半面、リスクも大きくなる。しかし、銀行業の場合は、預金に対するコストは、現状では低水準であり、またリスクとしては、預金が一斉に引き出される取り付けに陥る場合があるとはいえ、今の管理された金融システムではその可能性は低い。バブル崩壊後長く続いているゼロ金利政策による調達コストの限りない低水準により、銀行業の経営は成立している。信用を背景として潤沢に調達され、コストも低い預金を利用した運用を行っているのである。この預金の源泉は、ほとんどは家計からである。

金融ビッグバンから20年を経て、さらに金利が低くても、家計では貯蓄を選好する志向が変わっておらず、貯蓄は“リスク・フリー”という認識である。しかし、金融ビッグバンを経て金融行政は大きく変わり、金融機関の健全性は保証されているものではない。

現実に銀行業は、安全資産である国債から、リスクがより高い有価証券の保有に移行している。事実上毀損しつつある銀行業の健全性について、未だ護送船団方式の金融行政時代からの慣性の法則のような家計からの与信が、今の銀行業の重要な営業原資になっているのである。企業のアカウンタビリティが、これまで営業原資の委託者である投資家・株主中心であったことが各章で再三指摘されているが、銀行業も例外ではない。銀行業の場合、投資家よりはるかに多額の営業原資を預金者から委託されているが、それに対するアカウンタビリティが果たされているとはいえない。銀行業の現況からは、預金者に対してどのようなアカウンタビリティを果たすことが求められるだろうか。

### 4. 稼得収益の分配の提示の意義

投資家・株主に対するアカウンタビリティを果たす手段としては、専門家でないと分かりにくい有価証券報告書等の制度開示に加えて、企業独自のアニュアル・レポート、事業報告書、また最近増えてきている統合報告書等で効果的なヴィジュアル化も用いた、より分かりやすい説明がなされている。主に家計からなる預金主体に対しても、分かりやすさを重視した説明がなされることが求められる。そこでは、少なくとも預金者の営業原資への貢献度と、営業の成果の分配がどのように行われているのかを示すことを要す。そのように考えると、最重要ステークホルダーである預金者に対しては、分配の実態を示すだけでは不十分であり、資金の調達先の割合を同時

に示すことが求められる。ここでは、木村の“銀行利息分配表”をもとに、さしあたって「全国銀行」(2019年度)の損益計算書、貸借対照表、株主資本等変動計算書のデータにもとづき主に損益計算書(一部、株主資本等変動計算書)の大項目を組み替えた計算書を提示する。

図表11-1 銀行業の稼得収益分配計算書

(単位:百万円)

損益計算書・株主資本等変動計算書からの組替え				貸借対照表・貸方項目(資金調達源泉)			
稼得収益源泉	稼得収益(+利益剰余金)の分配						
項目	金額	項目	金額	総分配額に対する割合	右分配項目に対応する資本項目	金額	対資本総額比率
資産運用収益		他人資本への分配					
資金運用収益	10,905,932	資金調達費用	4,316,915	24%	負債	1,137,412,015	95%
特定取引収益	430,847	(内 預金利息)	2,030,137	11%	(内 預金)	892,284,555	75%
その他業務収益	1,734,529	株主資本への分配			純資産		
手数料収益		剰余金の配当	1,531,516	8%	(内 株主資本)	45,892,341	4%
役務取引等収益	3,168,462	自己株式の取得	72,198	0%			
信託報酬	295,133	内部留保への分配			純資産	53,700,149	5%
雑収益		繰入利益剰余金					
その他経常収益	1,267,305	繰入任意積立金					
特別利益	69,881	資産運用にかかる 経費形式の分配					
		役務取引等費用	1,224,609	7%			
		特定取引費用	10,567	0%			
		その他業務費用	977,608	5%			
		その他経常費用	1,674,983	9%			
		営業にかかる経費 形式の分配					
		人件費	2,831,107	15%			
		物件費	3,365,547	18%			
		税金	418,216	2%			
		その他の分配					
		法人税等	818,087	4%			
		特別損失	1,127,551	6%			
合計	17,872,089	合計	18,368,904	*	負債及び純資産 の部合計	1,191,112,228	

(出所) (出所) 全国銀行協会「全国銀行総合財務諸表」(2019年度)における  
「全国銀行」の損益計算書データにもとづき作成。

\* 稼得収益源泉合計と稼得収益の分配合計の差額、4,968 億円 1,5 百万円は、当期純利益額以上の配当を利益剰余金から行って  
いるため。

\*

この計算書は、預金者に対するアカウンタビリティを果たす銀行業の稼得利益の分配を明らかにする表示はどうあるべきかを示す一例である。現状では資金の調達先とそれに対する分配の著しい不均衡が問題であり、それを明示している。

金融ビッグバンが一方の目的としていた、個人部門の金融資産選択の多様化を実現するために

は、妄信的ともいえる銀行業への信用を実態に応じて正しく認知できるようにすることが求められる。そのためにも、最大の資金提供者である預金者へのアカウンタビリティは、分かりやすいことにウェイトを置き、果たされることが必須である。

預金者からの信用の水準は、収益の多寡に繋がることから、銀行業にとって信用は一種の無形資産であると考えられる。そうであるならば、その“信用”を会計上で認識、計上することは、今後の課題である。

<参考文献>

木村和三郎（1935）『銀行簿記論』有斐閣。

## 第3部 会計制度の可能性

### 第12章 会計制度の新たな展開

小栗崇資・陣内良昭

#### 1. 企業制度の改革

企業・経済の変革の重要な要素となっているのが「企業正義」と「ステークホルダー」であることは、すでに序章で述べた通りである。これらの要素の導入は企業制度の改革をもたらすと考えられる。

##### (1) 人権デューデリジェンス法の制定

「企業正義」とは、企業が果たすべき正義を指し、企業による人権の尊重や説明責任の遂行を意味するとされる。企業正義を求める要請の中心は、企業による人権尊重の制度化を図ることにあり、その具体策となるのが人権デューデリジェンス法の制定である。デューデリジェンスとは、デューは義務、デリジェンスは努力をさし、適正な調査・対応を意味する言葉であるが、人権デューデリジェンスは、企業がもたらす人権への有害な影響をリスクとして評価・管理し、適切に対処する企業行動を求める法概念である。

この法概念は、国連の「保護・尊重・救済：ビジネスと人権のための枠組み」(2007年)に続く「ビジネスと人権に関する指導原則」(2011年)の中で提起された。「枠組み」「指導原則」を作成した国連事務総長特別代表であるハーバード大学教授のジョン・ラギーは、「人権デューデリジェンスはビジネスにおける人権尊重へと企業を導いていくための、実践的かつ達成可能なアプローチ」であるとしている(ラギー、2014)。企業(特に多国籍企業)における人権尊重をめぐっては、国連人権理事会で長年、強制的な規制とするか企業の自発性に任せるかの対立的な議論が続いてきたが、強制か自発かをめぐる対立的な議論に対して、ラギーは二分法を脱する方法を模索し、法的強制とは異なる規範的枠組を作り上げ、自発性を引き出す実践的なガイダンスを提示することで合意を生み出すことに成功した。それが人権デューデリジェンスである。

実践的なガイダンスとはいえ、人権デューデリジェンス法は企業に人権尊重を求める法であることはいうまでもない。EUにおいては、環境と人権を一体化させた「企業のデューデリジェンスとアカウンタビリティ(Corporate Due Diligence and Corporate Accountability)」と題するEU指令案がEU議会に提出されている。環境・人権デューデリジェンス指令案は2022年には制定される見通しとなっており、また国連においても国際条約化の法案審議が始まっている。企業に関する法制度の中に人権規定が導入されるのは画期的なことであり、その意味で歴史的な段階に入っているということができる。

## (2) 会社法・証券法の改革

EU の環境・人権デューデリジェンス指令が制定されれば、各国での国内法化も図られることになり、企業における人権の尊重が大きく前進するであろう。こうしたビジネス人権法ともいべき法制化は、企業に関わる制度や基準等の全体にも大きな影響を与えると考えられる。こうした点は国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」でも示唆されている。

国連「指導原則」の総論部分の 3 は、人権を求める国家の義務として次のように述べている。

「3. 保護する義務を果たすために、国家は次のことを行うべきである。

- a. 人権を尊重し、定期的に法律の適切性を評価し、ギャップがあればそれに対処することを企業に求めることを目指すか、またはそのような効果を持つ法律を執行する。
- b. 会社法など、企業の設立及び事業活動を規律するその他の法律及び政策が、企業に対し人権の尊重を強制するのではなく、できるようにする。
- c. その事業を通じて人権をどのように尊重するかについて企業に対し実効的な指導を提供する。
- d. 企業の人権への影響について、企業がどのように取組んでいるかについての情報提供を奨励し、また場合によっては、要求する。」

この文言は、人権尊重が可能となるように、人権尊重の効果を持つ法律（人権デューデリジェンス法）を制定し、実効的な指導を提供することを国家の義務として求めているのであるが、特に重要な点は b で会社法等のあり方についても述べていることである。さらに総論では法制度の改革について次のように触れている。

「会社法や証券法など、企業の設立と継続的な事業活動を規律する法令や政策は、企業の行動に直接的に枠付けをする。しかし、それが人権に対してどのような影響を持つかということについては、ほとんど理解されていないままである。例えば、会社法や証券法において、会社及びその管理職が人権に関して何を求められているのかということは言うまでもなく、何を許されているかに関しても、明確な規定はない。この分野の法令や政策は、取締役会など既存の統治組織の役割に配慮しながら、企業が人権を尊重できるように十分な指導を提供すべきである。」

この文章は間接的な表現であるが、会社法や証券法などの法令においても、人権の尊重を行うことについて規定や規範を導入すべきことを示唆していると見ることができる。「指導原則」は直接には人権デューデリジェンスについての法制定を求める中心を置いているのであるが、こうした実践的な法律に対応して人権規定を何らかの形で導入することを求めているのである。ジョン・ラギーは、著書『正しいビジネス』（ラギー、2014）の中で、「人権を尊重する企業の責任」を明確にすることが会社法の改革へつながることを論じている。会社法においては、人権規定の導入はガバナンスや管理における責任、内部統制等の問題として検討されるであろう。

証券法にも人権規定は影響をもたらすと考えられる。証券法は証券市場を規制する法であるの

で直接的に会社組織における管理や統制に関わるものではないが、情報開示（ディスクロージャー）の面で企業の行動についての説明を要請している。その場合、近年では財務情報以外の多様な非財務情報が求められるようになってきている。特に EU では 2014 年の非財務報告指令において ESG 情報の開示が義務づけられており、国際的にも証券法のレベルで企業の ESG への取り組みの開示が進められつつある。人権デューデリジェンス法が制定されることとなれば、当然のことながら人権尊重の取組みは ESG 情報の中の重要な開示項目となり、内部統制報告においてもそれは求められることになる。

またそこには気候変動や環境問題への対応についての情報開示も含まれる。上述の EU 環境・人権デューデリジェンス指令案では、人権だけが対象ではなく環境デューデリジェンスも一体として組み込まれており、デューデリジェンスの対象は人権とともに環境にまで拡張されている。指令案は「環境のリスクは人権のリスクと密接に結びついている」としており、環境問題は人権問題であるとの認識が貫かれている。環境の悪化は貧困の拡大や弱者への重大な災危を及ぼし、また気候変動対策の遅れは市民の生活全般を脅かすからである。気候変動をめぐっては、オランダ最高裁が、気候変動は人権に対する脅威であるとして、温室効果ガス削減を強化する国家の義務を認める画期的な判決を下している。気候変動は人権を侵害し、人間社会を根底から崩しかねない問題となっているのである。「企業正義」(Corporate Justice) と「気候正義」(Climate Justice) が一体化して推進される段階に入りつつあるといってよい。このように証券法においては情報開示（ディスクロージャー）の面で、人権や環境に関する報告を含む ESG 情報開示の義務化を図る方向で制度化が進むと考えられる。

### （3）ステークホルダーに向けたガバナンス改革

「ステークホルダー」についても、企業のガバナンスの面でやはり法や基準・規範の制定が求められる。企業における人権の尊重は、すべてのステークホルダーのための経営へつながっている。企業が関わるすべての利害関係者（ステークホルダー）を人権尊重の対象とすることになれば、企業経営のガバナンスは株主中心からステークホルダーに向けたものへと変化せざるをえない。SDGs もそのような企業のガバナンスを求めており、SDGs に取り組む企業が増えることを通じてガバナンスの改革が進むことが期待される。

企業が SDGs に取り組むうえでの行動指針を、国連のグローバル・コンパクトが中心となって「SDGs コンパス」という文書で公表している<sup>32</sup>。コンパスは、企業が SDGs を経営戦略化することによりビジネスチャンスを得ることが可能となるメリットを強調しており、そうした推奨が企業の SDGs への取り組みを加速化している。

しかし、コンパスが求めるのは単なる SDGs の経営戦略化だけではない。コンパスは、人権の侵害に対処する責任を認識し国連の「指導原則」等を指針とすることを企業行動の前提として求め、さらに様々なステークホルダーとより良い関係を構築することを求めている。コンパスの示

---

<sup>32</sup> United Nations Global Compact, GRI and WBCSD, *SDGs Compass : The guide for business action on the SDGs*, 2016. 日本語訳「SDGs Compass : SDGs の企業行動指針 —SDGs を企業はどう活用するか」。

すステークホルダーは、顧客や従業員だけでなく、女性、子供、先住民族、移住労働者など、不利な立場に置かれ社会的に疎外されたりしている人々を含んでいる。また、自らの見解を明確に表現できないステークホルダーとして、将来の世代や生態系（自然環境）にまで及ぶ非常に幅広い利害関係者を包括している。このようにコンパスは、多くのステークホルダーに向けた経営を行う企業に転換していくことを要請しているのである（小栗、2021）。

しかし、これまで会社法は株主中心の法的な構造を維持し、証券法は投資家中心の構造を作り上げてきており、今日においてもその構造の改革は遅々として進んでいないのが実情である。ステークホルダーを中心とした経営を制度的に構築するにはなお時間を要すると考えられる。人権デューデリジェンスや ESG 情報の開示、SDGs などの取り組みを通じて、漸進的ではあるがステークホルダーのための経営が共通認識となり、会社法や証券法の改革を通じて制度化されていくことが期待される。会社法や証券法に人権規定が導入され、ステークホルダーのための経営が法的に構造化されるようになれば、企業・経済の改革は飛躍的に進みステークホルダー資本主義は実現していくことになるであろう。そのような新たな段階への転換期にあるのが現在であるということができる。

以上のように企業制度の改革をめぐる現状を見てきたが、そうした状況をふまえたうえで会計制度の改革について以下の節で検討してみたい。

## 2. 日本の会計制度のアメリカへの依存と変容

世界では新自由主義からの転換が始まりつつある中で、日本では依然として新自由主義的な株主第一主義経営が唱えられ、伊藤レポートを契機とする日本版スチュワードシップ・コードや日本版コーポレートガバナンス・コードの中で ROE 経営が提唱されている。ROE 経営は、会社における株主・投資家中心の経営を強めようとするものである。周回遅れで新自由主義を推進している日本の現状をどのように変えていくかが大きな課題となる。世界においては、すでに述べたように人権デューデリジェンス法制定や ESG 情報開示の強化・拡大などを契機に企業制度の改革が進みつつある。また国連の SDGs の提起は各国において具体化が図られており、さらに国際的な税制改革も進み始めている<sup>33</sup>。

株主中心からマルチステークホルダーのための企業経営に転換するには、理論や政策とともに制度の改変が必要となる。そのような転換を日本で図るには、会社法と金融商品取引法の改革が枢要であり、2つの法の間の適切な役割分担と会計の制度設計が必要と考えられる。日本は、1990年代の日米構造協議とそれ以降の年次改革要望書を通じてアメリカの要請に追随してきたが、その中にはアメリカ的な会社法への転換も含まれていた。商法の改正と会社法の制定は会社の仕組みと会計のあり方を変える大きな転換点になった。そしてそれと連動する会計ビッグバンによって会計制度・会計基準は大きく変容してきた。日本の会計制度は、アメリカ的な証券取引法（金

---

<sup>33</sup> OECD は法人税率の最低限を 15% にすることやデジタル多国籍企業に対するデジタル課税を行うことに合意した。グローバルな課税の改革はさらに進むと考えられる。諸富（2020）を参照されたい。

融商品取引法)会計に依存し、会社法会計がそれに追随する構造になってきている。

特に重要な点は、会社法から従来の会計が消失したことである。2006年施行の会社法は第431条で「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従う」ものとすると定めたが、「一般に公正妥当」な「企業会計の慣行」とは金融証券取引法(証券取引法)会計を指している。その結果、会社法は金融商品取引法が領導する会計基準に従うことを明記することで、商法に存在していた会計の諸規定を削除し、分配の規則だけを残す形となった。こうした会社法は、アメリカを真似た規制緩和型の会社法である。アメリカでは会社法が各州にしか存在せず、国(連邦)レベルでは会社法は存在しない。そのため証券取引法が会計を規制する独特の仕組みが歴史的に形成されてきた。各州が会社を誘致しようとして、規制の緩い会社法を競って作ってきており、各州会社法には分配のルールはあっても会計規定が存在しない。それと同じようなタイプの会社法への変容が日本において図られたといわねばならない。

他方、金融商品取引法はその前身の証券取引法の段階から、戦後、「企業会計原則」を中心に日本の会計を刷新する役割を果たしてきた側面も強調しておかなければならぬ。証券取引法会計は、保守的で経理自由型の商法会計に対して日本の会計の近代化を促進してきたといえる。そうしたことから、日本の会計学は証券取引法会計を中心に発展してきており、会計教育においても証券取引法会計が教えられてきた。多くの会計研究者は証券取引法会計を対象に研究し、日本の会計制度のあり方を検討してきたのである。

### 3. 分配会計・情報会計と単体会計・連結会計

#### (1) 日本の歪んだ会計構造

証券取引法会計が会計の研究・教育のベースとなることには、大きな問題があったと思われる。会計人が証券取引法会計に軸足を置いてきたことで、商法会計・会社法会計の重要な役割を見失ってしまった点である。2006年の会社法によって会計規定が削除されるという重大な問題を、多くの会計人が見落としてしまったのではないか。第I部、第II部の各章で論じてきたように、会計の新たな計算と報告については会社法ベースで検討しなければならない課題である。なぜならば、会社の利害関係者(ステークホルダー)が誰であるか、こうした利害関係者にどのような計算にもとづいて利益や価値を分配するか、を決めるのは会社法であるからである。

そのような分配会計は会社法によって制度的に支えられなければならない。証券取引法中心の特殊な発展をしたアメリカを除き、欧州を中心とする多くの国々では、会社法や商法でそのような分配会計を規定している。同じアングロサクソン型のイギリスでも会社法が会計を規定しており、分配会計の側面を有している。

日本の会社法はこうした会社法独自の重要な役割を放棄してしまったかに見える。ドイツやフランス等では国際会計基準の導入に際して、連単分離が原則となっている。連結会計は国際会計基準に従い、単体会計は各国の会社法・商法に従うという方法である。そのことによって多くの中小企業は国際会計基準の影響を直接受けることなく、会社法・商法の会計規定に依拠することができる。ツィンマーマン=ヴェルナー(Zimmermann and Werner,2013)によれば、連結会計は証券市場向けの情報会計(information accounting)の性格を持ち、単体会計は利害関係

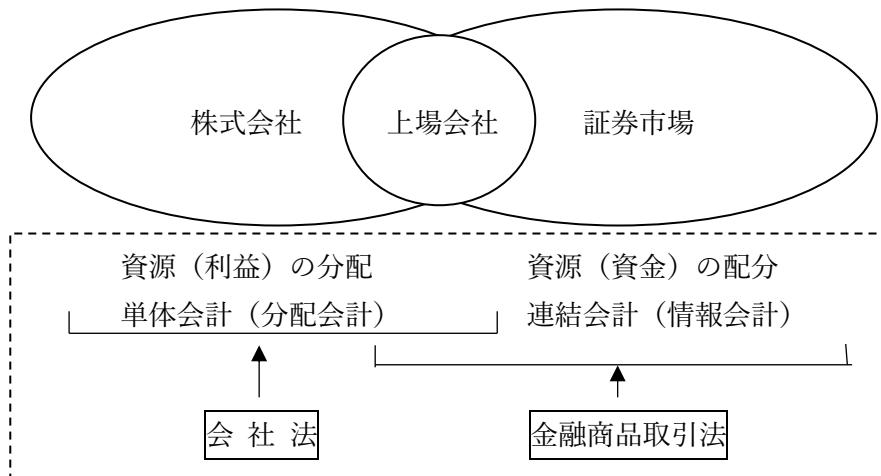
者に対する分配会計（payout accounting）の役割を果たすとされている。証券市場では連結会計が情報会計として機能し、国内経済では単体会計が分配会計として機能していると見なければならない。

その点から見ると、日本は連結と単体の関係を曖昧なままにしてきたという問題があるのではないか。戦後の証券取引法会計が始まった時点では、連結は制度化されておらず、すべて単体ベースで会計の役割が論じられてきた。そして 1977 年に連結会計が制度化されるに際して、連結は単体財務諸表から作られることが当然のこととして了解された。単体会計が分配会計であるとすれば、情報会計をめざす連結会計とは異なった性格であり一体とはならないはずであったが、日本ではこうした認識は生まれなかった。なぜならば証券取引法をベースに論議が進んだからである。商法会計からはこうした問題が提起されず、証券取引法会計に軸足を置く会計人・会計学者は問題の存在を十分理解しえなかつと思われる。その結果、日本では連單一体の思考が支配することとなつたといわねばならない（小栗、2020）。

金融商品取引法における会計については、2001 年以降、企業会計審議会に代わって民間組織の企業会計基準委員会が会計基準を設定しているが、そこでは会計基準は連結と単体を含む形で設定されている。その際、国際会計基準とのコンバージェンスが図られるが、連結だけを扱う国際会計基準が日本では単体にも適用されることになっている。そして、そこで設定された単体の会計基準が会社法における会計としても使われることになる。俯瞰して見れば、情報会計としての会計基準が、単体の分配会計に適用されるという奇妙な構造が存在しているのである。その矛盾が中小企業に集中することはいうまでもない。

会計のあり方からすれば、日本の会計制度は歪んだいびつな構造となっているといわねばならない。こうした構造を変えることが制度改革の前提となる。次の図表 12-1 は、Zimmermann and Werner (2013) の研究をもとに、会社法と金融商品取引法の関係を単体会計・連結会計および分配会計・情報会計の側面と併せて示したものである。会社法と金融商品取引法の役割分担の関係は、本来、図表のようであると考えられる。

図表 12-1 会社法・金融商品取引法の役割分担と会計



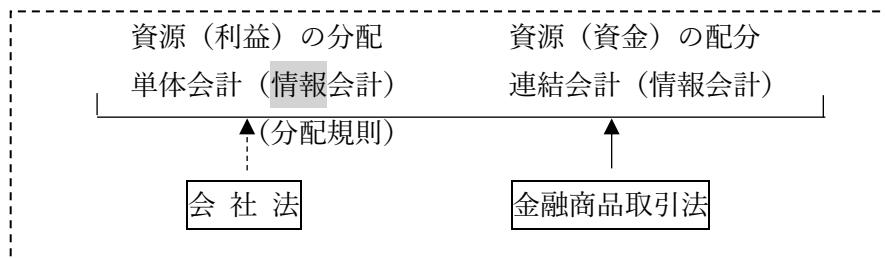
(出所) 筆者作成。

会社法は株式会社について規定する法律であり、会社を構成する利害関係者の権利保護と利害調整のために、会社組織の適正な活動に関するルールを定めた法律である。金融商品取引法は証券（金融）市場について規定する法律であり、国民経済の健全な発展と投資家を保護するために株式や金融商品の証券（金融）市場における適正な取引のルールを定めた法律である。会計の面では、会社法会計は個別の会社の会計（单体会計）を対象とし、利害関係者の間での資源（利益や価値）の分配について規定することを役割としている。その点で、会社法会計は单体会計であり分配会計である。そして分配という面で税法・税務会計と密接に関係している。また金商法会計は、証券市場に上場する企業が多くの子会社・関連会社を擁する企業集団として存立していることから企業集団の会計（連結会計）を対象とし、証券市場における公正な取引による効率的な資源（資金）の配分を保障するために、投資家への適正な情報開示について規定することを役割としている。その点で、金商法会計は連結会計であり情報会計である。

## （2）新たな分配会計と情報会計

しかし、会社法が分配会計の規定を削除したことで、それに代わり金融商品取引法の会計が株式会社全体に導入されることとなった。上場企業向けの金商法会計に依拠することが困難な中小企業のために「中小企業会計指針」や「中小企業会計要領」が作られてはいるが、基本的な構造は会社法会計の部分に金商法会計が適用されることとなっている（小栗、2012）。

図の点線枠の部分は 2006 年以降の変化を示したものである。株式会社のための分配会計は実質的には情報会計に変容したと見なければならない（網掛け部分）。会社法には分配規則はあるが、その前提となる会計は分配会計ではなく、金融商品取引法からの情報会計に依拠するものになっている。ここには情報会計としての会計基準が、単体の分配会計の代わりに適用されるというねじれた構造が存在しているのである。



こうした日本独特の問題ある構造を変えるには、会社法において分配会計を取り戻し、金融商品取引法における情報会計との関係を再構築することが必要である。しかし、それは以前の状態に戻ることではない。企業制度の改革とともに新たな分配会計を形成しなければならない。それはステークホルダーのための新たな分配会計である。しかもこの新たな分配会計は分配だけを示せばよいというものではない。従来の分配会計は株主と債権者に向けてのもので、株主や金融機関への限定した情報の提供で済んでいたことから、決算公告の制度はあったとしても情報開示は2次的な役割であった。それに対し、新たな分配会計は、多様なステークホルダーへの分配の妥当

性や貢献性を社会的に示すことが必要となることから、ESG情報を含めた情報開示の役割が重視されることになる。新たな分配会計では分配会計に情報会計の機能が付加されなければならない。

他方、会社法会計の改革と連動して、金融商品取引法における情報会計の方にも新たな展開が求められる。従来の情報会計は投資家に投資意思決定に有用な企業価値情報（利益情報や資産価値情報）を開示することが中心であったが、これからは企業がどのように社会や環境（ステークホルダー）に適切に価値を分配し貢献しているかについての情報も求められるようになる。またさらにタックス・ハイブンへの対応やデジタル課税を含む国際的な税務情報も要請されることとなるであろう。こうした情報は分配会計情報であるといつてもよい。つまり、情報会計の中に分配会計情報が組み込まれることが必要となるのである。

このように会社法会計は分配会計、金商法会計は情報会計という基本の構造的性格は保持しつつ、機能の面で分配会計と情報会計は有機的に結合していくのではないかと考えられる。こうした将来の姿がどのようになるかについては、今後さらなる検討が必要であるといわねばならない。

#### 4. 会社法会計の改革

上記の問題を解決するためには、会社法全体の改革が重要となる。株主中心の会社の構造から、すべてのステークホルダーに対応する社会に開かれた会社の構造に転換していくことが必要である。

まず、会社法において、会社が社会的存在であり人権を尊重すべき責任があることについて規定することが出発点となる。そして株主だけでなくステークホルダーのための経営を行うことを会社の基本目的として設定し、そのためのコーポレート・ガバナンスや管理を義務づけることが求められる。こうした会社法構造の転換は容易ではないが、漸進的に変化していくことが予想される。近年では、イギリス会社法の改正（2006年）において、インクルーシブ（包含）・アプローチにより、株主を主としつつ従業員、地域社会が利害関係者の対象に加えられている。採用には至らなかつたが、もしプルーラリスト（同等）・アプローチにもとづく改正がなされたとすれば、こうした利害関係者は株主と同等に位置づけられたであろう。SDGsの取り組みが進む中でステークホルダー型の経営はさらに制度化されていくことが期待される。このように会社組織やコーポレート・ガバナンスのあり方を会社法の中で変えていかねばならないが、こうした会社法の改革を前提に会計の改革はなされるであろう。

会社法において、株主中心ではなくすべてのステークホルダーのための経営に対応しうる会社法会計を再構築しなければならない。

そのためには第1に、会社法会計において分配会計を再建し、すべてのステークホルダーのための分配会計を新たに構築することが必要となる。新たな分配会計を担うのは付加価値計算書である。すでに第5章で論じたように、付加価値計算書は、企業が創出した価値を企業に関わる様々なステークホルダーに分配する形態によって表示する計算書である。損益計算書よりも分配の過程と構造をより鮮明に明らかにするものとなる。ステークホルダーのための経営における分配を表すことができるのは、付加価値計算書をおいて他にない。

第2に、会社法会計は金商法会計とは異なる形で企業集団についての情報を開示することが求

められる。会社法は上場企業に対して連結情報を義務付けているが、企業集団を形成する中小企業には連結情報は求められていない。その場合、企業集団情報として必要なのは子会社情報である。主要な子会社の財務諸表やその他のすべての子会社の財務情報の概要の開示を会社法は要請すべきである。子会社情報は課税も含めた企業集団を通じての分配の状況を示すことになるであろう。

第3に、金融商品取引法における情報開示の改革に対応して、企業が環境や社会、ガバナンスにどう取り組んでいるかを示すESG情報を報告することが会社法においても求められる。新たな会社法において企業制度の改革が進むとすれば、会社法会計におけるESG情報の開示は会社の社会的責任・会計責任をより明確にするものとなるであろう。

こうした課題は第13章において展開されているので、詳しい内容はそちらにゆだねたい。

## 5. 金融商品取引法会計の改革

### (1) 情報の区分と範囲

会社法会計の改革と連動して、金融商品取引法会計の改革も重要となる。金商法会計は情報会計であり連結会計であるが、その点での新たな改変が求められる。まず金融商品取引法において企業の社会・自然への責任を明記し、ディスクロージャー制度の拡充を通じてESG情報の開示を図らねばならない。

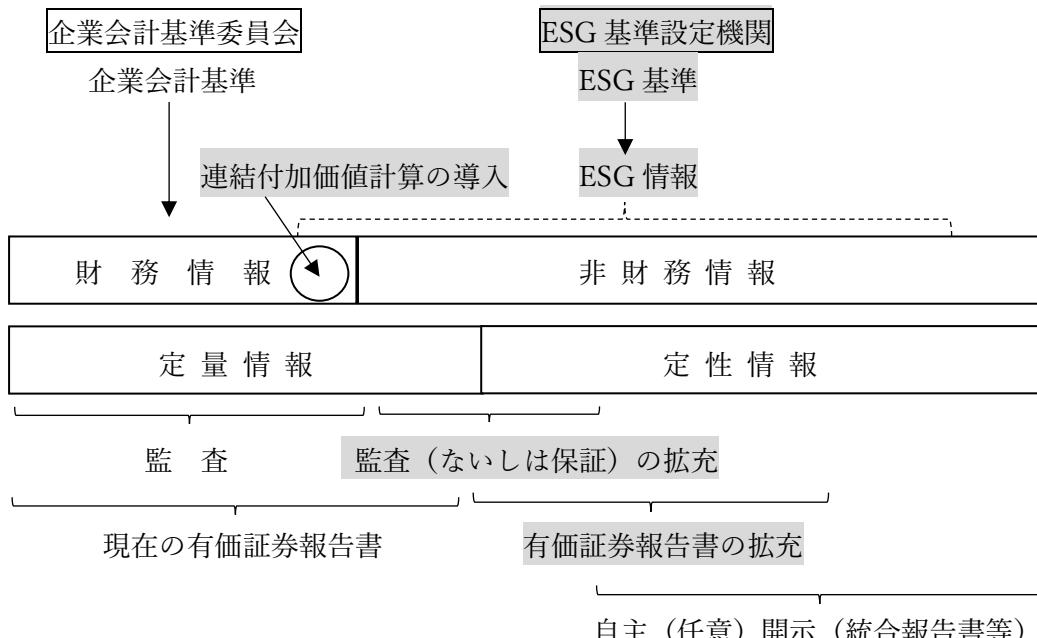
情報会計としての金商法会計の改革の中心は、ディスクロージャー制度を担う有価証券報告書の新たな展開である。投資情報としてESG投資を促すような社会・環境情報の開示を有価証券報告書において義務化することが重要となる。その場合、比較が困難な各社任せのものではなく、金融商品取引法の中で定式化を図ることが必要となろう。どのような開示を目指すべきか、今後、検討していくかねばならないが、ESG情報や非財務情報について概念等が錯綜しているので、問題を整理した上で改革の見取り図を図表12-2で示してみたい(網掛けの部分は今後の改革を示す)。

図表にあるように、情報は財務情報と非財務情報に区分することができる。財務情報は財務諸表を中心とした情報であり、財務諸表本体とともに注記や付属明細書、補足情報からなる。日本の有価証券報告書でいえば「経理の状況」がそれに相当する。非財務情報は財務情報以外の情報ということになるが、今日では多くの部分はESGに関わる情報として位置づけられる。EUの非財務報告指令は企業にESG情報の開示を求めるEU指令であり、そこでは非財務情報=ESG情報として一般に理解される。しかし非財務情報にはESG情報でないものも含まれる。例えば、日本の有価証券報告書における非財務情報である「事業の状況」「設備の状況」「提出会社の状況」の多くの部分は、必ずしもESG情報というわけではない。そのため図表ではESG情報の範囲を点線のカッコで大まかに示すにとどめている。

情報にはこの他にも、定量情報と定性情報の区がある。定量情報は数値によって表される情報であり、財務データが中心となるが、生産や受注、販売のデータや主要設備の土地面積など非財務に関するデータもかなり存在している。図表では財務情報だけでなく非財務情報にもまたがるものとして示している。今後、ESG情報の開示が要求されるようになると、温室効果ガスの排出量や廃棄物の量、再生可能エネルギーの割合などの非財務データがさらに定量情報として開示

されることになるであろう。他方、定性情報とはデータで表されない情報であり、主として記述によって説明される情報である。図にあるように、定量情報は財務情報から非財務情報にまたがり、それ以外の非財務情報の部分に定性情報が分布すると考えられる。

図表 12-2 財務情報・非財務情報等の区分



(出所) 筆者作成。

この他に数値情報、記述情報という区分もある。日本では金融庁の「記述情報に関する原則」が2019年に公表されている。そこでは「財務情報以外の開示情報」を「記述情報」と定義しているが、この定義では非財務情報全体が記述情報となってしまい、その中に定量情報が含まれても記述情報ということになる。数値と記述という分類では情報の性格を区別できないように思われる。例えば、財務情報の注記などにも記述（文章）による説明情報もかなり存在する。その場合、記述であってもそれは財務情報（定量情報）に関するものである。財務情報の中に数値だけでなく記述の情報も存在し、非財務情報の中にも記述だけでなく数値の情報も入ることになる。したがって数値情報、記述情報は財務にも非財務にも混在すると見なければならず、図では数値情報、記述情報の区分は示していない。

## （2）ESG情報と連結付加価値計算書

金商法会計の改革においては非財務情報のあり方が大きな課題となり ESG情報の導入が重要な焦点となる。その場合、非財務報告（非財務情報）と財務報告（財務情報）とが連動する関係を作ることが重要となる。財務情報において利益や価値の多様なステークホルダーへの分配が示されれば、非財務情報における企業の ESGに関する情報の意味がより鮮明になるであろう。第5章で明らかにしたように、財務報告と非財務報告をつなぐのは付加価値計算である。前節で会社法

会計への付加価値計算書の導入を提起したが、金商法会計においても「連結付加価値計算書」を導入することを求めたい。会社法における単体の付加価値計算書と連動して、企業グループ全体のマルチステークホルダーに関する情報として有用となるであろう。その場合、連結付加価値計算書は ESG 情報の役割も担うと考えられる（図表では連結付加価値計算書の導入を示したうえで、ESG 情報の範囲に入る位置に置いている）。

注記や付属明細書においても、ESG 情報を示す必要は増すと考えられる。利益や付加価値を創出する際の CO<sub>2</sub> などの温室効果ガスの排出量の開示を SDGs は指標として求めているが、こうした情報を注記や付属明細書において示すことができれば効果的となる。

そのような場合、定量情報と定性情報の区分が重要となる。ESG 情報の制度化や監査のあり方にとて重要であるからである。ESG 情報の中の定量（数値）情報の部分は記述部分とは異なり、開示を定式化し義務づけるのに適している。可能なかぎり定量情報化を図り、それを ESG 情報基準として設定することが重要である。数値による企業比較が可能となれば、企業の ESG への取り組みの姿勢や度合いが可視化され、企業の改革を促進することになるであろう。

企業は金融商品取引法の枠の中で、財務情報については会計基準によって、非財務情報については今後、ESG 基準設定機関による ESG 基準によって規制を受けると想定されるが、こうした基準による制度的な開示が行われることによって、有価証券報告書の拡充が進むと考えられる。図表でも現在の有価証券報告書の右に拡充される有価証券報告書（網掛け部分）を示してある。その場合、拡充される有価証券報告書をどのような構成と内容にすべきかが大きな課題となるであろう。これまで自主（任意）開示となっていた統合報告やサステイナビリティ報告等も一部が制度的な ESG 情報の開示となれば、有価証券報告書の中に移行することになるであろう。制度開示が拡大していく中で、財務・非財務に関わる有価証券報告書自体の改革が必要となると考えられる。その点については第 14 章を参照されたい。

### （3）監査と保証

定量（数値）情報は監査と保証の範囲とも関係してくる。監査は現在は財務情報に限定されるが、ESG 情報が義務化された場合、定量（数値）情報の部分にも監査の範囲が広がることが想定される。また、それを「監査」ではなく「保証」という概念として捉えることも考えられる。すでに一部の ESG 情報については自主開示ではあるが保証が求められている。定性（記述）情報部分にも ESG 情報開示基準が設定され義務化が進む場合は、定量情報と定性情報にまたがる範囲について「監査」や「保証」が必要となることもありえるであろう<sup>34</sup>。

こうした異なるレベルの情報との相関関係の中で、ESG 情報の開示基準が設定されていくこととなり、監査と保証の範囲が拡大していくことが考えられるのである。

監査は、企業が社会的責任の度合を増すにつれ、その社会的役割がますます重要となると思われる。会社法と金融商品取引法の改革が進む場合、マルチステークホルダーに対する社会的責任がどう果たされたかについての監査が求められることになる。すなわち、監査にもすべてのステ

---

<sup>34</sup> 非財務情報・ESG 情報の信頼性を確保するうえで、「監査」では対応できない部分について「保証」（第三者保証）が考えられる。詳しくは梨岡（2021）を参照されたい。

ークホルダーに対する社会的責任が課されるのである。監査が社会的・公共的に会社の財務報告をチェックする役割を果たすようになることが、会社と証券市場の改革にとって必須のものとなるであろう。

EU やイギリスでも監査の改革が検討されているが、個々の監査法人に監査を委ねる従来の監査方法について再検討すべきであろう。監査対象企業から監査報酬を得て当該企業の監査を行う仕組み自体が続く限り、会計不正を防ぐことは困難である。監査のあり方として、監査の公的・社会的な機構を設けて、企業から拠出させた監査費用の集積にもとづき運営することも可能ではないか。こうした監査のあり方をめぐる問題についてもさらに検討していかねばならない。

#### <参考文献>

- 小栗崇資 (2012) 「中小企業会計と国際会計基準—「中小企業会計要領」の意義について」  
『企業環境研究年報』第 17 号、中小企業家同友会。
- (2020) 「連結会計・単体会計の分離の歴史と構造」『駒澤大学経済学論集』第 51 卷  
第 3 号。
- (2021) 「企業・経済の変革と SDGs」『経済』2021 年 7 月号。
- ジョン・ジェラルド・ラギー (東澤靖訳) (2014) 『正しいビジネス—世界が取り組む「多国籍企  
業と人権」の課題』岩波書店。
- 諸富徹 (2020) 『グローバル・タックス—国境を超える課税権力』岩波新書。
- 梨岡英理子 (2021) 「ESG と監査—非財務情報の開示と信頼性確保に向けて」『会計』第 199 卷第  
4 号。
- Zimmermann, J., and J.R., Werner (2013), *Regulating Capitalism? The Evolution of  
Transnational Accounting Governance*, Palgrave Macmillan, 2013.

# 第13章 ステークホルダー資本主義と会社法会計

西森亮太

## 1. はじめに－研究の背景と目的

ステークホルダー資本主義（Stakeholder Capitalism）とは、株主、労働者、取引先、消費者、地域社会、政府・地方自治体など、企業に対する多様な利害関係主体であるステークホルダーを対象とした資本主義のことをいう。ステークホルダー資本主義は、2015年9月25日に国連で全加盟国による合意によって採択されたSDGs（Sustainable Development Goals：持続可能な開発目標）に呼応する形で、欧米諸国において唱導されるようになってきた。

そこでステークホルダー資本主義、SDGsの観点から日本の会社法会計を検討した場合、現在の投資家重視の株主資本主義の会計制度からステークホルダーのための資本主義の会計制度へ転換するためには、いかに改革すべきであろうか。具体的には下記の通り考察する。

## 2. 商法会計から会社法会計への変遷

日本の商法は、戦前からドイツ商法の影響のもとに債権者保護のための会計を形成していたが、戦後はアメリカをモデルとした証券取引法の導入以降、証券取引法との拮抗関係の中で変化していった。

1950年商法改正は第三者割当増資の導入等により、株式相互持合いを形成し、法人資本主義を創出した。1962年改正では、繰延資産の範囲の拡大や利益留保性引当金（特定引当金）の設定が容認された。とりわけ利益留保性引当金の設定により、減価償却と相俟って、高度成長下の企業の高蓄積構造に伴う自己資本の形成を促進した。1974年改正では商法32条2項が規定された。これにより商法独自の斟酌規程が導入され、企業会計原則や証券取引法に対抗する形で、商法優位の会計が確立したのである。

しかし2001年改正において、自己株式規制の緩和（金庫株の解禁）等々の導入により、商法会計の目的である利害調整機能や債権者保護よりも、投資家の意思決定有用性に資する情報提供機能に重きを置こうとする兆候が見受けられるようになった。さらに2002年改正では、資産評価規定等の会計規制の法務省令への委任や連結計算書類の導入がなされ、商法会計から証券取引法会計への決定的なシフトがなされた。2005年に制定された会社法は、最低資本金制度の廃止や資本の部から純資産の部への変更等にみられるように、国際会計基準（IFRS）の影響を受けた、自己責任・規制緩和の思想が通底しているといえる。会社法は株主に対する利益分配についての法的規制（分配規制）のみを残し、独自の会計規定（開示規制）を持たなくなってしまったのである。

以上より日本の会計制度は利害調整機能から情報開示機能へ、つまり債権者保護から投資家保護へと比重がかわっていったのである。しかしながらかつての債権者保護重視の会計制度は、たしかに商法に会計規定を有していたが、過大な減価償却や引当金計上によって企業の現実の利益を明らかにしているとは言い難く、ステークホルダー資本主義における会計制度とは全く相容れるものではない。

そこで、ステークホルダー資本主義における会計制度とは何かについて考えるうえで、以下イギリスと日本の議論を検討する。

### 3. ステークホルダー型資本主義に向けてのイギリス会社法改正の取り組み

2006年に改正されたイギリス会社法は、172条「会社の成功を促進すべき義務(Duty to promote the success of the company)」において、取締役は株主の利益を第一義的に考えるべきであるが、さらに株主価値を向上させるために、従業員の利益やその他ステークホルダーの広範な利益を考慮する義務があることを規定している。これはインクルーシブ（包含）・アプローチ（Inclusive Approach）に基づく発想である。

これに対してプルーラリスト（多元的）・アプローチ（Pluralist Approach）がある。プルーラリスト・アプローチとは、株主と株主以外とのステークホルダーの利益を同等とみなし、利益が衝突した場合には、株主以外のステークホルダーの利益を優先させることもありうるという考え方である。インクルーシブ・アプローチとプルーラリスト・アプローチとの違いは、株主を主とするか、同等と扱うかにある。

ステークホルダー資本主義の観点から会社法のあり方を考える場合、インクルーシブ・アプローチよりはプルーラリスト・アプローチの方がより望ましい。もっともイギリスにおける最新の情勢としてインクルーシブ・アプローチの徹底を求める動きが強まっており、ステークホルダー資本主義への漸進的な事象であると評価できる。

### 4. 日本における社会的責任論の法学的考察

商法学者である中村一彦は、富山大学、新潟大学で教鞭をとった経験上、公害問題に关心を有し、法学の立場から企業の社会的責任について論じた秀逸な業績を残している。

たとえば中村は、ステークホルダーによる「企業参加」について言及している。「労働者や消費者、地域住民の企業参加を、企業権力の恣意性に対する企業外部からのサンクション・システムと考えるか、統一的組織体である企業内部の構成員としての当然の参加と考えるか、なお慎重に検討する必要があろう。筆者は、現段階では後者の考え方には疑問をもつが、それはともかく、社会的責任と機能を備えた新しい「企業」概念の設定が今後の緊急課題と言うべきである」（中村、1977, p.82）と考察している。経済民主主義のあり方、マルチステークホルダー・アプローチからの会社法（会社法会計）の改革のあり方について問い合わせるうえにおいても、この論点は今日的意義を有している。

### 5. 会社法会計の改革

まず「ステークホルダーのための分配会計」の構築を検討する。ステークホルダーとして、株主の他に従業員、消費者、地域社会、自然環境等をガバナンスと経営責任の対象とすべきことを規定しなければならない。その上で、それらのステークホルダーに対応した新たな付加価値計算書を会社法に導入し、分配会計の役割を明確にした会計規定を再構築しなければならない。

次に「企業集団情報の開示」についてである。金融商品取引法会計の主導により企業集団情報の開示が拡大する一方で、必ずしも十分でないのは子会社情報である。会社法において企業集団情報開示を検討するとすれば、子会社情報の充実であろう。国内、国外、事業別の子会社の情報をまとめた財務諸表を開示することが有用ではないか。現状では主要子会社については出資比率と主要な主要授業内容が事業報告に掲示されるのみであるが、主要子会社については財務諸表を開示すべきである。とりわけ持株会社の場合は主要子会社の財務諸表が不可欠であろう。その他の子会社については、資産、負債、資本、収益、費用、利益、法人税等について一覧表形式で開示

することを提案したい。そうした子会社情報は、連結とは異なった視点から企業グループ情報の有用な提供となる。

最後に「ESG 情報の開示」を会社法においていかに考えるかである。ESG 情報開示を牽引するには証券法の側の改革であるが、環境 (E)、社会 (S)、ガバナンス (G) に対する会社の責任をどう明らかにするかはすでに論じてきたように会社法の改革の課題でもある。今後、ESG 情報開示の義務化が進んだ場合、上場会社・金商法大会社については金融商品取引法における開示基準に従った報告を会社法においても適用するのが良いのではないか。そうした段階になれば、会社法の事業報告および計算書類に金商法で作成が要請される ESG 情報を取り込むことが考えられる。

## 6. 結び

ステークホルダー資本主義における会社法会計の考察を通して、格差と貧困をもたらすグローバリゼーションを見直し、株主資本主義からの脱却を実現するための、会計制度のオルタナティブとして意義を見出すことができるのではなかろうか。金商法会計一辺倒から会社法会計の復権を図ることにより、多様なステークホルダーに配慮した、SDGs、ESG の理念が具現化した会計制度の構築が可能となるであろう。

### <参考文献>

- 小栗崇資（2021）「企業・経済の変革と SDGs」『経済』No.310。
- 豊島勉（2014）「英国におけるコーポレート・ガバナンス洗練された株主価値原理の検討」『修道法学』Vol55 No.1。
- 中村一彦（1977）『企業の社会的責任－法学的考察（改訂増補版）』同文館出版。
- 中村信男・田中庸介（2008）「イギリス 2006 年会社法（2）」『比較法学』Vol41 No.3。
- 西森亮太（2019）「商法・会社法会計と金融商品取引法会計との関係についての批判的考察－商法改正およびトライアングル体制の変容を通して」『商学研究』No.13。

# 第14章 金融商品取引法におけるディスクロージャーの拡充

鈴木和哉

## 1. 有価証券報告書の改革

2020年3月期以降、有価証券報告書に記載される情報の拡充が進み始めているが、これらの情報にはESGやSDGsにも関連する点があり、有価証券報告書を拡充する方向での改革の始まりと見ることができる。その契機となったのが「金融審議会ディスクロージャーワーキング・グループ報告－資本市場における好循環の実現に向けて－」（2018年6月、金融庁）である。これを受けて2019年1月、金融庁が「企業内容等の開示に関する内閣府令」を改正し、また、同年3月には、金融庁から「記述情報の開示に関する原則」（以下、「原則」と記す）が出された。前者は有価証券報告書等の「財務情報及び記述情報（非財務情報）の充実」「建設的な対話の促進に向けた情報の提供」「情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組み」について記載内容を改正したものであり、後者は内閣府令に沿って、特に記述情報の考え方や取り組み方を示し、開示情報の充実を求めたものである。

記述情報の充実した開示について、「原則」の総論では、「どのように中長期的に価値を創造するか」と「重要性（マテリアリティ）という評価軸を持つこと」が挙げられている。いずれもIIRC（国際統合報告評議会）の推奨する統合報告書において求められる要件である。統合報告は「組織の短、中、長期の価値創造能力に実質的な影響を与える（重要な）事象に関する情報を開示する」ことを目的としてESG情報の開示を図るものである。「原則」はこの統合報告書のコンセプトを取り込んでいると考えられ、その意味で、今後の有価証券報告書へのESG情報の組み入れへの糸口を作ったといえる。しかし、ESG情報の開示が進んでいるとはいえない。金融庁が2020年11月に公表した「記述情報の開示の好事例集2020」には、中期経営計画とESGを関連させた数値目標やESGに関する課題と解決策、SDGsとも関連させた経営上のリスクなどについて、有価証券報告書などの開示例が示されているが、ESG情報の開示はわずかなものにとどまっている。

海外の例を手がかりにしてみると、例えばEUでは、ESG情報に係る制度開示の枠組みは、「EU非財務報告指令2014」による。ここでは、従業員数500人超の社会的影響度の高い大規模企業（上場企業、銀行や保険会社）に対し、年次報告書に含まれる経営報告書等において、主に投資判断に関わる重要なESG情報の開示を求めている。環境、社会、従業員、人権尊重、腐敗防止・贈収賄防止、取締役会等における多様性方針などで、開示項目や開示方法は報告主体に委ねる原則主義にもとづくが、段階的な開示強化が図られている。2017年に「非財務情報ガイドライン」を発行するとともに、「EU非財務報告指令」において、国連グローバルコンパクトやGRI（グローバル・レポートィング・イニシアティブ）等のフレームワークの使用を推奨している。そして、EU指令にもとづき各国での法制化が進んでいる。ドイツでは、2017年に制定された「CSR指令実施法」により、経営報告書または非財務報告書において、環境課題、従業員事項、社会的課題、人権尊重、腐敗・贈収賄の防止といった情報の開示が求められている。日本においても、EUに学んで、ESG情報の概要だけでも有価証券報告書での開示を義務づけるよう改革していくべきではないか。当面はEUのように原則主義に立って開示項目や開示方法は企業の判断に委ねる方策を

とりつつ、今後、ESG情報に関する開示の基準の国際的な統一化が進む過程で、開示の項目・方法を規定していくことが必要である。

ESGのうちのGについては、現状、「第4 提出会社の状況」の中の「コーポレート・ガバナンスの状況」において開示が進みつつあるが、EとSについては、現在の「第2 事業の状況」で開示することを想定し、ESG情報の概要を記載する節として、「社会、環境への対応」といった節を新設することも考えられる。また、ESGやSDGsに関する情報は、有価証券報告書と統合報告書などとの間で、記載する情報の整理や調整も必要となる。

## 2. 有価証券報告書と統合報告書の2本建て

近年、作成する企業が増加している統合報告書やサステイナビリティ報告書を、企業会計制度の枠組みの中でどのように位置づけるか検討が求められる。統合報告書もサステイナビリティ報告書もESG情報の開示を担う任意の報告書である。

ESGやSDGsの取り組みや成果に関する情報は、統合報告書やサステイナビリティ報告書に記載されているが、さまざまな報告書が乱立する状況となっている。こうした問題の解決のために、例えば、統合報告書に可能な限り情報を集約してはどうか。情報が重複していたり、名称が類似したりしている報告書を整理して、統合報告書に統一しESG情報を組み込めば、投資家や多くのステークホルダーにも分かりやすいのではないかと考えられる。

なお、梨岡（2021）では、枠組みが異なる複数の報告書であっても、それらが有機的に結合していれば、ひとつの報告書として機能することも指摘されている。

統合報告書を任意とするか制度とするか。企業のESGやSDGsへの取り組みと、それを重視する投資家（特に機関投資家）や社会からの関心の高まりという最近の状況から考えれば、証券市場に対するディスクロージャーの拡充という意味合いから、統合報告書を金融商品取引法（金商法）の枠組みに取り入れるのが望ましいと考える。有価証券報告書と統合報告書の2本建てとし、法定開示書類である有価証券報告書に加えて、統合報告書は内容を任意開示としつつ、書類そのものを原則的に開示すべきものとして強く推奨する形態を提案する。初めから有価証券報告書に一本化すれば、統合報告書は不要ということも考えられる。しかし、原則主義による自由度の高い統合報告書を細則主義的な法定開示である有価証券報告書に組み込むことは現状では困難であるといわなければならない。

統合報告書の記載内容は、ESGやSDGsについて取り組むべき課題や重点が企業によって異なるため、国内外の開示ルールにもとづいて当面は企業に委ねざるをえない。しかし、注目や関心を集める情報であるがゆえに、あらゆる情報がESGやSDGsに関連づけられる事態も考えられる。取り組みや成果について、何らかの数値で客観的に測定や評価ができないものの記載には、一定の制限や規制を加えることも必要となるであろう。

統合報告書の情報を連結ベースとするか単体（個別）ベースとするかという問題も生じるが、金融商品取引法会計（金商法会計）に取り入れるとすれば、有価証券報告書との連動も考慮しなければならず、連結ベースと単体ベースの両方とするのが望ましいと思われる。

有価証券報告書と統合報告書とで、記載する情報のすみ分けも課題となる。ESGやSDGsに関する情報のうち、非財務情報は、詳細は統合報告書に記載する。有価証券報告書には、従来から記載が求められている情報に関連させて、概要を「第2 事業の状況」の「経営方針、経営環境及

び対処すべき課題等」や「事業等のリスク」、「第4 提出会社の状況」の「コーポレート・ガバナンスの状況等」に記載する。財務情報となる ESG や SDGs への取り組みに関する支出は、「第5 経理の状況」で、連結損益計算書、単体(個別)損益計算書に何らかの勘定科目を設けて金額を表示し、注記に内訳や詳細を記載することが考えられる。

### 3. 金商法会計における財務情報の充実

財務情報と非財務情報との有機的な連関を図ることも重要である。財務情報と非財務情報とをつなぐために、新たな付加価値計算書の設定を提案する。多くの非財務情報は企業の付加価値をベースにしており、社会や環境に関する情報と付加価値情報とをリンクして見ていくことが求められている。そうした点から、金商法においても、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結キャッシュ・フロー計算書に続く「第4の財務諸表」として、「連結付加価値計算書」が導入されれば、セグメントにおいても従来のセグメント別損益情報とともに付加価値情報の開示も求められる。どのセグメントが価値の創出に貢献しているかを見ることができれば、ESG 情報としも有用となるであろう。

また、金商法会計における財務情報に関する課題として、単体(個別)情報の充実化も挙げられる。有価証券報告書では連結情報が中心となったことにより、単体情報の簡素化という事態が生じてきた。連結情報が重要な意味を持っていることはいうまでもないが、これと単体情報の簡素化という動きは相容れない。

単体情報の簡素化としては、2014年3月の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等で、連結財務諸表の作成企業に対して、2014年3月期から、連結財務諸表にセグメント情報を注記している場合における製造原価明細書の免除や、単体(個別)財務諸表における主な資産および負債の内容の免除などがある。「国際会計基準（IFRS）への対応のあり方に関する当面の方針」（2013年6月、企業会計審議会）では、金商法における開示制度について、「連結財務諸表の開示が中心であることが定着した現在においては、制度の趣旨を踏まえ、単体開示の簡素化について検討することが適当である」とする一方、「単体開示の簡素化に当たっては、単体開示の情報が少なくなることへの懸念に対応しつつ、金商法の単体財務諸表と会社法の(単体)計算書類の統一を図る観点から、例えば、連結財務諸表におけるセグメント情報の充実や、注記等の記載内容を非財務情報として開示すること等について検討すべきである」とする。単体情報の簡素化を連結情報の充実で埋め合わせることで、単体情報の量や質が維持されるとは思われず、単体情報の充実が図られていくべきである。特に製造原価明細書は、付加価値計算書の導入とともに改めてその重要性を見直すべきである。単体(個別)損益計算書とともに作成されてきたものであったが、連結ベース・単体ベース両方の製造原価明細書の作成が求められる。

#### ＜参考文献＞

梨岡英理子（2021）「ESG と監査—非財務情報の開示と信頼性確保に向けて」『会計』第199巻第4号。

みづほ情報総研株式会社（2019）「ESG 要素を中心とする非財務情報に係る諸外国の開示制度に関する調査報告書」金融庁ウェブサイト、<https://www.fsa.go.jp/common/about/research/20190329/01.pdf>.

# 第15章 オルタナティブとしての経営分析の可能性

田村八十一

## 1. はじめに

すでに国連などが推進する SDGs などの取り組みに対応した企業などの SDGs の情報開示の進展は、従来の資本のための経営分析から、社会・経済・環境などの側面を重視する、労働者ないし労働組合、地域住民、消費者などを含めたマルチステークホルダー（多様な利害関係者、以下、MS と略す）のための経営分析へと発展する可能性を生じさせている。

ここでは、社会的関係性や社会的生産関係の視点から MS のための経営分析と労働のための経営分析の発展の可能性を資本のための経営分析のオルタナティブとして捉えて、社会経済的なアプローチからオルタナティブに向けた可能性の構図を素描している。

## 2. 現代資本主義の矛盾と社会・経済・環境問題の深化

1980 年代以降に台頭した新自由主義と、その下で個別資本すなわち企業の次元において株主第一主義を標榜して、ROE（自己資本利益率）の上昇や自己株式を用いた総還元性向の上昇などを目指し、株価上昇のために短期利益を追求する米国型経営とが推進されてきた。

しかし、現在、このような資本主義の在り方と米国型経営は、富の偏在、極端な格差社会、地球環境などの問題を惹起しており、そのため MS を重視した SDGs の取り組みなどによって、社会・経済・環境の諸問題を解決し、それを変革する方向へと向かわざるを得なくなっている。ここに近年までの資本のための経営分析に対して、そのオルタナティブが求められる契機が生まれている。

## 3. 資本のための経営分析から MS のための経営分析へ

経営分析は、歴史的に大きく 3 つの形態を取って発展してきた。すなわち、①貸付資本のための経営分析、②機能資本の管理統制のための経営分析、③そして資本の所有と機能の分離が進展するなかで貨幣資本のための経営分析という形態で発展してきたといえる。このように経営分析は、いずれも資本のための経営分析として機能してきた。

しかし、このような既存の資本のための経営分析だけでは、社会的関係性や社会的生産関係は十分に見えてこないだけでなく、社会・経済・環境に対する課題の解決にも十分に役立たない。このような資本のための経営分析に対して、今日、国連などを中心として、MS を新たに重視した SDGs 指標の報告が発展しており、その情報を利用して MS のための経営分析の可能性が生まれてきている。さらに社会関係性としての MS のための経営分析の中心として、社会的生産関係における労働のための経営分析が重要な位置を占めなければならない。本節ではこれらの点に言及している。

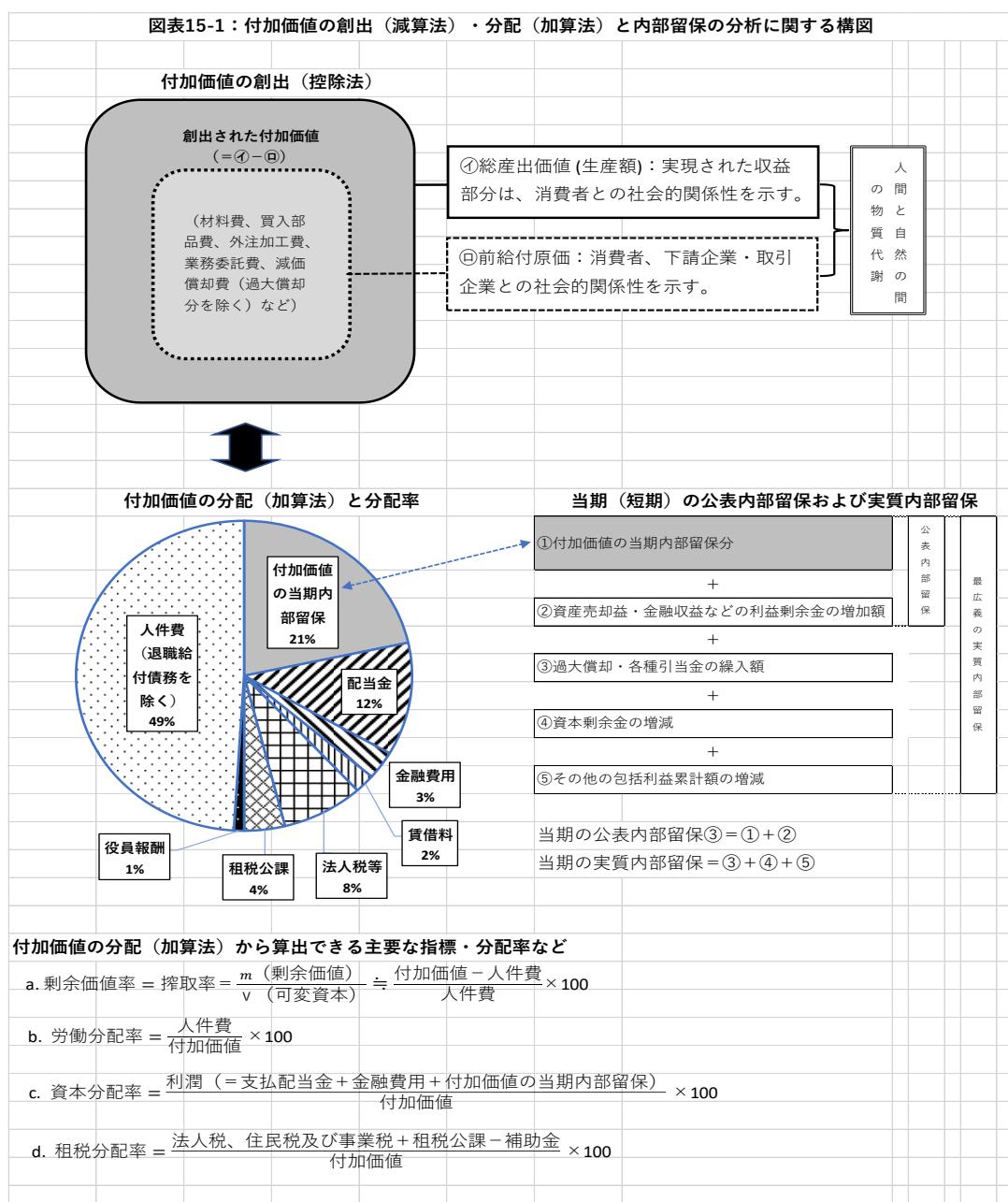
## 4. 国連などにおける SDGs 指標の取り組みと MS

国連などを中心として、MS を新たに重視した SDGs 指標の報告が、今日、現実に発展している。SDGs のターゲット 12.6 では、「特に大企業や多国籍企業などの企業に対し、持続可能な取り組みを導入し、持続可能性に関する情報を定期報告に盛り込むよう奨励する」ことを提唱し

ている。このような発展により、MS のための社会的関係性の経営分析を可能にする情報開示の流れが生じている。そこで、SDG Compass「経営指標一覧」、UNCTAD(2019)『SDG s の実行に貢献する事業体報告のためのコア指標ガイダンス』について検討している。

## 5. 社会的生産関係と労働のための経営分析、MS のための経営分析

SDGs 指標の公開は、MS のための経営分析に限らず、労働のための経営分析にとって、既存の企業会計の更なる公開の必要性とともに、一層重要となってきている。ここでは、社会的生産関係と労働のための経営分析として、メタ理論としての新価値とその近似値としての付加価値などを中心にして、社会的生産関係を基礎とした労働のための経営分析で重要な若干の指標について検討している（図表 15-1 参照のこと）。



加えて、その付加価値の分析思考と方法を整理・検討するとともに、消費者や下請企業ないし取引企業などの社会的関係性にかかる MS のための経営分析について若干ではあるが検討を試みている。

## 6. SDGs 指標と資本運動に対する経営分析

労働のための経営分析とマルチステークホルダーのための経営分析に加えて、UNCTAD における SDGs 指標の事例とその分析をここで若干検討するとともに、資本のための経営分析でなく、資本運動に対する経営分析の意義について限定的ではあるが言及している。また、SDGs 指標の「付加価値」の概念と計算方法の問題点を分析的視点から断片的ながらも検討している。特に資本のための経営分析として発達してきた指標においても、分析視角によっては、社会経済的な課題を明らかにするために利用することができること、すなわち社会経済的な分析視角から資本運動に対する実態を析出する指標として用いることで、オルタナティブな意味を持つことに言及している。

## 7. おわりに

現代の社会・経済・環境の諸問題を析出・解決して、「我々の世界を変革する」ために、SDGs の取り組みと SDGs 指標の公開の進展によって、MS のための経営分析、さらに労働のための経営分析の発展の可能性が生まれてきている。現代社会が内包する諸問題は、既存の資本のための経営分析のオルタナティブの方向へと向かわざるを得なくなつて来ている。そして、ここでは社会経済的なアプローチないし分析視角から、労働のための経営分析、MS のための経営分析、そして資本運動に対する経営分析が、ホーリステックなかたちで、資本のための経営分析のオルタナティブとして発展しなければならない点に言及している。

### <参考文献>

- 角瀬保雄（1983）「剩余価値分析」君塚芳郎・坂口康 編著『経営分析論』日本評論社、156-169 頁。  
田村八十一（2015）「CSR, 持続可能性と経営分析 – 社会, 労働の視点から – 」『商学集志』第 84 卷 第 3・4 号、103-122 頁。  
GRI, UN Global Compact and the WBCSD (n.d.), “Inventory of Business Indicators,”  
<https://sdgcompass.org/business-indicators/>  
UNCTAD (2020), *Core SDG Indicators for Entity Reporting TRAINING MANUAL*.